

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月28日

【計算期間】 第7期（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

【ファンド名】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト -  
豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし（注1）  
（Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009 - 01)）

【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
（Citigroup First Investment Management Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ  
（Song Li, Director）

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、  
シティバンク・プラザ、シティバンク・タワー50/F  
（50/F, Citibank Tower, Citibank Plaza,  
3 Garden Road, Central, Hong Kong）

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

- (注1) トラストの名称は平成27年5月12日付で「シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン)」から「レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト」に変更された。
- (注2) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円換算額は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値(1豪ドル=80.95円)による。以下同じ。
- (注3) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、受益証券は豪ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行う。
- (注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注5) 本書の中で計算期間(以下「会計年度」ともいう。)とは、毎年11月1日に始まり、翌年の10月31日に終わる1年を指す。(ただし、第1会計年度は平成20年12月22日に始まり平成21年10月31日に終了した期間を指す。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、平成21年1月30日である。)
- (注6) 用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンド概要

1. 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし（以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト<sup>（注1）</sup>（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。現在、トラストは、ファンドを含む16個のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。サブ・ファンドは、ダイナミック・ポートフォリオへのエクスポージャーをもたらすことにより投資家に対して元本の成長の可能性を提供することを目指す。ダイナミック・ポートフォリオは、エクスポージャーを日経平均株価（以下「日経225」という。）の配当込みのリターンを参照する豪ドル建て株式ポートフォリオ<sup>（注2）</sup>と豪ドル建て債券ポートフォリオに名目上配分する豪ドル建ての投資戦略を再現する。

サブ・ファンドはダイナミック・ポートフォリオへの投資エクスポージャーを提供する後記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定める本債券に対して投資する。

ダイナミック・ポートフォリオは（ ）日経225を参照する豪ドル建て株式ポートフォリオと（ ）豪ドル建て固定利付証券の名目上のポートフォリオに対する動的な想定エクスポージャーを有する。

ダイナミック・ポートフォリオは、10パーセント<sup>（注3）</sup>から200パーセントの範囲で、株式ポートフォリオに配分する。

2. サブ・ファンドは、サブ・ファンドの償還日において、豪ドルによる当初の投資金額の100パーセントの元本確保<sup>（注4）</sup>を提供することを目指す。

（注1）トラストの名称は平成27年5月12日付で「シティ・インベストメント・トラスト（ケイマン）」から「レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト」に変更された。

（注2）株式ポートフォリオは、日経225の配当込みのリターンに対する名目上のエクスポージャーを提供し、また日経225の豪ドル建てのエクスポージャーを取るために1週間ごとに更改される外国為替先渡取引（豪ドルのロング/円のショート）の名目上の買付けにより豪ドルと円との為替リスクをヘッジする。

（注3）戦略として10パーセントの株式ポートフォリオへの最低配分を目指しているが、日経225が下落すればその後現実の投資エクスポージャーがかかる最低水準を下回る場合がある。

（注4）受益証券に対する100パーセントの元本確保は、本債券の満期時の支払いによってもたらされるが、本債券はシティグループ・インクの無担保かつ非劣後の債務であり、それゆえシティグループ・インクの信用リスクを負担する。

##### a. ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストは、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。（当該変更は2015年5月12日付で効力発生。））（以下「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

サブ・ファンドは、豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なしであり、単一の受益証券が発行されている。サブ・ファンドの基準通貨は、豪ドルである。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。(a)本書に定める条件と(b)当該サブ・ファンドに関する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、受益者に対して、元本の成長の可能性および受益証券が2019年3月13日(当日を含む。)まで保有された場合は100パーセントの元本確保を提供することである。

サブ・ファンドについて、ファンドの信託金の限度額は定められていない。

#### b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2008年12月22日付追補信託証書(2015年4月14日付変更証書により変更済。(当該変更は2015年5月12日付で効力発生。)) (以下「追補信託証書」という。)に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)は、ファンドの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務(受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含むが、これらに限られない。)を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、(イ)トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日に終了する予定である。償還日とは、2019年3月13日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド」の項において定める方法により管理会社が決定するこれよりも早い日をいう。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書(関連する追補信託証書を含む。)の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法(2011年改正)(以下「信託法」という。)に基づき保有するものとする。

受託会社は(管理会社と協議の上)、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書(関連する追補信託証書を含む。)の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるため付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび/またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

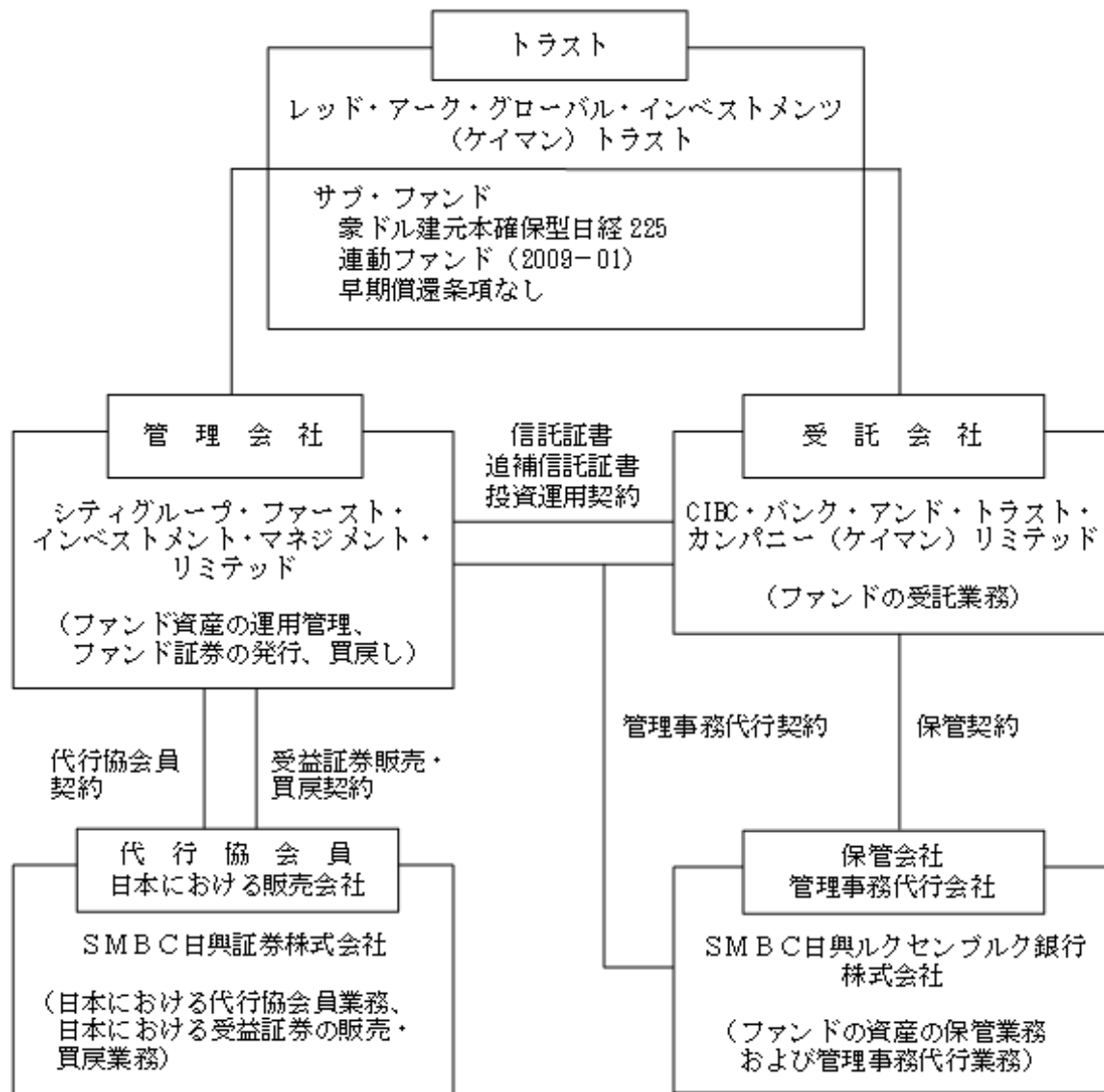
- (a) 資産、債務、経費および費用をかかるクラスおよび/またはシリーズ間で割り当てる方法
- (b) かかるクラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- (c) 受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬(管理報酬、成果報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。)をかかる各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- (d) 為替ヘッジに起因する費用および損益をかかる各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- (e) 当該サブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務をかかる各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

## (2)【ファンドの沿革】

昭和46年1月15日	管理会社設立
平成20年10月21日	信託証書締結
平成20年12月22日	追補信託証書締結
平成21年1月21日	サブ・ファンドの申込開始
平成21年1月30日	サブ・ファンドの運用開始(設定日)
平成27年3月10日	修正・再録信託証書締結
平成27年4月14日	追補信託証書の変更証書(以下「変更証書」という。)締結
平成27年5月12日	修正・再録信託証書および変更証書効力発生
平成27年5月12日	トラストの名称の変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、平成27年3月10日付で投資運用契約 <sup>(注1)</sup> を締結（平成27年5月12日効力発生）。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を行う。
CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、平成27年3月10日付で投資運用契約 <sup>(注1)</sup> を締結（平成27年5月12日効力発生）。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務 代行会社	平成20年11月19日付で受託会社との間で保管契約 <sup>(注2)</sup> を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成20年11月19日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約 <sup>(注3)</sup> を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 販売会社	平成20年12月24日付で管理会社との間で代行協会員契約（変更済） <sup>(注4)</sup> を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成20年12月24日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 <sup>(注5)</sup> を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。

(注1) 投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注3) 管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

( ) 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

( ) 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

( ) 株式資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル(約2,924万円)で、平成28年2月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル(約1,462円)の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、平成28年2月末日現在211,586,851香港ドル(約30億9,340万円)であった。

(注)香港ドルの円換算額は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=14.62円)による。以下同じ。

( ) 会社の沿革

昭和46年1月15日設立。

管理会社は、平成19年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

( ) 大株主の状況

(平成28年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、シティバンク・プラザ、シティバンク・タワー50/F (50/F, Citibank Tower, Citibank Plaza, 3 Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制される。

準拠法の内容

( ) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、(限られた一定の場合を除き、)受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

( ) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

( ) 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。)

は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつにより一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額、証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含む。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改正)の別表3に記載するリストに含まれている領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社(もしくはプライムブローカー)を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、別表3に記載するリストに含まれている領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

## (5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

### (イ) ケイマン諸島金融庁(CIMA)への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となる者か否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法(2013年改正)、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改正)または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年4月30日までは前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、( )当該事実を受託会社に書面で報告し、( )当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を守っていること、ならびに(b)サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から5か月以内および半期(毎年4月末日)終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社において、閲覧または入手可能である。

サブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は、電磁的方法によりファンドの代行協会員であるSMB C日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

## マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元と資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元および資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が自ら判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先にとって適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事しまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該居住者は、上記の確信または疑惑を、（ ）その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法（2015年改正）に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して行う義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### サブ・ファンド

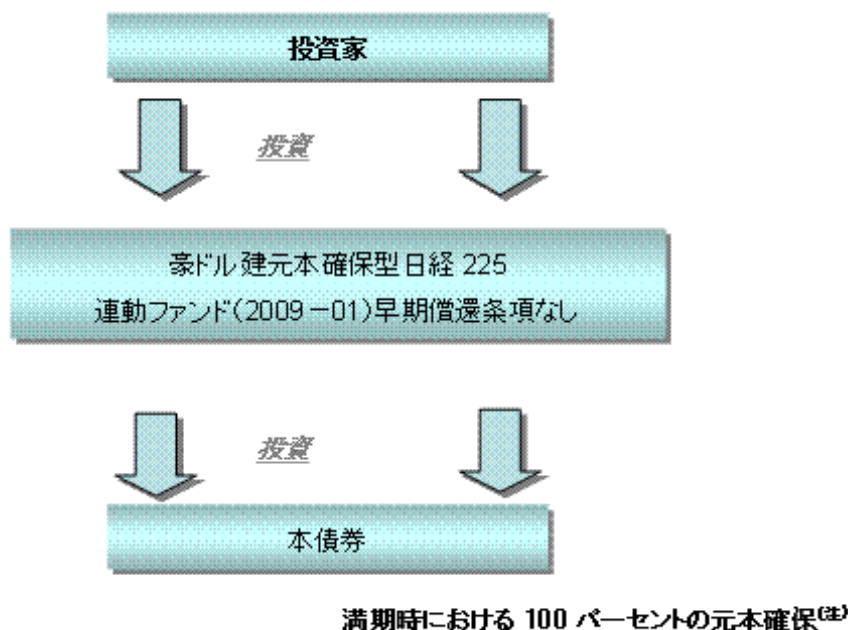
##### 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なし

サブ・ファンドの投資方針は、受益者に対して、ダイナミック・ポートフォリオを参照して計算される金額で償還される一定の債券(以下「本債券」という。)に対して、受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部を投資することにより、元本の成長の可能性および受益証券が2019年3月13日(当日を含む。)まで保有される場合は100パーセントの元本確保を提供することである。

本債券は、シティグループ・ファンディング・インクにより発行されていた無担保非劣後債務証券のシリーズの一部を成し、その支払いは、シティグループ・インクにより全額かつ無条件に保証されていた。本債券は、発行会社のすべてのその他の無担保かつ非劣後の債務と同順位であり、本債券に基づき期日が到来した支払いの保証は、シティグループ・インクのすべてのその他の無担保かつ非劣後の債務と同順位であった。2012年12月31日午後11時58分(米国東部標準時)(以下、「合併効力発生時間」という。)を効力発生時間として、シティグループ・インクの直接の完全子会社であるシティグループ・ファンディング・インクは、シティグループ・インクに吸収合併された。この合併の結果、効力発生時間をもって、(i)シティグループ・ファンディング・インクは消滅し、( )以前よりシティグループ・ファンディング・インクの全支払債務を保証していたシティグループ・インクは、本債券を含むシティグループ・ファンディング・インクの既存の未払債務を承継した。合併により、利率、支払日および/もしくは受渡日(もしあれば)または償還日等のシティグループ・ファンディング・インクの債務の条件に変更はない。この合併は、現在進行中であるシティグループおよびその子会社の資本市場事業の一元化のための、企業の簡素化プロセスの一環である。したがって、本書における「発行会社」に対する言及は、シティグループに対する言及であると解釈されるものとし、合併効力発生時間以降は、本債券に対する保証会社は存在しない。2016年2月末日現在、シティグループ・インクの非劣後債の格付は、Baa1(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)およびBBB+(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)である。(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。)したがって、本債券の満期における支払いによってもたらされる受益証券の100パーセントの元本確保は、発行会社であるシティグループ・インク(以下「発行会社」という。)の信用リスクの影響を受ける。

「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1)リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される状況を含む、本債券が債券満期日より前に償還された場合において、管理会社は、管理会社が決定した日においてサブ・ファンドを終了させることを決定する場合がある。

## ファンドの構成



(注) 満期時より前にファンドに対する投資が払い戻される場合、元本は確保されない。100パーセントの元本確保は、本債券の満期時の支払いによってもたらされるが、本債券は発行会社であるシティグループ・インクの無担保かつ非劣後の債務である。それゆえファンドの元本確保は、シティグループ・インクの信用リスクの影響を受ける。

## ダイナミック・ポートフォリオ

本書日付現在のダイナミック・ポートフォリオを定める方法は、以下のとおりである。当該方法の修正または変更を要すると計算代理人がみなす市場、規制、司法もしくは財務上の状況または、これらに限られないその他の状況が発生しないという保証はない。

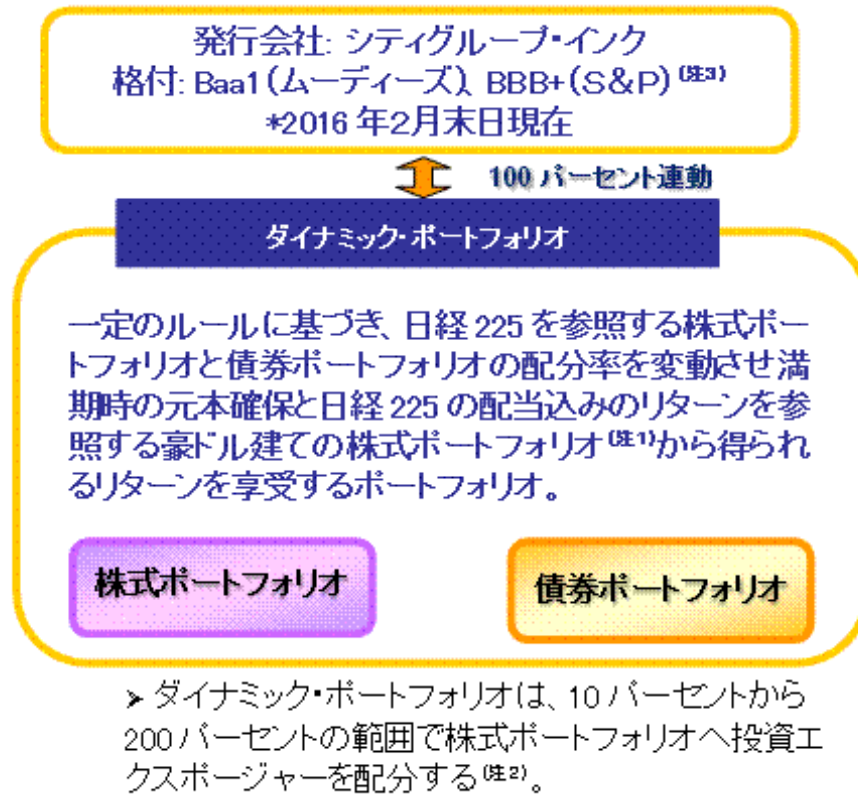
### 概要

ダイナミック・ポートフォリオは、投資エクスポージャーを二つの種類の資産、すなわち、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオの間に配分する投資戦略を再現するように企図される。

インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオの間の資金の想定配分は、以下に記載されるとおり、投資期間中に、投資家の当初の資本投資を確保すると同時にインデックス・ポートフォリオの価額の上昇から利益を得るためインデックス・ポートフォリオに対するエクスポージャーを増加させることを目的として、インデックス・ポートフォリオのパフォーマンスに応じて変動する。インデックス・ポートフォリオの正のパフォーマンスは、インデックス・ポートフォリオへの配分を増加させ、インデックス・ポートフォリオの負のパフォーマンスは、かかる配分の減少を招く傾向となる。かかる配分は、以下に記載される方法に従い、いずれかの観測日における日本の通常の立会時間中いずれかの時点（計算代理人により定められる。）において、計算代理人により調整される。本書における「いずれかの時点」との用語は、かかる通常の立会時間中のいずれかの時点を意味するものとみなされる。以下に記載されるとおり、かかるインデックス・ポートフォリオに対する配分は、(i) 後記「エクスポージャーの再配分」の項の定めに従い再配分時のダイナミック・ポートフォリオの価額（以下「ダイナミック・ポートフォリオ価額」という。）の200パーセントを上回ってはならず（ただし、いかなる時点においてもレバレッジの上限は常に150豪ドルとする。）、または( ) 当該条項に従う再配分時のダイナミック・ポートフォリオ価額の10パーセントを下回ってはならない。ただし、厳密なインデックス・ポートフォリオに対する配分は、ダイナミック・ポートフォリオ価額の変動に基づきその後変動する場合がある。

「投資期間」とは、ダイナミック・ポートフォリオに関連して、ダイナミック・ポートフォリオ開始日(後記「ダイナミック・ポートフォリオ価額およびダイナミック・ポートフォリオの当初の構成、ダイナミック・ポートフォリオの当初の構成」の項において定義される。)(当日を含む。)を開始し、債券評価日(当日を含まない。)に終了する期間をいう。ダイナミック・ポートフォリオ価額は、豪ドル建てとする。

## 本債券の詳細



- (注1) 株式ポートフォリオは、日経平均株価の配当込みのリターンに対する名目上のエクスポージャーを提供し、また1週間ごとに更改される外国為替先渡取引(豪ドルのロング/円のショート)の名目上の買付けにより豪ドルと円との為替リスクをヘッジする。
- (注2) 戦略として株式ポートフォリオへの10パーセントの最低配分を目指しているが、日経225が下落すればその後現実の投資エクスポージャーがかかる最低水準を下回る場合がある。
- (注3) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

## ダイナミック・ポートフォリオ価額の構成

### 概要

いずれかの時点において、ダイナミック・ポートフォリオにより表される名目上の投資は、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオの間で配分される。あらかじめ定められた配分方法は、最終ポートフォリオ価額が100豪ドルを上回るように努めるとともに、インデックス・ポートフォリオの価額の上昇に対してダイナミック・ポートフォリオによる参加を最大化することを意図している。

### インデックス・ポートフォリオ

インデックス・ポートフォリオは、複数のインデックス・ポートフォリオ単位に対する名目上の投資によって構成されている。インデックス・ポートフォリオの価額は、豪ドル建により表示される。

「インデックス・ポートフォリオ単位」とは、インデックス・ポートフォリオに関連して、本インデックスへの名目上の投資を表す合成証券をいい、これはヘッジ付トータル・リターン指数価額に等しい価額を有する。

インデックス・ポートフォリオに対する名目上の投資は、インデックス・ポートフォリオ単位の名目上の買付け（または売付け）により増減する。ダイナミック・ポートフォリオ開始日後のいずれかの時点におけるインデックス・ポートフォリオの価額（以下「インデックス・ポートフォリオ価額」という。）は、いずれも計算代理人によって決定される（ $i$ ）当該時点におけるインデックス・ポートフォリオに係るインデックス・ポートフォリオ単位の口数に、（ $h$ ）当該時点におけるヘッジ付トータル・リターン指数の価額（豪ドルによって表示される。）（以下「ヘッジ付トータル・リターン指数価額」という。）を乗じた積に等しい。

### トータル・リターン指数価額

トータル・リターン指数は、本インデックスの豪ドル建てのトータル・リターンのパフォーマンスを測定する、計算代理人により計算される円建てトータル・リターンの合成指数である。

トータル・リターン指数価額は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日において100である。

ダイナミック・ポートフォリオ開始日後のある観測日のいずれかの時点において、トータル・リターン指数価額は、以下の計算式に基づき計算代理人により決定される。

$$\left( \frac{\text{本インデックス水準}_t}{\text{本インデックス水準}_0} \times 100 \right) \times \text{TR乗数}$$

上記において、

**本インデックス水準 $_t$** とは、後記「市場不全事由」および「インデックス調整事由」の項において定めるところに従い、指数提供者により公表される時点における本インデックスの水準をいう。

**本インデックス水準 $_0$** とは、後記「市場不全事由」および「インデックス調整事由」の項において定めるところに従い、ダイナミック・ポートフォリオ開始日において指数提供者により公表される本インデックスの公式終了水準をいう。

**TR乗数**とは、ダイナミック・ポートフォリオ開始日においては1をいい、その後は後記「TR乗数調整」の項に従い、計算代理人によって算定される数をいう。

TR乗数調整

その株式が本インデックスを構成する一以上の会社によって現金配当が支払われることが予定され、その結果としてある日が東京証券取引所によって当該現金配当に関連する銘柄が当該取引所において配当落ち取引を開始する日であると決定された場合（以下「配当落ち日」という。）、**TR乗数**は、次の公式に従い計算代理人によってかかる配当落ち日において調整される。

$$\text{TR乗数} \times \left( 1 + \frac{\text{円建て配当金額}}{\text{円建て配当落ち価格}} \right)$$

上記において、

**円建て配当金額**とは、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する、かかる配当落ち日に関する本現金配当の金額をいう。

**円建て配当落ち価格**とは、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する、かかる配当落ち日における本インデックスの公式終了水準をいう。

**本現金配当**とは、ある配当落ち日に関して、当該配当落ち日において本インデックスを構成するそれぞれの銘柄の株数ごとに、関連する会社によって支払われる、かかる配当落ち日に関連する現金配当の円による想定金額（当該日において計算代理人がその絶対的な裁量において決定し、実際に支払われた現金配当の金額にかかわらずその後において変更されない。）から、かかる現金配当が当該配当落ち日において日本における課税の目的上日本の居住者または日本法人である者に支払われた場合における日本の源泉徴収に係る所得税を控除した合計金額をいい、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する。

ヘッジ付トータル・リターン指数価額

ヘッジ付トータル・リターン指数価額とは、計算代理人によって計算され、外国為替先渡取引のオーバーレイを伴うトータル・リターン指数のリターンを測定する豪ドル建て配当込みの合成指数である。

ヘッジ付トータル・リターン指数価額は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日において100であった。

ダイナミック・ポートフォリオ開始日後のいずれかの観測日のいずれかの時点におけるヘッジ付トータル・リターン指数価額は、計算代理人によって次の公式に従って算定される。ただし、計算結果がゼロ以下となった場合には、その時点において、またはその後のいずれの時点においてもヘッジ付トータル・リターン指数価額はゼロであるとみなされるものとする。

$$\begin{aligned} \text{ヘッジ付TR指数価額}_t &= \text{ヘッジ付TR指数価額}_{BW} \times \left( \frac{\text{TR指数水準}_t / \text{FX}_t}{\text{TR指数水準}_{BW} / \text{FX}_{BW}} \right) \\ &+ \text{ヘッジ付TR指数価額}_{BW} \times \text{FX}_{BW} \times \left( \frac{1}{\text{FX}_{\text{FWD}}_{BW}} - \frac{1}{\text{FX}_{\text{FWD}}_t} \right) \times \text{DF}_t \end{aligned}$$

上記において、

**ヘッジ付TR指数価額<sub>t</sub>**とは、当該時点におけるヘッジ付トータル・リターン指数価額をいう。

**ヘッジ付TR指数価額<sub>BW</sub>**とは、かかる観測日の直前の週初日の営業終了時におけるヘッジ付トータル・リターン指数価額をいう。

**TR指数水準<sub>t</sub>**とは、当該時点におけるトータル・リターン指数価額をいう。

**TR指数水準<sub>BW</sub>**とは、かかる観測日の直前の週初日におけるトータル・リターン指数価額をいう。

**FX<sub>t</sub>**とは、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する、1豪ドル当たりの円の額により表示されるかかる観測日における豪ドル/日本円の為替レートをいう。

**FX<sub>BW</sub>**とは、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する、1豪ドル当たりの円の額により表示されるかかる観測日の直前の週初日における豪ドル/日本円の為替レートをいう。

$FXFD_t$ とは、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する、1豪ドル当たりの円の額により表示され、かかる観測日の直後の週初日において決済される豪ドル/日本円の為替取引に対してかかる観測日において適用されるとみなされる為替レートをいう。

$FXFD_{BW}$ とは、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する、1豪ドル当たりの円の額により表示され、かかる観測日の直後の週初日において決済される豪ドル/日本円の為替取引に対してかかる観測日の直前の週初日において適用されるとみなされる為替レートをいう。

$DF_t$ とは、計算代理人がその絶対的な裁量において決定する、かかる観測日からかかる観測日の直後の週初日までの期間に関して豪ドルに対して適用ある割引係数をいう。

**週初日**とは、毎週の最初の観測日をいう。

#### 想定債券ポートフォリオ

想定債券ポートフォリオは、複数の債券単位に対する名目上の投資によって構成されている。

想定債券ポートフォリオへの名目上の投資は、債券単位に対する名目上の買付け(または売付け)により増減する。ダイナミック・ポートフォリオ開始日後のいずれかの時点における想定債券ポートフォリオの価額(以下「想定債券ポートフォリオ価額」という。)は、いずれも計算代理人によって決定される(i)当該時点における想定債券ポートフォリオに係る債券単位の口数に、( )当該時点における債券単位価額(以下に定義される。)を乗じた積に等しい。債券単位は、想定上のものに過ぎず、取引され得るものではなく、また、当該債券単位に関して債券の所有者の権利を与えるものではない。

各債券単位は、以下の性質を有する1口の債券を構成する。

- (a) 豪ドル建てである。
- (b) 満期は、2019年2月4日である。
- (c) 償還金額は、1.00豪ドルである。

債券単位価額は、1口の債券単位の価額に等しい。いずれかの時点における債券単位の価額は、計算代理人によって、債券単位の満期日までを期間按分した豪ドルスワップレート(当該レートは、ブルームバーグ・フィナンシャル・マーケットズまたは当該時点において計算代理人によって選定されるその他の定評のある情報源によって提供される。)から算出される期間按分の利回りに相当する割引率を用いて、債券単位の名目上の償還金額を償還日から計算日までの期間について割引くことにより算定される。その結果、債券単位の価額は、金利およびスワップ・スプレッドの変動に応じて随時(日中を含む。)変動する。

計算代理人が何らかの理由により(関連する市場の不全という理由を含む。)上記に定めるところにより豪ドルスワップレートまたはスワップ・スプレッドを算定することができない場合、かかる豪ドルスワップレートまたはスワップ・スプレッドは、計算代理人が適切とみなす情報源を参照して計算代理人によって算定されるものとする。

#### ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ

後記「エクスポージャーの再配分-再配分の制限」の項に定めるところに従い、計算代理人が再配分の後にインデックス・ポートフォリオ単位の追加買付けを行う場合、計算代理人は、以下に定める一定の場合において、ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティを用いて、当該買付けに資金を提供することができる。

ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティは、インデックス・ポートフォリオに対する配分が、ダイナミック・ポートフォリオ価額の100パーセントを超過すること(ただし、再配分事由またはインデックス再配分事由(場合による。)の発生時におけるダイナミック・ポートフォリオ価額の200パーセントを上限とし、かつ後記「エクスポージャーの再配分-再配分の制限」の項において定めるところによりいかなる時点においてもレバレッジの上限は150豪ドルとする。)を承認する名目上の資金調達金融ファシリティである。

いずれかの時点におけるノーショナル・パーティシペーション・ファシリティの金額(以下「ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額」という。)は、当該時点におけるノーショナル・パーティシペーション・ファシリティに基づく名目上の借入残高に当該時点におけるノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料残高(以下に定義される。)を加えた金額に等しい。

いずれかの日におけるノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料は、かかる日の営業終了時(計算代理人によって判断される。)において計算され、かかる計算の時点から有効となり、また(i)(1日/365日)、( )ある日に実行された再配分の後の当該日の終了時におけるノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額(ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料の残高を含む。)、および( )当該前日における豪ドルスワップレートに1.25パーセントを加えた率を乗じた積に等しい。ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料は毎日計上され、1年を365日として計算される。

ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日後最初の日に始まり、各日の再配分の実行後、各日の終了時において計算され、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオから比例按分方式により控除される。ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料の控除は、観測日において、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオ(場合による。)に関連するノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料の比例按分分に等しい観測日の営業終了時における総額のインデックス・ポートフォリオ単位および債券単位の口数を減少させることにより行われる。

ダイナミック・ポートフォリオ価額およびダイナミック・ポートフォリオの当初の構成

ダイナミック・ポートフォリオ価額

ダイナミック・ポートフォリオ開始日後のいずれかの観測日におけるいずれかの時点におけるダイナミック・ポートフォリオ価額(DPV<sub>t</sub>)は、計算代理人により以下の公式に従って計算される。

$$DPV_t = NKYP_t + NBPV_t - NPFAt$$

NKYP<sub>t</sub>とは、当該時点におけるインデックス・ポートフォリオ価額から当該観測日についてインデックス・ポートフォリオに配分されているダイナミック・ポートフォリオ調整係数の比例按分分を控除した値を意味する。

NBPV<sub>t</sub>とは、当該時点における想定債券ポートフォリオ価額から当該観測日について想定債券ポートフォリオに配分されているダイナミック・ポートフォリオ調整係数の比例按分分を控除した値を意味する。

NPFAtとは、当該時点におけるノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額(もしあれば)を意味する。

観測日以外のいずれかの日におけるダイナミック・ポートフォリオ価額は、その前日の営業終了時におけるダイナミック・ポートフォリオ価額から当該日のダイナミック・ポートフォリオ調整係数およびノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ手数料を控除した値に相当し、また、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオは、本書に定めるところにより、当該控除を反映するため、当該日に減額されるものとする。

ダイナミック・ポートフォリオの当初の構成

ダイナミック・ポートフォリオは、2009年2月2日(以下「ダイナミック・ポートフォリオ開始日」という。)に設定された。

豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なしのダイナミック・ポートフォリオ開始日において、

- (a)ダイナミック・ポートフォリオ価額(DPV<sub>0</sub>)は、100豪ドルから各受益証券に関する当初費用および固定費引当金を控除した値とし、ダイナミック・ポートフォリオ開始日に99.32豪ドルと算定された。

- (b) インデックス・ポートフォリオ価額(NKYP<sub>0</sub>)は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日に79.97豪ドルと算定された。
- (c) 想定債券ポートフォリオ価額(NBPV<sub>0</sub>)は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日に19.35豪ドルと算定された。
- (d) ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額(NPFA<sub>0</sub>)は、0豪ドルとした。

#### ダイナミック・ポートフォリオ調整係数

ダイナミック・ポートフォリオ調整係数は、1年を365日として毎日(観測日以外の日を含む。)計上され、いずれかの日において以下に掲げる値の合計に等しい。

- (a) 必要な再配分の実行後、(i)(1日/365日)、( )関連比率(以下に記載される。)、( )100豪ドルと前日の終了時におけるダイナミック・ポートフォリオ価額とのいずれか大きい額を乗じた積
- (b) (i)(1日/365日)、( )0.9パーセント、( )100豪ドルを乗じた積に等しい固定利息
- (c) (a)(1日/365日)、(b)利息分配調整係数および100豪ドルの積

上記において、いずれかの日における**関連比率**とは、年率1.2パーセント(かかる日においてインデックス・ポートフォリオへの最低配分が達せられ、かつかかる日においてさらなる再配分が発生しなかった場合は年率0.7パーセント)を意味する。

いずれかの日についての**利息分配調整係数**とは、以下に掲げるものをいう。

- (a) ダイナミック・ポートフォリオ開始日の1年後の応当日以前のいずれかの日(応当日を含む。)に関して、年率2.0パーセント(ダイナミック・ポートフォリオ開始日において計算代理人によって決定された。)
- (b) ダイナミック・ポートフォリオ開始日の1年後の応当日後から5年後の応当日の以前いずれかの日(応当日を含む。)に関して、年率0.8パーセント
- (c) その後は、年率0パーセント

ダイナミック・ポートフォリオ調整係数は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日後最初の日に始まり、各日の再配分の実行後、各日の終了時において計算され、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオから比例按分方式により控除される。ダイナミック・ポートフォリオ調整係数の控除は、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオ(場合による。)に関連するダイナミック・ポートフォリオ調整係数の比例按分に等しい直前の観測日の営業終了時における総額によるインデックス・ポートフォリオ単位および債券単位の口数を減少させることにより行われる。

上記に特定される固定利息(本債券の要項の第9項参照のこと)を除き、増減するダイナミック・ポートフォリオ調整係数の名目上の価額は、計算代理人またはその関係会社のうちの1社により留保される。

#### エクスポージャーの再配分

##### 再配分事由

後記「再配分の制限」および「市場不全事由」の項において定めるところに従い、ダイナミック・ポートフォリオにより表される名目上の投資のインデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオへの再配分は、計算代理人が以下に掲げる事由(以下それぞれ「再配分事由」という。)のいずれかが、いずれかの観測日におけるいずれかの時点において発生したと決定した場合に実行される。

- (a) ギャップ比率(後記「ギャップ比率」の項において記載される。)が30パーセント(以下「最高ギャップ比率」という。)(ダイナミック・ポートフォリオ開始日において計算代理人によって30パーセントと決定された。)を上回る場合

(b) ギャップ比率が20パーセント(以下「最低ギャップ比率」という。)(ダイナミック・ポートフォリオ開始日において計算代理人によって20パーセントと決定された。)を下回る場合ある観測日のいずれかの時点において、計算代理人が当該時点において再配分事由が発生したと決定した場合、計算代理人は、合理的に実行可能な限り速やかに(日中または営業終了時となる場合がある。)、再配分割合を決定し、インデックス・ポートフォリオに対して名目上投資されるダイナミック・ポートフォリオの割合が再配分割合と合理的に実行可能な限り近似するようダイナミック・ポートフォリオの再配分を行う。

かかる目的で再配分割合を定める場合、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額およびボンド・フロアは、再配分事由の発生時における価額とする。必要な再配分を実行する場合、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額およびボンド・フロアは、それぞれ再配分が実行される時における価額とする。

### 本インデックスの価額の10パーセント減少後の再配分

後記「再配分の制限」および「市場不全事由」の項において定めるところに従い、計算代理人によって算定されるところにより、ある観測日におけるいずれかの時点において、本インデックスの水準が直前の観測日における公式終了水準から10パーセント以上下落した場合(以下「インデックス再配分事由」という。)、計算代理人は、合理的に実行可能な限り速やかに(日中または営業終了時となる場合がある。)、再配分割合を決定し、インデックス・ポートフォリオに対して名目上投資されるダイナミック・ポートフォリオの割合が再配分割合と合理的に実行可能な限り近似するようダイナミック・ポートフォリオの再配分を行う。

かかる目的で再配分割合を定める場合、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額および債券・フロアは、インデックス再配分事由の発生時における価額とする。必要な再配分を実行する場合、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額および債券・フロアは、それぞれ再配分実行時における価額とする。

### ダイナミック・ポートフォリオの最低配分への再配分

後記「再配分の制限」の項において定めるところに従い、計算代理人によって算定されるところにより、ある観測日におけるいずれかの時点においてダイナミック・ポートフォリオ価額が当該時点における債券・フロアの103パーセント以下となった場合(以下「最低配分再配分事由」という。)、計算代理人は、合理的に実行可能な限り速やかに(日中または営業終了時となる場合がある。)、再配分割合を10パーセント(以下「最低配分」という。)に決定し、インデックス・ポートフォリオに対して名目上投資されるダイナミック・ポートフォリオの割合が10パーセントの再配分割合と合理的に実行可能な限り近似するようダイナミック・ポートフォリオの再配分を行う。ただし、いずれかの最低配分再配分事由の後においては、当該時点においてダイナミック・ポートフォリオ価額が債券・フロアの103パーセントを上回らない限り、いかなる種類の再配分も行われぬものとする。

必要な再配分を実行する場合、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額および債券・フロアは、それぞれ再配分が実行された時における価額とする。

### 概要

再配分は、インデックス・ポートフォリオ単位および債券単位または当該インデックス・ポートフォリオ単位および債券単位の端数(場合による。)の名目上の売買を伴う。名目上売買されるインデックス・ポートフォリオ単位および/もしくは債券単位の口数または当該インデックス・ポートフォリオ単位および債券単位の端数は、計算代理人により決定され、インデックス・ポートフォリオ単位および債券単位または当該インデックス・ポートフォリオ単位および債券単位の端数の名目上の売買は、関連する再配分の後可能な限り速やかに実行される。

再配分によりインデックス・ポートフォリオに配分されるダイナミック・ポートフォリオの割合が増加する場合、再配分は、債券単位の名目上の売付けおよびかかる売付けによる名目上の代金を用いたインデックス・ポートフォリオ単位の名目上の買付けを伴う。後記「再配分の制限」の項において定めるところに従い、想定債券ポートフォリオを構成する債券単位(もしあれば)の売付けを通じて実行することができないインデックス・ポートフォリオ単位の買付けは、ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティを用いて実行される。ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額は、本書に記載されるノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額の上限に従い、インデックス・ポートフォリオ単位を買付けるために必要な残りの金額が増額される。

再配分によりインデックス・ポートフォリオに配分されるダイナミック・ポートフォリオの割合が減少する場合、再配分は、インデックス・ポートフォリオ単位の名目上の売付けを伴う。かかる売付

けによる名目上の代金は、まずノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額をゼロにまで減額するために使用され、その後債券単位の名目上の買付けを行うために使用される。

当該再配分の後、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオに係るインデックス・ポートフォリオ単位および債券単位の口数は、それぞれ再配分の結果として名目上売買されたインデックス・ポートフォリオ単位または債券単位を反映して調整され、またノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額も当該再配分後の増減（もしあれば）を反映して調整される。

一般的に、インデックス・ポートフォリオへの配分は、インデックス・ポートフォリオの価額の上昇（かかる上昇は、ダイナミック・ポートフォリオとボンド・フロアの価額の差を増大させる。）に従って増加し、インデックス・ポートフォリオへの配分は、インデックス・ポートフォリオの価額の下落に従って減少する。

再配分事由またはインデックス再配分事由が最低配分再配分事由と同時に発生する場合、後記「再配分の制限」の項において定めるところに従い、最低配分再配分事由が優先するものとする。

#### 再配分の制限

いずれかの日における再配分事由の発生時点において、前記「再配分事由」、「本インデックスの価額の10パーセント減少後の再配分」および「ダイナミック・ポートフォリオの最低配分への再配分」に基づくインデックス・ポートフォリオへの再配分が再配分事由の発生時におけるダイナミック・ポートフォリオ価額の200パーセント以上となる場合、インデックス・ポートフォリオへの配分は、当該ダイナミック・ポートフォリオ価額の200パーセントまでに限り増加されるものとし、当該再配分に関してこれを越えた増加は行われない。また、いずれかの日のいずれかの時点において、「再配分事由」、「本インデックスの価額の10パーセント減少後の再配分」および「ダイナミック・ポートフォリオの最低配分への再配分」に基づく再配分の結果、ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額が150豪ドル以上となる場合、インデックス・ポートフォリオへの再配分は、ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額が150豪ドル以上とならない限度においてのみ行われる。ただし、インデックス・ポートフォリオ価額が当該時点におけるダイナミック・ポートフォリオ価額の200パーセント以上であるという理由のみにより、またはノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ金額が150豪ドル以上であるという理由のみにより、インデックス・ポートフォリオへの配分を減少する再配分が行われることはない。

再配分に関連して、再配分事由、インデックス再配分事由または最低配分再配分事由（場合による。）の発生時においてインデックス・ポートフォリオへの配分がダイナミック・ポートフォリオの最低配分を下回る場合、インデックス・ポートフォリオへの配分がダイナミック・ポートフォリオの最低配分に合理的に実行可能な限り近似する限度においてのみかかる再配分が実行され、当該再配分に関して、インデックス・ポートフォリオへの配分をさらに減少させることは行わない。疑義を避けるため付言すると、インデックス・ポートフォリオに配分されるダイナミック・ポートフォリオの実際の割合は、その後、ダイナミック・ポートフォリオの価額の変化に基づき変動する。

#### ギャップ比率

ギャップ比率とは、（i）ダイナミック・ポートフォリオ価額からボンド・フロアを控除した値の（ ）インデックス・ポートフォリオに配分されるダイナミック・ポートフォリオの金額に対する比率である。いずれかの観測日のいずれかの時点におけるギャップ比率は、次のとおりである。

$$\frac{DPV - BF}{DPV \times NKYP}$$

「DPV」とは、当該時点におけるダイナミック・ポートフォリオ価額を意味する。

「BF」とは、当該時点において計算代理人によって決定されるボンド・フロア（以下に記載される。）を意味する。

「NKYP」とは、当該日に関してインデックス・ポートフォリオに配分されるダイナミック・ポートフォリオ調整係数を考慮した上で、当該時点においてインデックス・ポートフォリオに配分されるダイナミック・ポートフォリオの割合を意味する。

ギャップ比率は、ダイナミック・ポートフォリオ価額の変動および金利の変動(ボンド・フロアの水準および想定債券ポートフォリオの価額に影響する。)に応じて変化する。

#### 再配分割合

再配分割合は、前記「再配分の制限」の項に定めるところに従い(i)再配分事由、( )インデックス再配分事由、または( )最低配分再配分事由の発生に基づき計算代理人がインデックス・ポートフォリオに配分する目標とすべきダイナミック・ポートフォリオの比率である。

上記(i)または( )に関して、再配分割合は、計算代理人によって以下の公式を参照して定められる。

$$Z \times \left[ \frac{DPV - BF}{DPV} \right]$$

「Z」は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日において計算代理人によって4.00と算出された。

再配分割合を算定するにあたり、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額およびボンド・フロアは、再配分事由、インデックス再配分事由または最低配分再配分事由(場合による。)の発生時におけるこれらの価額とする。必要な再配分を実行するにあたり、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額およびボンド・フロアは、再配分が実行される時点におけるこれらの価額による。

#### ボンド・フロア

いずれかの日のいずれかの時点におけるボンド・フロアは、計算代理人によって算定される次に掲げるものの割引現在価額の合計である。

(a) 100豪ドル(2019年2月4日から当該日までの期間について割引かれる。)

(b) 100豪ドルの価額を有するダイナミック・ポートフォリオに関連して、ボンド・フロアが算定された日から債券評価日(当日を含む。)までの各日に関するダイナミック・ポートフォリオ調整係数(かかる計算の目的のため、インデックス・ポートフォリオへの最低配分が達せられたかのごとく計算されるダイナミック・ポートフォリオ調整係数の金額に基づく。)(関連するダイナミック・ポートフォリオ調整係数が計算され、控除される日から当該日までの期間について割引かれる。)

計算代理人は、以下に掲げるところにより、いずれかの時点における割引率を計算する。

(a) 上記(a)に関し、2019年2月4日までを期間按分した豪ドルスワップレート(当該レートは、ブルームバーグ・フィナンシャル・マーケットまたは当該時点において計算代理人によって選定されるその他の定評のある情報源によって提供される。)に年率Yパーセントを加えたレートから算出される期間按分利回りに相当する割引率を使用する。

(b) 前記(b)に関し、ダイナミック・ポートフォリオ調整係数の計算が予定される時期に基づき期間按分した豪ドルスワップレート(当該レートは、ブルームバーグ・フィナンシャル・マーケットまたは当該時点において計算代理人によって選定されるその他の定評のある情報源によって提供される。)に年率Yパーセントを加えたレートから算出される期間按分利回りに相当する割引率を使用する。

かかる「Yパーセント」は、ダイナミック・ポートフォリオ開始日において計算代理人によって0.4パーセントと決定された。

したがって、ボンド・フロアは、豪ドル金利の低下に応じて増加し、豪ドル金利の上昇に応じて減少する。

計算代理人が何らかの理由により(関連する市場の不全の理由を含む。)上記に定めるところにより豪ドルスワップレートまたはスワップ・スプレッドを算定することができない場合、かかる豪ドルスワップレートまたはスワップ・スプレッドは、計算代理人が適切とみなす情報源を参照して計算代理人によって算定されるものとする。

#### 市場不全事由

本インデックスその他に関する不全日の発生によりいずれかの観測日のいずれかの時点において本インデックスの水準が算定され得ない場合、計算代理人による本インデックスの水準または再配分事由の決定は、計算代理人によって、本インデックスに関して不全日である連続する5観測日を上限としてかかる決定を延期され、または本インデックスに関して不全日が債券評価日において発生する場合、かかる決定は、計算代理人によって、不全日である連続する2観測日を上限として、延期されるものとする。かかる5観測日目または2観測日目(場合による。)においてもなお決定が行われない場合、計算代理人は、かかる5観測日目または2観測日目の評価時点における本インデックスを構成する各銘柄の取引価格または気配価格(または、かかる5観測日目または2観測日目において関連する銘柄に関して不全日を惹起する事由が発生している場合には、かかる5観測日目または2観測日目の評価時点における計算代理人が誠実に見積もった関連する銘柄の価額)を用いて、最初に不全日が発生した直前に有効であった本インデックスを計算する公式および方法に従い、当該観測日において当該時点に係る本インデックスの水準を算定するものとする。ダイナミック・ポートフォリオの再配分またはその算定は、上記の価額の決定が延期された日においては行われない。

#### インデックス調整事由

本インデックスが( )指数提供者によりまたは指数提供者の代理人により計算および公表されていないが、計算代理人によって受け入れられる代替の指数提供者(以下「後継指数提供者」という。)によりまたは後継指数提供者の代理人により計算および公表される場合、または( )計算代理人の判断において、本インデックスの計算に使用されるものと同一であるかまたは相当な程度類似する公式および計算方法を使用する代替のインデックスで代替することができる場合、かかるインデックス(以下「後継インデックス」という。)は、それぞれの場合、本インデックスとみなされる。

( )関連日か関連日の前において、指数提供者が本インデックスの公式または計算方法を重要な点において変更するかもしくはかかる変更を公表するか、またはその他の何らかの方法で本インデックスを重要な点において修正する場合(構成銘柄および時価総額、契約または商品ならびにその他の日常的事由に変更がある場合に本インデックスを維持するための公式または方法に規定される変更を除く。)(以下「インデックス修正」という。)もしくは本インデックスを永久に中止し、後継インデックスが存在しない場合(以下「インデックス中止」という。)、または( )関連日において、指数提供者またはその代理人である個人もしくは団体が本インデックスの計算および公表を行わない場合(以下「インデックス不全」といい、インデックス修正およびインデックス中止と併せて、それぞれ「インデックス調整事由」という。)、発行会社は、以下( )または( )に記載されるいずれかの措置を講じることができる。

( )計算代理人に対して、当該インデックス調整事由が本債券に重大な影響を与えるか否か判断するよう要求し、重大な影響を与える場合にあっては、(A)いずれかの関連日に関して、公表された本インデックスの水準の代わりに、計算代理人によって変更、停止または中止の直前に有効な本インデックスを計算する公式および方法に従い(ただし、当該インデックス調整事由の直前において本インデックスを構成していた証券/商品のみを用いる。)算定される当該関連日の関連する時点における本インデックスの水準を用いることにより、かかる日の本インデックスの関連する水準を計算すること、または(B)計算代理人の判断において、本インデックスの計算に使用されるものと同一であるかまたは実質的に類似する計算方法を使用して、本インデックスを代替のインデックス(以下「代替インデックス」という。)と置き換

えることを要求し、計算代理人は当該置換を反映するため本債券の要項について行われる調整(もしあれば)を決定するものとする。

- ( ) 本債券の要項に従い本債券の保有者に通知を行うことにより、発行会社は、本債券の全部(一部は不可)を償還するものとし、各計算金額は、インデックス調整事由を考慮して、発行会社によって選択された日における当該計算金額の公正市場価額から発行会社および/またはその関係会社の投資対象となっている関連するヘッジ取引の手仕舞いに係る経費(すべて計算代理人により算定される。)を控除した金額に等しい金額を支払うことにより(疑義を避けるため付言すると、経過利息に関する金額を含むものとする(適用ある場合。))償還されるものとする。

指数提供者によって公表されインデックス再配分事由の発生の決定のために利用された本インデックスの水準が事後的に訂正され、かつ訂正が先の公表の日において指数提供者によって公表された場合、計算代理人は、先に公表された本インデックスの水準の代わりにかかる訂正された本インデックスの水準を利用する。先の公表の日の後に公表された訂正は、かかる決定の目的上考慮されない。

#### 計算代理人

シティグループ証券株式会社は、発行会社と計算代理人の間で締結された計算代理契約(以下「計算代理契約」という。)に従い、本債券に係る計算および本書においてより詳細に特定される一定の事由に関する決定を(その単独の裁量において)決定する本債券に関する計算代理人に選任されている。計算代理人は、現在のところダイナミック・ポートフォリオに関連して算定を行うために前記の方法を採用するが、計算代理人による算定に際して、計算代理人の見通しにおいて当該方法の修正または変更を必要とする市場、規制、司法もしくは財務の状況またはその他の状況が生じないとの保証はない。計算代理人は、かかる修正または変更を行う場合、本債券の保有者に対して通知をするものとする。

計算代理人による決定の目的のために付与され、表示され、行われ、または取得された一切の証明、通信、意見、決定、計算、見積りおよび判断は、明白な誤りがない限り発行会社および本債券の保有者を拘束し、また(上記の明白な誤りがない限り)計算代理人による計算代理人の権限、職務および裁量の行使に関して、発行会社または本債券の保有者に対するいかなる責任も計算代理人が負うことはないものとする。計算代理人によって行われる通知は、計算代理契約に従い行われたものとみなされる。

#### 記録

計算代理人は、インデックス・ポートフォリオ、想定債券ポートフォリオおよびノーショナル・パーティシペーション・ファシリティに関する詳細な記録(以下「本記録」という。)を備置くものとする。

本記録にはまた、各観測日に関して、ダイナミック・ポートフォリオ価額、インデックス・ポートフォリオ価額、想定債券ポートフォリオ価額、ボンド・フロア、インデックス・ポートフォリオ単位の口数および債券単位の口数について当該日に関する計算のために必要な一切の情報の詳細が含まれている。

本記録に記載される一切の情報は、明白な誤りがない場合、これが関連する事項について終局的であり、かつ拘束力を有するものとする。



- ( c ) 利息金額： 計算金額当たり利息金額は、いずれかの期間に関して、計算金額に利率を乗じ、その金額に日割数を乗じて、その計算結果を指定通貨の下位単位まで四捨五入して算定される(当該下位単位の半数は切り上げられるか、適用ある市場慣行に従い別途処理される。 )。
- ( d ) 日割数： 実日数 / 年365日
- ( e ) 算定日： 該当事項なし。

## 10. 各本債券の償還金額

以下に定める公式連動償還金額

## 11. 公式連動償還金額

本債券が早期に償還されまたは買入消却された場合を除き、各計算金額に関する公式連動償還金額は、計算代理人によって算定され、以下に掲げるものの合計に等しい豪ドル建ての金額である。

( i ) 100豪ドル

( ) ダイナミック・リターン金額

いずれも次のとおり計算代理人によって決定される。

「**ダイナミック・リターン金額**」とは、( i ) 100豪ドルに( ) ダイナミック・ポートフォリオ・リターン率を乗じた積をいう。

「**ダイナミック・ポートフォリオ・リターン率**」とは、以下の公式に基づき計算代理人によって計算され、比率として表示される金額( 0 パーセントを下回らない。 )をいう。

$$\frac{\text{最終ポートフォリオ価額} - 100\text{豪ドル}}{100\text{豪ドル}}$$

100豪ドル

「**最終ポートフォリオ価額**」とは、債券評価日の営業終了時におけるダイナミック・ポートフォリオ価額をいう。

- 12.(a) 税務上の理由、違法性もしくは(本債券の要項に基づく)債務不履行による償還の場合に支払われる早期償還金額および/またはその計算方法:
- 発行会社によって選定された日において計算金額の公正市場価額を表示し、計算代理人によって算定される指定通貨による金額(関連する非合法性、違法性または禁止を考慮しない。)から、本債券に関して投資対象となっており、および/または関連するヘッジ取引および資金調達取引(本債券に基づく発行会社の債務をヘッジする株式オプションを含むが、これに限られない。)を手仕舞いする発行会社および/またはその関連会社の経費の比例部分を控除したものに等しい金額として計算される計算金額に等しい本債券の各元本の金額に関する金額
- (b) 早期償還金額には未払利息に係る金額が含まれる:
- 左記のとおり。未払利息に関して追加の金額は支払われない。
- (c) ヘッジ不全事由による早期償還:
- ヘッジ不全事由が発生した場合、本債券の保有者に対し、事前の通知をした上で、発行会社は、本債券の全部(一部は不可)の償還をすることができ、各計算金額は、ヘッジ不全事由を考慮し、いずれも計算代理人によって決定されるが、発行会社によって選定された日における当該計算金額の公正市場価額から本債券に関して投資対象となっている関連するヘッジ取引を手仕舞いする発行会社および/またはその関連会社の経費を控除した金額に等しい金額の支払いにより償還される。支払いは、保有者に対して通知される方法および条件により、かつこれに従い行われ、また当該計算金額に関する当該支払いをもって、上記に関する発行会社の債務は免責される。
- 上記の目的において、「ヘッジ不全事由」とは、発行会社および/またはその関係会社が、商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、(a)本債券を発行し、本債券に関する債務を履行する発行会社の株式その他のリスクをヘッジするため発行会社が必要とみなす取引または資産を取得、設定、再設定、交換、維持、手仕舞いまたは処分すること、または(b)かかる取引または資産の手取金を取得、回収または送金することができないことをいう。

13. 本債券の形態： 記名式債券：  
名義人としてのユーロクリアおよびクリアスト  
リーム・ルクセンブルクの名義において登録さ  
れ、大券に記載される例外的な状況において確定  
券面と交換することができる大券面。
14. 計算代理人： 〒100 - 6520 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番  
1号新丸の内ビルディングに所在するシティグ  
ループ証券株式会社

シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドは、各観測日（不全日を除く。）におい  
て、買呼値（関連する時点における本債券の市場価額に基づき、シティグループ・グローバル・マー  
ケット・リミテッドが本債券を買付ける用意のある買付価格）（以下に基づき決定される指定額面金  
額に対する買取料率が控除される。）を提示することにより本債券の流通市場を形成するために合理  
的な努力をすることを約している。

以下の期間における本債券の買取り	指定額面金額に対する買取料率
2009年1月30日から（当日を含む。）2009年5月13日 まで（当日を含まない。）	4.00%
2009年5月13日から（当日を含む。）2009年8月13日 まで（当日を含まない。）	3.55%
2009年8月13日から（当日を含む。）2009年11月13日 まで（当日を含まない。）	3.10%
2009年11月13日から（当日を含む。）2010年2月13日 まで（当日を含まない。）	2.65%
2010年2月13日から（当日を含む。）2010年5月13日 まで（当日を含まない。）	2.20%
2010年5月13日から（当日を含む。）2010年8月13日 まで（当日を含まない。）	2.05%
2010年8月13日から（当日を含む。）2010年11月13日 まで（当日を含まない。）	1.90%
2010年11月13日から（当日を含む。）2011年2月13日 まで（当日を含まない。）	1.75%
2011年2月13日から（当日を含む。）2011年5月13日 まで（当日を含まない。）	1.60%
2011年5月13日から（当日を含む。）2011年8月13日 まで（当日を含まない。）	1.45%
2011年8月13日から（当日を含む。）2011年11月13日 まで（当日を含まない。）	1.30%
2011年11月13日から（当日を含む。）2012年2月13日 まで（当日を含まない。）	1.15%
2012年2月13日から（当日を含む。）2012年5月13日 まで（当日を含まない。）	1.00%
2012年5月13日から（当日を含む。）2012年8月13日 まで（当日を含まない。）	0.85%

2012年8月13日から（当日を含む。）2012年11月13日 まで（当日を含まない。）	0.70%
2012年11月13日から（当日を含む。）2013年2月13日 まで（当日を含まない。）	0.55%
2013年2月13日から（当日を含む。）2013年5月13日 まで（当日を含まない。）	0.40%
2013年5月13日から（当日を含む。）2013年8月13日 まで（当日を含まない。）	0.25%
2013年8月13日から（当日を含む。）2013年11月13日 まで（当日を含まない。）	0.10%
2013年11月13日から（当日を含む。）2014年2月13日 まで（当日を含まない。）	0.05%
2014年2月13日から（当日を含む。）債券評価日まで （当日を含まない。）	0%

### 本インデックス

別途記載される場合を除き、本書における本インデックスに関する一切の情報は、公的に利用できる情報源から得られたものである。かかる情報は、本書の作成日時点において、かかる情報源において記載される株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）の方針を反映しており、かかる方針は日本経済新聞社の裁量により変更される可能性がある。

本インデックスは、日本経済新聞社の指示により株式会社日本経済新聞デジタルメディアによって計算、公表および流布される株式指数であり、選別された日本の株式の複合的な株価パフォーマンスを測定する。本インデックスは、現在、東京証券取引所（以下「東証」という。）第一部に上場する225種の構成銘柄に基づいており、広範な日本の産業を反映している。第一部に上場する銘柄は、東証において最も活発に取引される株式である。

日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、現在、本インデックスを計算するために以下の方法を採用しているが、日本経済新聞社が本債券について支払われる金額に影響を及ぼすような形でこの方法を修正または変更しないという保証はない。

本インデックスは、修正平均株価加重指数（すなわち、指数における構成銘柄の加重値は、発行会社の株式の時価総額ではなく1株当たり株価に基づいている。）であり、（a）各構成銘柄1株当たり株価を当該構成銘柄に対応する乗数（以下「乗数」という。）で乗じ、（b）これらすべての積を合計し、かつ（c）その合計を除数（以下「除数」という。）で除することにより計算される。除数は、以下に記載されるとおり調整される場合がある。各乗数は、50円を日本経済新聞社により決定される関連する構成銘柄1株当たりみなし額面で除することにより計算され、各構成銘柄の株価にその乗数を乗じた額が額面を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。現在の各構成銘柄1株当たりみなし額面は、以下に記載されるその後の調整に従い、2001年10月1日における、日本の株式について額面株式制度が廃止された直前の額面またはみなし額面に基づいている。本インデックスの計算に使用される株価は、東証により報告されたものである。本インデックスの水準は、東証の取引時間中15秒毎に計算されている。

本インデックスの水準の継続性を維持するため、構成銘柄の追加もしくは除外、株式の交換または株式分割もしくは株式併合等構成銘柄に影響する市場外の要素により特定の変更があった場合、本インデックスを計算する際に使用される除数または関連する構成銘柄1株当たりみなし額面（場合による。）は、仮に本インデックスの水準が調整されずに変更されなかった場合に継続性を欠くことがないよう調整される。構成銘柄に影響するかかる変更により、除数または銘柄1株当たりみなし額面は、当該変更直後の株価に適用ある（新たな）乗数を乗じたものの合計を（新たな）除数で除した値

(すなわち、当該変更直後の本インデックスの水準)が、当該変更直前の本インデックスの水準と等しくなるような方法により調整される。

構成銘柄は、日本経済新聞社により除外または追加される場合がある。構成銘柄の構成は、通常、日本経済新聞社により設定される定期的な見直し基準に従い10月の第一営業日に毎年見直される。定期的な見直しの下において入れ替え銘柄数の上限は存在しない。さらに、定期的な見直しに加えて、(a)倒産(例えば、会社更生法または民事再生法の適用の申立て、もしくは会社法に基づく会社の清算等)による上場廃止もしくは「整理ポスト」への移動、(b)他の会社への吸収合併、株式移転もしくは株式交換等の組織再編による上場廃止、(c)債務超過もしくはその他の事由による上場廃止もしくは「整理ポスト」への移動、または(d)東証第二部への移動、のいずれかの事由により東証第一部上場銘柄としての資格を失った銘柄は、構成銘柄から除外される。上場廃止される可能性が高いことまたは上場廃止の申請に関して審査を受けていることにより「管理ポスト」に移動される構成銘柄は、原則として、除外の候補となる。しかしながら、かかる銘柄の現実の除外は、発行者の事業継続可能性または上場廃止の可能性等を考慮した上で決定される。構成銘柄からある銘柄が除外されると、日本経済新聞社は、特定の基準に基づきかかる除外された構成銘柄を置き換えるに相応しい銘柄を選択する。一般的な規則として、いずれの場合も、構成銘柄から除外される銘柄の数、および構成銘柄に追加される入れ替え銘柄の数は等しくなるものとし、かかる入れ替えは、構成銘柄の数を225に維持するため同日に行われる。しかしながら、特別な状況下において、ある銘柄の除外から入れ替え銘柄の追加までの限られた期間中、本インデックスが225を下回る構成銘柄により計算される場合がある。かかる期間中、本インデックスのインデックス価額の継続性は、構成銘柄の追加、除外または入れ替えの都度、除数を調整することにより維持される。

#### 東京証券取引所

東証は、時価総額の点において世界有数の証券取引所の一つである。東証は、双方向の連続的かつ完全な競売市場である。現在の取引時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午前11時30分まで、および午後12時30分から午後3時(東京時間)までである。

東証は、注文のバランスが偏ることによる短期間での急激な価格変動を防ぐための一定の方策を講じている。かかる方策には、個別銘柄の急激な株価変動を防ぐための一日の値幅制限が含まれる。通常、東証上場銘柄は、これらの制限を超える価格で取引することはできない。この値幅制限は、前日の当該銘柄の終値からの割合ではなく円による絶対額の変動により表示される。また、上場銘柄の注文のバランスが大きく偏る場合、東証は、反対注文を呼び込み、株式の需給のバランスをとるために、当該銘柄の直近の売値よりも一定額高いまたは低い価格で、当該銘柄の「特別買い気配」または「特別売り気配」を表示する。投資家は、東証が、当該銘柄の例外的な取引活動を含む一定の限定的かつ特別な状況において、個別銘柄の取引を停止する可能性があることにも留意すべきである。結果として、本インデックスの変動は、本インデックスを構成する個別銘柄の価格制限または取引停止によって制限されることがあり、これは、一定の状況において、本債券の価額に悪影響を及ぼすことがある。

#### 本インデックスの過去のデータ

以下の表は、2003年から2013年までの各年末と2014年1月から2016年2月までの各月末時点における本インデックスの円建ての終値を示したものである。この表は、様々な経済状況における本インデックスの変動を参考までに示すものであり、本インデックスに関する過去のデータは、必ずしも本インデックスの将来のパフォーマンスまたは本債券の将来の価額を示唆するものではない。以下に定める本インデックスの価額の過去の傾向は、本インデックスまたは本債券の価額が本債券の期間のいずれかの時点において上昇または下落する可能性が高いことや低いことを示唆するものではない。

2003年12月末日	10,676.64
2004年12月末日	11,488.76

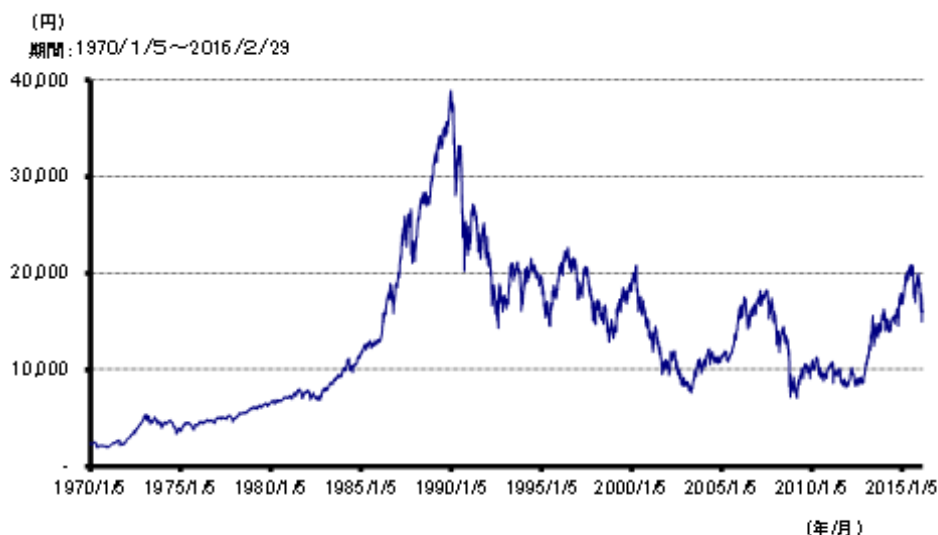
2005年12月末日	16,111.43
2006年12月末日	17,225.83
2007年12月末日	15,307.78
2008年12月末日	8,859.56
2009年12月末日	10,546.44
2010年12月末日	10,228.92
2011年12月末日	8,455.35
2012年12月末日	10,395.18
2013年12月末日	16,291.31

	2014年	2015年	2016年
1月	14,914.53	17,674.39	17,518.30
2月	14,841.07	18,797.94	16,026.76
3月	14,827.83	19,206.99	
4月	14,304.11	19,520.01	
5月	14,632.38	20,563.15	
6月	15,162.10	20,235.73	
7月	15,620.77	20,585.24	
8月	15,424.59	18,890.48	
9月	16,173.52	17,388.15	
10月	16,413.76	19,083.10	
11月	17,459.85	19,747.47	
12月	17,450.77	19,033.71	

2016年2月29日現在の本インデックスの終値は、16,026.76円であった。

## 過去のデータ

1970年1月から2016年2月まで(出典:ブルームバーグ)



過去のデータは将来の成果を示唆するものではない。

出典:ブルームバーグ

本インデックスに関する追加の情報は、以下のウェブサイトにおいて入手することができる。

<http://www3.nikkei.co.jp/nkave/data/index.cfm>

## 免責

本インデックスは、日本経済新聞社の知的所有権である。「日経」、「日経平均株価」および「日経225」は、日本経済新聞社の商標である。日本経済新聞社は、本インデックスに関する著作権を含むすべての権利を有している。

本債券は、いかなる方法によっても、指数提供者により後援、保証または奨励されるものではない。指数提供者は、本インデックスの使用により得られる結果またはある特定の日において本インデックスが示す数値その他につき、明示または黙示を問わずいかなる保証および表明も行っていない。本インデックスは、指数提供者によってのみ編集され、計算される。ただし、指数提供者は、本インデックスにおける何らかの誤りにつき、いかなる者に対しても責任を負わないものとし、本債券の買い手または売り手を含むいかなる者に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。

また、指数提供者は、本インデックスの計算において用いられる方法の修正または変更について何らの保証も行わず、本インデックスの計算、公表および普及を継続する義務を負わない。

発行会社または計算代理人のいずれも、本インデックスまたはその後継のインデックスの計算、維持または公表について一切責任を負わない。

**サブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。**

## (2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項参照のこと。

### (3) 【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担または当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前(または受託会社が合意するより短い期間)の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ(当該違反が治癒可能である場合に)当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を

招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより(その逆の場合も同様とする。)、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケティング・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法(以下「SF0」という。)第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケティング・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長およびポートフォリオ・マネジメント部門の長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて20年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよび最近では香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務め

た。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

#### (4) 【分配方針】

サブ・ファンドは、受益者に対して分配を行わない方針である。

#### (5) 【投資制限】

##### 投資制限

管理会社は、直近の純資産価額の50パーセント以上を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など)(金融商品取引法第2条第2項後段の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)およびかかる有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- (a) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと
- (b) 管理会社、または受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと
- (c) 株式関連の有価証券を取得し、または株式投資を行うこと
- (d) 空売りの結果、サブ・ファンドのために空売りされる有価証券の価額の総額が直近の純資産価額を超える場合に、空売りを行うこと
- (e) ( ) 株式関連の有価証券に投資し、もしくは株式投資を行う契約型投資ファンド、または( ) 会社型投資ファンドに対して投資すること
- (f) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、かかる取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること

サブ・ファンドが保有する投資対象の価格の変動、再構成または合併、サブ・ファンドの資産からの支払いまたはサブ・ファンドの受益証券の買戻しなどの結果として当該サブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は直ちに投資対象を売却する義務はない。しかしながら、違反が確認された後、合理的な期間内に、当該サブ・ファンドに適用される制限を遵守するために、当該サブ・ファンドの受益者の利益に配慮しつつ、合理的に実行可能な措置を講じるものとする。

##### 借入れ

サブ・ファンドに関していかなる借入れも行われぬ。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資家は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当な部分または全部を損失する場合もある。従って、各投資家は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

#### 流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。従って、受益者は、後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(2) 日本における買戻し」の項に定める手続および制限に基づく買戻方法によってのみその受益証券を処分することができる。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。

#### 投資目的および取引リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオが、いずれかの期間（とりわけ短期）において、元本の成長を達成するとの保証はない。

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。管理会社は、潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実行する予定であるが、当該戦略が成功するとの保証はない。

#### 分配金

サブ・ファンドは、受益者に対して分配を行わない方針である。従って、サブ・ファンドへの投資は、金融または税務計画の目的で現時における収益を追求する投資家には適さない場合がある。

#### 受益証券1口当たり純資産価格

当初費用および固定費引当金は、サブ・ファンドの開始から2009年3月13日までの期間を通じて償却された。かかる償却の結果、受益証券1口当たり純資産価格は減額された。償還日より前に受益証券の買戻しを選択した受益者は、固定費引当金に関し、仮にサブ・ファンドの償還日に受益証券を買い戻したとした場合よりも過度に高い比率の固定費引当金を負担する。

関連するサブ・ファンドが償還日に終了した場合、純資産価額は、終了（当日を含む。）までに発生した一切の固定費を計上した後のサブ・ファンドの終了時に信託財産に残存する固定費引当金（もしあれば）に等しい金額（以下「未使用引当金」という。）が増加される。かかる未使用引当金は、当該時点において発行済の受益証券間で配分される。

かかる時点よりも前に受益証券の買戻しを行った受益者は、かかる未使用引当金に対する持分を受け取ることはない。

#### 外国為替相場の変動

サブ・ファンドの基準通貨が豪ドルであるため、その金融資産が豪ドル以外の通貨で評価される投資家は、外国為替相場の変動の影響を受ける。従って、受益者による受益証券の保有額の価額は、その金融資産の評価に使用される通貨への転換において、豪ドル建ての受益証券1口当たり純資産価格が増加した場合であっても下落することがある。

#### 早期買戻し

受益者が受益証券を2019年3月13日まで保有した場合にのみ、受益者は、本債券の元本確保によって利益を受ける。受益証券1口当たり純資産価格は、100豪ドルを下回る場合があり、従って、2019年3月13日より前に買い戻される受益証券の買戻価格は、100豪ドルを下回る場合がある。

#### 政治および規制上のリスク

サブ・ファンドの資産の価額は、政治的不安、政府政策および課税の変更、外国投資および通貨の本国送金の制限ならびに適用ある法律および規制における他の動向などの不確実性の影響を受ける場合がある。

### 信用リスク

サブ・ファンドは、支払不能、破産またはその他の要因のいずれによるものかにかかわらず、本債券に関する発行会社の義務の履行不能に関するリスクにさらされる。

### サブ・ファンドの実績が限定的であること

サブ・ファンドは、その投資プログラムを開始したばかりであり、運用歴および実績記録は短い。管理会社が運用する投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

### 本債券に対する投資

サブ・ファンドによる本債券に対する投資はリスクを伴う。投資リスクに関する以下の記載は、本債券に対する投資に関連するすべてのリスクを網羅した説明を目的とするものではない。

本債券は、適格的な投資対象ではない場合がある。

本債券に対する投資は、以下のすべてを満たす投資家が適合する。

- ( a ) 本債券に対する投資の利点およびリスクを評価するため、金融および事業に関する事項について必要な知識と経験を有している投資家
- ( b ) 10年に及ぶ期間中、本債券に対する投資による経済的リスクを負担することができる投資家
- ( c ) 自己の財務状態において、本債券に対する投資によるリスクを引受ける用意のある投資家

債券満期日において、本債券は、上記本債券 1 口当たり100豪ドルを上回る償還ができない場合がある。

債券評価日におけるダイナミック・ポートフォリオ価額が本債券 1 口当たり100豪ドル以下である場合、債券満期日に支払われる金額は、たとえ本債券の期間中にダイナミック・ポートフォリオ価額が 1 回以上100豪ドルを上回ったとしても、100豪ドルに限定される。

本債券のリターンは、同等の信用および満期を有する標準的な債務証券のリターンを下回る場合がある。

本債券の満期時の支払いは、市況に応じて変動するインデックス・ポートフォリオのパフォーマンスおよびダイナミック・ポートフォリオのインデックス・ポートフォリオに対する配分に連動する。その結果、本債券の実効利回りは、類似の信用格付を有し、満期を同じくする通常の固定利付債務証券について支払われる実効利回りを下回る場合があり、0となる可能性もある。

本債券のリターンは、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオを構成する名目上の証券を再現する戦略に対する直接的な投資により実現されると思われるリターンを反映しない場合がある。

本債券に対する投資に関するリターンは、とりわけ以下に掲げる理由により、インデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオを構成する名目上の証券に対する直接的な投資に関するリターンを下回る場合がある。

- ( a ) ダイナミック・ポートフォリオ調整係数は、毎日インデックス・ポートフォリオ価額および想定債券ポートフォリオを減少させこれによりダイナミック・ポートフォリオを減少するため
- ( b ) ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティの使用により、( i ) ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティに基づく名目上の借入資金残高について名目上の手数料が発生し、それがダイナミック・ポートフォリオ価額を減少させ、また( ) 名目的な借入資金の使用を伴わない直接的な投資の場合よりも、インデックス・ポートフォリオ価額の変動に対するエクスポージャーが大きくなるため。

本債券の売却により実現される金額は、本債券 1 口当たり100豪ドルを下回る場合がある。

管理会社が、受益証券の買戻しの資金を調達する目的で、債券満期日前に本債券を売却する場合、当該売却により受領される金額は本債券 1 口当たり100豪ドルを下回る場合がある。とりわけ、その他のす

すべての状況が一定であるとの前提の上で、特定の要因の変動による本債券の市場価格に及ぼすべき影響として管理会社が予測している事項が以下の項目において記載されている。

#### ダイナミック・ポートフォリオの価額

管理会社は、本債券の市場価格が、当初のダイナミック・ポートフォリオ価額および将来におけるダイナミック・ポートフォリオ価額との間の関係に実質的に依存する可能性があるとして予測している。しかしながら、ダイナミック・ポートフォリオ価額の変動のすべてまたはその一部が、必ずしも本債券の市場価格に反映されるわけではない。管理会社が満期前に本債券を売却する場合、当該売却により実現される金額は、ダイナミック・ポートフォリオが当該時点および最終のダイナミック・ポートフォリオ価額が算定される時点との間で継続的に変動するとの予測を理由として、当該ダイナミック・ポートフォリオ価額に基づき満期時に支払われるはずの金額を下回る場合がある。

#### ダイナミック・ポートフォリオのボラティリティ

ボラティリティとは、市場変動の規模および頻度を説明するために使用される用語である。一般的に、ダイナミック・ポートフォリオにおけるボラティリティの増加により、より高頻度の再配分事由、インデックス再配分事由または最低配分再配分事由が生ずる結果となることがあり、これらはダイナミック・ポートフォリオ価額を減少させる場合がある。その結果、本債券の取引価格も下落する可能性がある。

#### インデックス・ポートフォリオの価額

インデックス・ポートフォリオ価額の下落の結果、ダイナミック・ポートフォリオ価額が下落することになる可能性があり、これにより本債券の価格も下落する可能性がある。

#### 金利

管理会社は、本債券の市場価格がオーストラリアの金利の変動により影響を受けると予測している。一般的に、オーストラリアの金利が低下すると、想定債券ポートフォリオ価額は上昇する。しかしながら、ボンド・フロアも上昇する場合があり、たとえインデックス・ポートフォリオ価額が変動しなかったとしても、再配分事由が生ずる可能性がある。金利は、経済、次にはダイナミック・ポートフォリオ価額にも影響を及ぼすことがあり、それが(上記の理由のため)本債券の価額にも影響を及ぼす可能性がある。

一般的に、

- (a) 金利が上昇すると、ボンド・フロアが低下し、ギャップ比率が上昇する。
- (b) 金利が低下すると、ボンド・フロアが上昇し、ギャップ比率が低下する。
- (c) インデックス・ポートフォリオ価額が上昇すると、ギャップ比率が上昇する。
- (d) インデックス・ポートフォリオ価額が下落すると、ギャップ比率が低下する。

#### ヘッジ活動

発行会社および/またはその関係会社のうちの一以上の者による本債券に関連するヘッジ活動は、本インデックスの対象となっている一以上の株式の取引、または本インデックスの対象となっている株式に基づくオプションもしくはスワップ等その他の商品の取引を伴う可能性がある。かかるヘッジ活動は、本インデックスの価額に影響を及ぼす可能性があり、これにより本債券の市場価格に影響を及ぼす可能性がある。たとえ本債券の市場価格が下落する場合であっても、発行会社および/またはその関係会社がかかるヘッジ活動から利益を得る可能性がある。

金利の上昇等の上記のいずれかの要因による影響が、ダイナミック・ポートフォリオ価額の上昇等他の要因による本債券の価額における変動の一部またはすべてを相殺する可能性があることを理解することは重要である。

本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。

本債券は、以下の四つの状況において早期償還の対象となる。

- (a) ヘッジ不全事由による早期償還
- (b) 課税上の理由または違法性による早期償還

(c) 債務不履行事由

(d) 指数の調整事由による早期償還

これらの状況において、本債券は当初の投資全額の返還を行わない。本債券がこのような早期償還される場合、発行会社は、各本債券の保有者に対して、各本債券に関して、計算代理人によって算定されるところにより、当該本債券の公正な市場価格に等しい金額から発行会社および/またはその関係会社の投資対象となっている関連するヘッジ取引の手仕舞いに係る経費を控除した金額を支払う。投資家に返還される金額がサブ・ファンドによる関連する本債券への当初の投資以上になるとの保証はない。

本債券は、流動性に欠ける投資対象であり、債券満期日まで保有されざるを得ない場合もある。

本書において開示されているものを除き、本債券の流通市場の存在について、発行会社による表明は一切行われていない。シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドは、各観測日(不全日を除く。)において、買呼値(関連する時点における本債券の市場価額に基づき、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドが本債券を買付ける用意のある買付価格)を提示することにより本債券の流通市場を形成するために合理的な努力をすることを約している。本債券に関して他には買い手がいない場合もある。提示される価格(もしあれば)は、本債券の残存期間および元本金額の残高、ダイナミック・ポートフォリオのパフォーマンス、金利、為替レートの変動ならびに信用スプレッドを含む(ただし、これらに限られない。)多くの要因により影響を受ける。さらに、投資予定者は、かかる買呼値が前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項に記載されるところにより算定される追加の買取料率に従うことに留意すべきである。

計算代理人は、本債券に関する決定を行うにあたり相当な裁量を有している。

計算代理人は、随時必要とされる特定の計算および決定を行うにあたり相当な裁量を有している。計算および決定を行う際にかかる裁量の行使は、とりわけ、ダイナミック・ポートフォリオの構成および最終的には本債券に対する投資のリターンまたはその時々<sup>の</sup>流通市場における本債券の価額に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **ダイナミック・ポートフォリオに対する投資**

そのリターンがダイナミック・ポートフォリオのパフォーマンスと連動する本債券に対する投資は、以下に言及されるリスクを含む(ただし、がこれらに限られない。)一定程度のリスクを伴う。ダイナミック・ポートフォリオが、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項に記載される投資目的を達成するとの保証はない。ダイナミック・ポートフォリオ価額は、上昇する可能性もあれば下落する可能性がある。

ダイナミック・ポートフォリオ調整係数は、ダイナミック・ポートフォリオ価額を減少させる。

ダイナミック・ポートフォリオ調整係数はダイナミック・ポートフォリオ価額を減少させるため、ダイナミック・ポートフォリオに対する投資のリターンは、かかるダイナミック・ポートフォリオ調整係数を含まないインデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオを構成する名目上の証券を再現する戦略に対する類似の投資のリターンを下回る。

再配分事由、インデックス再配分事由または最低配分再配分事由の決定からダイナミック・ポートフォリオ内の金額の再配分までの間に生ずる遅延により、インデックス・ポートフォリオの値上がりへのインデックス・ポートフォリオによる参加が限定され、または再配分の決定と同時に実行された場合には不要な再配分が行われてしまう可能性がある。

再配分事由、インデックス再配分事由または最低配分再配分事由および関連する再配分割合の発生は、いずれかの観測日のいずれかの時点において、当該時点におけるダイナミック・ポートフォリオ、インデックス・ポートフォリオおよびボンド・フロアの価額に基づき決定されるが、必要な再配分は、その後合理的に実行可能な限り速やかに実行される。その結果として、

(a) 計算代理人は、再配分が実行される時点におけるダイナミック・ポートフォリオ、インデックス・ポートフォリオおよびボンド・フロアの価額が再配分事由とはならない場合でも、再配分事

由、インデックス再配分事由または最低配分再配分事由(場合による。)が発生したと決定する  
場合がある。

(b) ダイナミック・ポートフォリオは、再配分事由、インデックス再配分事由または最低配分再配分  
事由(場合による。)の発生の決定およびそれによる再配分との間に生じるインデックス・ポー  
トフォリオの値上がりに対して、再配分割合が決定される際に再配分が実行された場合と同じよ  
うに完全には参加しない。

(c) 再配分事由、インデックス再配分事由または最低配分再配分事由(場合による。)の発生が関連  
する再配分と同時期に計算代理人により決定された場合に必要となるものと比較して、計算代理  
人がより多いかまたはより少ないインデックス・ポートフォリオへのダイナミック・ポートフォ  
リオ価額の配分を実行する場合がある。

本インデックスの価額が10パーセント減少したことによる再配分の実行は、インデックス・ポートフォ  
リオ価額の重大な損失を避けられない場合がある。

いずれかの観測日のいずれかの時点において、計算代理人の算定により本インデックスの水準が直前  
の観測日における公式終了水準から10パーセント以上下がった場合、計算代理人は、合理的に実行可能  
な限り速やかに(日中または営業終了時となる場合がある。)インデックス・ポートフォリオに名目上  
投資されるダイナミック・ポートフォリオの比率が再配分割合と合理的に実行可能な限り近似するよ  
うに再配分割合を決定し、かつダイナミック・ポートフォリオの再配分を行う。しかしながら、再配分  
の実行が遅延する可能性があるため、計算代理人がかかる再配分を実行することができることをもってし  
てもインデックス・ポートフォリオ価額の10パーセントを超える損失を避けられない場合がある。

名目上の借入資金は、インデックス・ポートフォリオ価額の変動によるダイナミック・ポートフォリオ  
価額への影響を増幅する。

インデックス・ポートフォリオへの名目上の投資は、ノーショナル・パーティシペーション・ファシ  
リティを通じて、名目上の借入資金の使用を伴う場合がある。名目上の借入資金の使用は、インデック  
ス・ポートフォリオ価額の変動に対するダイナミック・ポートフォリオのエクスポージャーを増加さ  
せ、これによりダイナミック・ポートフォリオの変動性がインデックス・ポートフォリオに比べて高くな  
る。そのため、ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティに基づく残高が存在することでイン  
デックス・ポートフォリオ価額が下落する場合、ダイナミック・ポートフォリオ価額は、インデック  
ス・ポートフォリオ価額が下落する額を上回る額で下落する。また、インデックス・ポートフォリオが  
ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティに基づく名目上の借入資金残高について発生する  
名目上の手数料を超えては上昇しない場合、名目上の借入資金の使用は、ダイナミック・ポートフォ  
リオ価額を下落させる。

名目上の借入資金の使用によりインデックス・ポートフォリオのボラティリティが増大することで、  
インデックス・ポートフォリオ価額の下落により再配分事由はより発生しやすくなる。また、名目上の  
借入資金の使用により、金利の低下により再配分事由はより発生しやすくなる。名目上の借入資金が、  
インデックス・ポートフォリオへのダイナミック・ポートフォリオ価額の配分を増加するために使用さ  
れた際に金利が低下しボンド・フロアが上昇する場合、ギャップ比率は、名目上の借入資金が使用され  
なかった場合を上回る額で減少し、20パーセントを下回る場合がある(その結果、再配分事由が発生す  
る)。インデックス・ポートフォリオ価額の下落または金利の低下により発生する再配分事由は、イン  
デックス・ポートフォリオに配分される金額を減少させ、これによりインデックス・ポートフォリオの  
その後の上昇におけるダイナミック・ポートフォリオへの参加を減少させる。

ダイナミック・ポートフォリオ価額は、想定債券ポートフォリオに関連する金利リスクにより影響を受  
ける場合がある。

金利リスクとは、金利が債券の価額を上昇させ、および下落させるリスクである。本債券の期間中に  
金利が上昇する場合、想定債券ポートフォリオを構成する債券単位の価額が下落する可能性がある。通  
常、金利の変動は、より期間の長い満期を有する債券の価額により大きな影響を及ぼすため、想定債券

ポートフォリオの価額は、本債券の期間の早期の段階において金利の変動により大きな影響を受ける。一般的に、金利の上昇は、想定債券ポートフォリオに対する配分がゼロを上回る場合にダイナミック・ポートフォリオ価額を下落させる。ただし、インデックス・ポートフォリオ価額が想定債券ポートフォリオの価額の減少を相殺するに足りる額まで上昇した場合はこの限りではない。

市場不全事由が発生した結果、計算代理人は、本インデックスの水準を算定するか、または本インデックスの水準の算定を延期する場合がある。

本インデックスに関する不全日の発生またはその他の理由により、いずれかの観測日のいずれかの時点において本インデックスの水準を算定することができない場合、計算代理人による本インデックスの水準の算定または再配分事由の決定は、本インデックスに関して不全日である連続する5観測日まで計算代理人によって延期され、または、本インデックスに関して不全日が債券評価日において発生している場合、関連する算定または決定は、不全日である連続する2観測日まで計算代理人によって延期される場合がある。かかる5観測日目または2観測日目(場合による。)において、関連する算定または決定が行われ得ない場合、計算代理人は、予定終了時刻における本インデックスを構成する各銘柄の取引価格または気配価格(または、かかる延期された観測日において関連する銘柄に関して不全日を惹起する事由が発生している場合には、当該日の当該時点における計算代理人が誠実に見積もった関連する銘柄の価額)を用いて、最初に不全日が発生した直前に有効な本インデックスを計算する公式および方法に従い、当該観測日の当該時点における本インデックスの水準を算定する。投資家は、ダイナミック・ポートフォリオの再配分またはダイナミック・ポートフォリオ価額の算定が、上記の価額のいずれかについての決定がそのように延期された日においては行われぬことに留意されたい。

ダイナミック・ポートフォリオは、利益相反の対象となる。

ダイナミック・ポートフォリオは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよびその関係会社が、本インデックスを構成する証券をこれらの者の計算において取引し、本債券について計算代理人として行為し、また、計算代理人および本債券に関連して提供するその他のサービスに対する報酬を受領するという事実を含む(ただし、これらに限られない。)利益相反の対象となる。

### **本インデックスに関連するリスク**

#### 本インデックスに影響を及ぼす要因

受益証券への投資家は、国際的な資本市場への投資および指数一般について精通しているべきである。本インデックスの水準は、本インデックスに含まれる資産の価額に基礎を置く。投資家は、いずれかの時点における本インデックスの水準が本インデックスに含まれる資産の利回りの再投資を含まないことに留意するべきである。投資家は、とりわけ国際的な経済、財政および政治の動向が本インデックスに含まれる資産の価額および/または本インデックスのパフォーマンスに重大な影響を及ぼす場合があることも理解するべきである。

また、投資家は、本インデックスに含まれる証券の保有者に支払われる配当が本債券の保有者に支払われないが、本インデックス・ポートフォリオ価額は、関連する配当落ちの日における本インデックスを構成する証券からの現金配当のこれら本インデックスを構成する証券に対する名目上の再投資を反映することにも留意するべきである。

#### 本インデックスの算定

投資家は、本インデックスが現在日本の広範かつ横断的な業種を代表する東京証券取引所第一部に上場している225銘柄に基礎を置くことに留意すべきである。本インデックスの構成銘柄は、いずれかの時点において理由を問わず入れ替えられる場合がある。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

## （２）リスクに対する管理体制

### リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過剰なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社によって常に監視され、かつ統制されている。

### リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。とりわけサブ・ファンドの唯一の投資対象である本債券の発行会社の財政状態については、本債券の発行会社であるシティグループ・インクに関し公表され入手可能な情報（財務書類および年次報告書、プレス・リリースおよびメディアで報道されるニュースならびに各種機関によって公表されるアナリスト・レポートを含むがこれに限定されない。）に基づき定期的に精査される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

サブ・ファンドはデリバティブ取引等を行っていない。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたって、申込手数料は課せられない。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたって、販売会社は申込手数料を徴収しない。

(注) 管理会社および販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

## (2)【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

受益証券の投資対象となっている本債券の 買取りが行われる期間	買戻手数料 (買い戻される受益証券の申込価格に対する割合)
払込日から(当日を含む。)2009年5月13日 まで(当日を含まない。)	4.90%
2009年5月13日から(当日を含む。)2009年 8月13日まで(当日を含まない。)	4.225%
2009年8月13日から(当日を含む。)2009年 11月13日まで(当日を含まない。)	3.55%
2009年11月13日から(当日を含む。)2010年 2月13日まで(当日を含まない。)	2.875%
2010年2月13日から(当日を含む。)2010年 5月13日まで(当日を含まない。)	2.20%
2010年5月13日から(当日を含む。)2010年 8月13日まで(当日を含まない。)	2.05%
2010年8月13日から(当日を含む。)2010年 11月13日まで(当日を含まない。)	1.90%
2010年11月13日から(当日を含む。)2011年 2月13日まで(当日を含まない。)	1.75%
2011年2月13日から(当日を含む。)2011年 5月13日まで(当日を含まない。)	1.60%
2011年5月13日から(当日を含む。)2011年 8月13日まで(当日を含まない。)	1.45%
2011年8月13日から(当日を含む。)2011年 11月13日まで(当日を含まない。)	1.30%
2011年11月13日から(当日を含む。)2012年 2月13日まで(当日を含まない。)	1.15%
2012年2月13日から(当日を含む。)2012年 5月13日まで(当日を含まない。)	1.00%
2012年5月13日から(当日を含む。)2012年 8月13日まで(当日を含まない。)	0.85%
2012年8月13日から(当日を含む。)2012年 11月13日まで(当日を含まない。)	0.70%
2012年11月13日から(当日を含む。)2013年 2月13日まで(当日を含まない。)	0.55%

2013年2月13日から(当日を含む。)	2013年	
5月13日まで(当日を含まない。)		0.40%
2013年5月13日から(当日を含む。)	2013年	
8月13日まで(当日を含まない。)		0.25%
2013年8月13日から(当日を含む。)	2013年	
11月13日まで(当日を含まない。)		0.10%
2013年11月13日から(当日を含む。)	2014年	
2月13日まで(当日を含まない。)		0.05%
2014年2月13日から(当日を含む。)	債券評	
価日まで(当日を含まない。)		0%

払込日後から最初の買戻日前までに到来する営業日において行われる受益証券の買戻しについては、管理会社によって誠実に計算される臨時費用が課せられる。ただし、かかる臨時費用は、買戻される各受益証券の1口当たり申込価格の2パーセントを超えてはならない。

本書の日付現在、日本の消費税は、買戻手数料および臨時費用には課されない。

#### 日本国内における買戻手数料

受益証券の投資対象となっている本債券の 買取りが行われる期間	買戻手数料 (買い戻される受益証券の申込価格に対する割合)	
払込日から(当日を含む。)	2009年5月13日	
まで(当日を含まない。)		4.90%
2009年5月13日から(当日を含む。)	2009年	
8月13日まで(当日を含まない。)		4.225%
2009年8月13日から(当日を含む。)	2009年	
11月13日まで(当日を含まない。)		3.55%
2009年11月13日から(当日を含む。)	2010年	
2月13日まで(当日を含まない。)		2.875%
2010年2月13日から(当日を含む。)	2010年	
5月13日まで(当日を含まない。)		2.20%
2010年5月13日から(当日を含む。)	2010年	
8月13日まで(当日を含まない。)		2.05%
2010年8月13日から(当日を含む。)	2010年	
11月13日まで(当日を含まない。)		1.90%
2010年11月13日から(当日を含む。)	2011年	
2月13日まで(当日を含まない。)		1.75%
2011年2月13日から(当日を含む。)	2011年	
5月13日まで(当日を含まない。)		1.60%
2011年5月13日から(当日を含む。)	2011年	
8月13日まで(当日を含まない。)		1.45%
2011年8月13日から(当日を含む。)	2011年	
11月13日まで(当日を含まない。)		1.30%
2011年11月13日から(当日を含む。)	2012年	
2月13日まで(当日を含まない。)		1.15%
2012年2月13日から(当日を含む。)	2012年	
5月13日まで(当日を含まない。)		1.00%

2012年5月13日から(当日を含む。)	2012年	
8月13日まで(当日を含まない。)		0.85%
2012年8月13日から(当日を含む。)	2012年	
11月13日まで(当日を含まない。)		0.70%
2012年11月13日から(当日を含む。)	2013年	
2月13日まで(当日を含まない。)		0.55%
2013年2月13日から(当日を含む。)	2013年	
5月13日まで(当日を含まない。)		0.40%
2013年5月13日から(当日を含む。)	2013年	
8月13日まで(当日を含まない。)		0.25%
2013年8月13日から(当日を含む。)	2013年	
11月13日まで(当日を含まない。)		0.10%
2013年11月13日から(当日を含む。)	2014年	
2月13日まで(当日を含まない。)		0.05%
2014年2月13日から(当日を含む。)	債券評	
価日まで(当日を含まない。)		0%

払込日後から最初の買戻日前までに到来する営業日において行われる受益証券の買戻しについては、管理会社によって誠実に計算される臨時費用が課せられる。ただし、かかる臨時費用は、買戻される各受益証券の1口当たり申込価格の2パーセントを超えてはならない。

買戻手数料は、受益証券の買戻しに関する事務手続き等の対価として支払われる。

本書の日付現在、日本の消費税は、買戻手数料および臨時費用には課されない。

### (3) 【管理報酬等】

#### 受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、払込日(当日を含まない。)から償還日(当日を含まない。)までの期間中、年額5,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有し、毎年後払いで支払われる。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

平成27年10月31日に終了した会計年度中の上記受託会社報酬は7,794.76豪ドルであった。

#### 管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、払込日(当日を含まない。)から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日(当日を含まない。)までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、100豪ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.3パーセントの料率による管理会社報酬を受領する権利を有する。

管理会社報酬は、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務の対価として管理会社に支払われる。

平成27年10月31日に終了した会計年度中の上記管理会社報酬は14,668.57豪ドルであった。

#### 管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産から、払込日(当日を含まない。)から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日(当日を含まない。)までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、100豪ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.09パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

管理事務代行会社報酬は、ファンドの管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

平成27年10月31日に終了した会計年度中の上記管理事務代行会社報酬は4,401.30豪ドルであった。

#### 保管会社の報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、払込日(当日を含まない。)から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日(当日を含まない。)までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、100豪ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われる。

平成27年10月31日に終了した会計年度中の上記保管会社報酬は487.44豪ドルであった。

#### 代行協会員および販売会社の報酬

代行協会員および販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、払込日(当日を含まない。)から債券満期日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に対する投資、本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項において記載される本債券が発行会社によって全額償還されるこれよりも早い日

(当日を含まない。)までの期間中、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる、100豪ドルに発行済受益証券の口数を乗じた合計金額に対する年率0.5パーセントを上限とする合計報酬を受領する権利を有する。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われ、販売会社報酬は、買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

平成27年10月31日に終了した会計年度中の上記代行協会員および販売会社の合計報酬は24,450.40豪ドルであった。

#### (4)【その他の手数料等】

##### 設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の募集に関する経費および費用(以下「当初費用」という。)は、それぞれのサブ・ファンドにつき41万豪ドルと見積もられ、これは2009年3月13日までに費用計上された。関連するサブ・ファンドの継続的な運営に関連する知れている将来の反復する固定費のための引当金(以下「固定費引当金」という。)も2009年3月13日までにかかる経費を計上するために計上され、かかる経費は発生するごとに支払われた。かかる固定費引当金では上記の反復する固定費のすべてをまかなうのに不十分な場合に限り、管理会社は不足額を支払う。関連するサブ・ファンドが2019年3月13日より前に終了した場合、純資産価額は、未使用引当金の金額が調整され、かつ増額される。

##### その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか(またはすべて)を含むがこれらに限定されない当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。(a) 当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、(b) すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、(c) 受託会社および/または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用(当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。)ならびに受託会社および/または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、(d) 当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、(e) 英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、(f) 当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、(g) 受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、(h) ファンドもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証券の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関連して、またはそれらの作成において発生するすべての費用、(i) 当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、(j) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、(k) 当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、(l) 当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきす

すべての税金および法人手数料、(m) 宣伝または広告費用(もしあれば)、(n) 郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、(o) 当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者(管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。) に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、(p) 当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および/または処分に関して発生する債務、経費および費用(手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。)、(q) 当該サブ・ファンドの通常業務および/または運営一般に関して発生する債務、経費および費用、(r) 関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、および(s) 受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

ダイナミック・ポートフォリオ調整係数は、様々なサブ・ファンドのサービス提供者(販売会社、管理事務代行会社、管理会社、保管会社および代行協会員) に対して管理会社によって随時支払われ、サブ・ファンドの存続期間中に発生する報酬および費用をまかなうために特定して計上される金額を含んでいる。本債券の発行会社であるシティグループ・インクは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよび/またはその関連会社との間でヘッジ契約を締結することにより、本債券に基づく義務をヘッジし、これによりダイナミック・ポートフォリオ調整係数は、経済的にはシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよび/またはその関連会社によって受領される。したがって、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよび/またはその関連会社は、金銭がサブ・ファンドに対して(債券の利息の形式による。) または管理会社が随時発生する報酬および費用を支払うため直接管理会社に対して配分されるように手配する。

平成27年10月31日に終了した会計年度中の上記 および に記載された費用、経費、手数料、報酬の合計は、123,016.38豪ドルであった。

(注) サブ・ファンドは、その継続運用に関連して、サブ・ファンドの存続期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を計上した。毎日の純資産価額の計算上、管理事務代行会社は、これらの費用を計上している。また、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産価額から除外されている。また、上記の報酬額は、正式に公表された純資産価額に基づき計算されている。管理事務代行会社によって報告された純資産価額と財務書類上の純資産価額との調整は、純資産計算書に含まれている。

## (5) 【課税上の取扱い】

投資家は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資家に与える効果(税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。) に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資家に対する当該効果(適用可能性を含む。) および税金控除の金額は、投資家の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

ケイマン諸島の課税に関する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島で有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資家は、課税の水準および基準が変動する場合があります、また税金控除の金額が納税者の個人的な状況に依拠する旨を認識すべきである。

### (A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
- 日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## (B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またケイマン諸島が当事者となっているトラストに関する支払いに適用されるいかなる国との間の二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記されている。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

## (C) 香港

管理会社の活動を理由としてトラストが香港において恒久的施設を有するとみなされる場合があるが、トラストが営業地を香港に置くことは想定されていない。かかる事実により、トラストがケイマン諸島の法律に基づき、同法に準拠して設定されるにもかかわらず香港歳入庁によって香港の収益税の課税対象に該当するとはみなされない旨の保証が付与されているとはいうことができない。香港の

収益税の潜在的負担を最小化する方法により、トラストの活動が実行され、および管理されることが想定されている。

香港は、(a) 香港に源泉を有し、および(b) 香港において実行された取引、事業または職務に帰せられる収益に対して、16.5パーセントの固定税率による収益税を課す。投資対象の売却により生じたキャピタル・ゲインは、原則として香港の課税目的において収益とはみなされず、それゆえ香港の課税の対象とはならない。しかしながら、単純な投資活動とは対照的に、香港において実行される取引活動によって生じたとみなされる収益は、潜在的に香港の収益税の課税対象となる。

歳入(オフショア・ファンドについての収益税免除)規則(以下「規則」という。)は、2006年3月10日に発効した。規則に基づき、トラストは、規則に基づく特定の要件を満たすことを条件として、一定の取引に関する潜在的な収益税の義務を免除されることになる。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

## 資産別および地域別の投資状況

(平成28年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(豪ドル)	投資比率(%)
ミディアム・ターム・ノート	アメリカ合衆国	957,828.62	99.83
現金・その他の資産(負債控除後)		1,625.64	0.17
合計(純資産総額)		959,454.26 (約78百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率を言う。以下同じ。

(注2) サブ・ファンドは、その継続運用に関連して、サブ・ファンドの存続期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を計上した。毎日の純資産価額の計算上、管理事務代行会社は、これらの費用を計上している。また、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産価額から除外されている。管理事務代行会社によって報告された純資産価額と財務書類上の純資産価額との調整は、純資産計算書に含まれている。従って、本「5 運用状況」に記載される純資産総額および1口当たり純資産価格は、財務書類の数値とは一致していない。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成28年2月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	償還日	簿価(豪ドル)	額面金額(豪ドル)	時価(豪ドル)	投資比率(%)
1	CITIGROUP FD INC AUD225 13FEB19 NTA	アメリカ合衆国	ミディアム・ターム・ノート	0.9	2019年2月13日	862,769.00	868,700	957,828.62	99.83

## 【投資不動産物件】(平成28年2月末日現在)

該当事項なし。

## 【その他投資資産の主要なもの】(平成28年2月末日現在)

該当事項なし。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および平成28年2月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	百万円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成21年10月末日)	51,261,116.81	4,150	114.11	9,237
第2会計年度末 (平成22年10月末日)	18,945,823.16	1,534	90.81	7,351
第3会計年度末 (平成23年10月末日)	13,793,491.07	1,117	88.78	7,187
第4会計年度末 (平成24年10月末日)	11,538,647.70	934	93.03	7,531
第5会計年度末 (平成25年10月末日)	8,833,737.20	715	110.43	8,939
第6会計年度末 (平成26年10月末日)	7,027,924.75	569	119.40	9,665
第7会計年度末 (平成27年10月末日)	5,184,366.90	420	129.63	10,494
平成27年3月末日	7,376,699.52	597	138.57	11,217
4月末日	7,280,895.32	589	141.69	11,470
5月末日	7,413,008.94	600	151.77	12,286
6月末日	6,460,704.15	523	147.32	11,926
7月末日	6,426,342.17	520	147.21	11,917
8月末日	5,190,057.23	420	129.77	10,505
9月末日	4,783,511.61	387	119.61	9,682
10月末日	5,184,366.90	420	129.63	10,494
11月末日	5,199,026.49	421	134.26	10,868
12月末日	1,158,722.81	94	129.08	10,449
平成28年1月末日	1,052,827.68	85	117.28	9,494
2月末日	959,454.26	78	110.45	8,941

## 【分配の推移】

該当事項なし。

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(注)
第1会計年度	14.11%
第2会計年度	-20.42%
第3会計年度	-2.24%
第4会計年度	4.79%

第 5 会計年度	18.70%
第 6 会計年度	8.12%
第 7 会計年度	8.57%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記会計年度末の 1 口当たり純資産価格 (当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格 (分配落の額) (ただし、第 1 会計年度については、1 口当たり当初発行価格 (100豪ドル))

#### (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	2,299,651 (2,299,651)	1,850,424 (1,850,424)	449,227 (449,227)
第 2 会計年度	0 (0)	240,587 (240,587)	208,640 (208,640)
第 3 会計年度	0 (0)	53,278 (53,278)	155,362 (155,362)
第 4 会計年度	0 (0)	31,337 (31,337)	124,025 (124,025)
第 5 会計年度	0 (0)	44,031 (44,031)	79,994 (79,994)
第 6 会計年度	0 (0)	21,133 (21,133)	58,861 (58,861)
第 7 会計年度	0 (0)	18,867 (18,867)	39,994 (39,994)

(注) 括弧内の数字は本邦内における販売口数・買戻口数および発行済口数を表す。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売

##### 申込

受益証券の当初募集後、追加募集は行われない。

##### 受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

#### （2）日本における販売

日本においては、平成21年1月5日付有価証券届出書（訂正済）「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、募集の取扱いが行われた。その後募集の取扱いは行われない。

### 2【買戻し手続等】

#### （1）海外における買戻し

以下に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。ただし、買戻日が債券買取日ではない場合には、買戻日は（ ）債券買取日であり、かつ（ ）営業日であるその後の最初の日になるものとする。

疑義を避けるため付言すると、受益証券は、2009年3月13日以前に買い戻されることはできない。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または管理事務代行会社が随時決定するその他の通知を、関連する買戻日に関する買戻申込日の午後2時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社によって受領されるように送付しなければならない。

原則として、受益者は、各買戻日においてのみその受益証券の買戻しを請求することができるが、受益証券の買戻しは、当該受益証券の関連する受益者または実質保有者に関して以下に掲げるいずれかの事由が発生した場合、いずれかの営業日において認められる場合がある。

- （a）当該受益者または実質保有者の死亡
- （b）当該受益者または実質保有者の資産の重大な一部が自然災害または不可抗力により損失した場合
- （c）当該受益者または実質保有者について破産手続が開始された場合
- （d）当該受益者または実質保有者が疾病により生計を維持できない場合
- （e）上記（a）から（d）に定める事由に類似すると管理会社が判断するその他の事由（火災、事故または失業等）が発生した場合
- （f）当該受益者または実質保有者が法人または機関である場合に、重大な事由（破産、クレジット・デフォルトまたは類似の事由など）が発生したと管理会社が判断した場合

払込日後から最初の買戻日前までに到来する営業日において行われる受益証券の買戻しについては、管理会社によって誠実に計算される臨時費用が課せられる。ただし、かかる臨時費用は、買い戻される各受益証券の1口当たり申込価格の2パーセントを超えてはならない。

いずれの受益者も、管理会社または管理事務代行会社が別段に同意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口である。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量において、いずれかの受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触または違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、ま

たはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社または管理事務代行会社による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

### 買戻価格

買戻しが行われるいずれかの受益証券の受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格から( )上記の臨時費用および( )以下のスライド制に従って計算された買戻手数料(以下「買戻手数料」という。)を控除した金額とする。

受益証券の投資対象となっている本債券 の買取りが行われる期間	買戻手数料 (買い戻される受益証券の申込価格に対する割合)
払込日から(当日を含む。)2009年5月13日 日まで(当日を含まない。)	4.90%
2009年5月13日から(当日を含む。)2009 年8月13日まで(当日を含まない。)	4.225%
2009年8月13日から(当日を含む。)2009 年11月13日まで(当日を含まない。)	3.55%
2009年11月13日から(当日を含む。)2010 年2月13日まで(当日を含まない。)	2.875%
2010年2月13日から(当日を含む。)2010 年5月13日まで(当日を含まない。)	2.20%
2010年5月13日から(当日を含む。)2010 年8月13日まで(当日を含まない。)	2.05%
2010年8月13日から(当日を含む。)2010 年11月13日まで(当日を含まない。)	1.90%
2010年11月13日から(当日を含む。)2011 年2月13日まで(当日を含まない。)	1.75%
2011年2月13日から(当日を含む。)2011 年5月13日まで(当日を含まない。)	1.60%
2011年5月13日から(当日を含む。)2011 年8月13日まで(当日を含まない。)	1.45%
2011年8月13日から(当日を含む。)2011 年11月13日まで(当日を含まない。)	1.30%
2011年11月13日から(当日を含む。)2012 年2月13日まで(当日を含まない。)	1.15%
2012年2月13日から(当日を含む。)2012 年5月13日まで(当日を含まない。)	1.00%
2012年5月13日から(当日を含む。)2012 年8月13日まで(当日を含まない。)	0.85%
2012年8月13日から(当日を含む。)2012 年11月13日まで(当日を含まない。)	0.70%
2012年11月13日から(当日を含む。)2013 年2月13日まで(当日を含まない。)	0.55%
2013年2月13日から(当日を含む。)2013 年5月13日まで(当日を含まない。)	0.40%

2013年5月13日から(当日を含む。)	2013年8月13日まで(当日を含まない。)	0.25%
2013年8月13日から(当日を含む。)	2013年11月13日まで(当日を含まない。)	0.10%
2013年11月13日から(当日を含む。)	2014年2月13日まで(当日を含まない。)	0.05%
2014年2月13日から(当日を含む。)	債券評価日まで(当日を含まない。)	0%

管理会社は、当該買戻手数料の全部または一部を本債券の流通市場における売却および買戻しに関してシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドに対してならびに/または管理事務代行会社、保管会社もしくは管理会社によって決定されたその他の当事者に対して支払う場合がある。

本書の日付現在、日本の消費税は、買戻手数料および臨時費用には課されない。

### 決済

管理事務代行会社は、適用ある本債券の売却代金が受領されることを条件として、通常、買戻代金(送金費用の控除後)を、関連する買戻日から4営業日以内に基準通貨により受益者の指図に応じて電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続に従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金は、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息を付されない。

### 一時停止

受託会社は、管理会社と協議の上、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ロ)純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、かかる停止期間中に買戻されることはない。

### 強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
  - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
  - ( ) 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
  - ( ) 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、後記「第一部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、(ハ)受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

### (2) 日本における買戻し

「買戻日」とは、前記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し」の項の定めに従い、(a) 2009年3月13日(当日を含む。)から2019年1月13日(当日を含む。)までの期間中においては、各暦月の13日、またはかかる日が営業日ではない場合にはその直後の営業日をいい、(b) 債券満期日(2019年2月13日)(当日を含む。)から2019年3月13日までの期間中においては、各営業日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる(前記「(1) 海外における買戻し」の項に記載の臨時費用および買戻手数料が控除される。)。買戻価格は、通常、関連する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、関連する買戻日の3営業日前の午後4時(日本時間)までに販売取扱会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該買戻日の午後2時(ルクセンブルグ時間)までに管理事務代行会社に申込まなければならない。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日(同日を含む。)から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて行い、豪ドル貨または円貨により行われるものとする。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### (イ)純資産価額の算定

管理事務代行会社は、純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を、サブ・ファンドの基準通貨により、各評価日の営業終了時（ルクセンブルグ時間）に計算する。

純資産価額は、各評価日の営業終了時（ルクセンブルグ時間）に計算され、同日に管理事務代行会社によって公表される。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 店頭市場商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上、適切とみなす取引業者から受領する気配に基づき管理会社の誠実な裁量により評価される。
- (b) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (c) 特定可能な市場価額のない資産および負債を含むその他一切の資産および負債は、管理事務代行会社と協議の上、管理会社の誠実な裁量により評価される。

##### (ロ)純資産価額の算定の一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱されている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間（通常の休日を除く。）または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- (b) 緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- (c) 当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- (d) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- (e) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- (f) 管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- (g) 管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

## (2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

## (3) 【信託期間】

「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日に終了する予定である。償還日とは、2019年3月13日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定める方法により管理会社が決定するこれよりも早い日をいう。

## (4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

## (5) 【その他】

## (イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- (a) 当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) 英文目論見書の当該サブ・ファンドに関する補遺の条項により企図される日付または条件に該当する場合
- (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- (d) 当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

## (ロ) 信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知(かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。)をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、( ) 受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損うことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または( ) がかかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求(法律による強制を伴うものかどうかは問わない。)により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記( ) または( ) の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削

除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

#### (八) 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

#### ( ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

#### ( ) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

## ( ) 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

## ( ) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド(場合による。)の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

( a ) 信託証書の規定により要求される場合

( b ) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

( c ) (全受益者集会の場合) 当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

( d ) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の条項を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日)の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日(集会の招集通知に明記される集会の日付から中14日以上前)とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド(場合による。)の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議(場合による。)の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

## ( 2 ) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

( ) 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

( ) 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は豪ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝80.95円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## (1) 【貸借対照表】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト -  
豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なし  
純資産計算書  
2015年10月31日現在

	注	豪ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		3,972,094.32	321,541
投資有価証券 - 時価		5,178,023.18	419,161
銀行預金		538,753.71	43,612
資産合計		5,716,776.89	462,773
<b>負債</b>			
未払代行協会員報酬および 未払販売会社報酬	7	931.16	75
未払管理会社報酬	4	558.80	45
未払管理事務代行会社報酬	5	167.80	14
未払保管会社報酬	6	18.64	2
その他未払費用	2.3	208,538.77	16,881
負債合計		210,215.17	17,017
純資産合計		5,506,561.72	445,756
<b>管理事務代行会社によって報告された 純資産合計に対する調整</b>			
純資産合計 (管理事務代行会社による報告額)		5,184,366.90	419,675
将来経常的に発生する固定費	9	322,194.82	26,082
純資産合計		5,506,561.72	445,756
発行済受益証券口数		39,994口	
受益証券1口当たり純資産 (財務書類上の金額)		137.68	11,145円
受益証券1口当たり純資産 (管理事務代行会社による報告額)		129.63	10,494円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト -  
 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なし  
 損益および純資産変動計算書  
 2015年10月31日に終了した会計年度

	注	豪ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券に係る受取利息		44,990.83	3,642
銀行利息		163.56	13
収益合計		45,154.39	3,655
<b>費用</b>			
印刷および公告費用		51,802.19	4,193
弁護士費用		39,066.40	3,162
代行協会員報酬および販売会社報酬	7	24,450.40	1,979
専門家費用		31,710.37	2,567
管理会社報酬	4	14,668.57	1,187
受託会社報酬	3	7,794.76	631
管理事務代行会社報酬	5	4,401.30	356
保管会社報酬	6	487.44	39
保護預り手数料		405.66	33
取引手数料		31.76	3
費用合計		174,818.85	14,152
投資純損失		(129,664.46)	(10,496)
投資有価証券に係る実現純利益		789,187.18	63,885
為替に係る実現純利益		82,920.61	6,712
投資純損失および当期実現純利益合計		742,443.33	60,101
投資有価証券に係る未実現純評価益		33,844.82	2,740
運用による純資産の純増加額		776,288.15	62,841
<b>資本の変動:</b>			
受益証券の買戻し		(2,666,939.48)	(215,889)
資本の純変動額		(2,666,939.48)	(215,889)
純資産、期首		7,397,213.05	598,804
純資産、期末		5,506,561.72	445,756

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト -  
豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009 - 01) 早期償還条項なし  
統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2013年10月31日	79,994 口
2014年10月31日	58,861 口
買戻受益証券	(18,867)口
2015年10月31日	39,994 口

	豪ドル	千円
純資産合計、期末：		
2013年10月31日	9,297,204.58	752,609
2014年10月31日	7,397,213.05	598,804
2015年10月31日	5,506,561.72	445,756

	豪ドル	円
受益証券1口当たり純資産：		
2013年10月31日	116.22	9,408
2014年10月31日	125.67	10,173
2015年10月31日	137.68	11,145

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト -  
豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし

財務書類に対する注記

2015年10月31日現在

注1．活動

豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で締結された信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、ダイナミック・ポートフォリオを参照して計算される金額で償還される特定の債券（以下「本債券」という。）に対して受益証券の発行手取金の全額または実質的に全額を投資することにより、自己資本増加の可能性と、受益証券が2019年3月13日（当日を含む。）まで保有される場合における100パーセントの元本確保を、受益者に提供することである。

本債券は、シティグループ・ファンディング・インク（以下「発行会社」という。）により発行される無担保非劣後債務証券のシリーズの一部を構成する。本債券に伴う支払は、発行会社の他のすべての無担保かつ非劣後の債務と同順位である。そのため、本債券の満期における支払いによってもたらされる受益証券の100パーセントの元本確保は、シティグループ・インクの信用リスクの影響を受ける。

2012年12月31日の東部標準時（EST）午後11時58分（以下「合併効力発生時間」という。）より、シティグループ・インク（以下「シティグループ」という。）の直接完全子会社であるシティグループ・ファンディング・インクは、シティグループに合併されている。この合併により、合併効力発生時間より、（ ）シティグループ・ファンディング・インクは消滅し、（ ）過年度にシティグループ・ファンディング・インクの支払義務をすべて保証していたシティグループは、本債券を含めて、シティグループ・ファンディング・インクの既存の未払債務をすべて引き受けた。金利や支払、および/または引渡日（もしあれば）あるいは満期日を含めて、かかるシティグループ・ファンディング・インクの債務の条項に変更はなかった。この合併は、シティグループとその子会社の資本市場業務を集中させるためのシティグループにおいて進行中の企業簡素化に関する取り組みの一環である。したがって、本書における「発行会社」とはシティグループと解釈され、合併効力発生時間以降、本債券の保証会社は存在しないこととなる。

サブ・ファンドに係る英文目論見書のAppendix（以下「Appendix」という。）で定義されている、本債券が債券満期日前に償還される状況には、Appendixの「リスク要因 - 本債券に対する投資 - 本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項に記載された状況が含まれており、管理会社はかかる償還日にサブ・ファンドの償還について判断する可能性がある。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

純資産額および受益証券1口当たり純資産価格の算定にあたり、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

（a）店頭市場商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上、適切とみなす取引業者から入手する気配値に基づき管理会社の裁量において誠実に評価される。

- (b) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。
- (c) 特定可能な市場価額のない資産および負債を含むその他すべての資産および負債は、管理事務代行会社と協議の上、管理会社の裁量により誠実に評価される。

### 2.3 その他の手数料等

継続運用に関連して、将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金は、注記9に準拠して、サブ・ファンドの期間にわたって計上される。

開始日以降期末までの計上額合計	645,437.42豪ドル
開始日以降に支払った固定費合計	436,898.65豪ドル
期末の計上純額	208,538.77豪ドル

その他費用はすべて、発生時に会計処理される。

### 2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

### 2.5 外貨換算

豪ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。

### 注3．受託会社報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産より、2009年1月30日(以下「払込日」という。)(当日を含まない。 )から2019年3月13日(以下「償還日」という。)(当日を含まない。 )までの期間中、年間5,000米ドルの受託会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎年後払いで支払われる。

### 注4．管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含まない。 )から2019年2月13日(以下「債券満期日」という。 )または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。 )までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.3パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

### 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含まない。 )から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。 )までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.09パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

### 注6．保管会社報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含まない。 )から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。 )までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

### 注7．代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員および販売会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含む。)から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。)までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5パーセントを上限とする合計報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

## 注8 . 税金

### 8.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督から2008年10月21日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

### 8.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。

## 注9 . 将来経常的に発生する固定費

Appendixにある通り、サブ・ファンドは、その継続運用に関連し、サブ・ファンドの存続期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を計上した。引当金の計上額は合計約1,323,078.41豪ドルである。日次の純資産額の計算上、管理事務代行会社は、英文目論見書に記載の通り、これらの費用を計上する。ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産額から除外されている。管理事務代行会社によって報告された純資産額と財務書類上の純資産額との調整は、純資産計算書に含まれている。

サブ・ファンドに係る英文目論見書のAppendixに準拠してNAVを計算する目的で、2015年10月31日現在、将来経常的に発生する固定費に追加で322,194.82豪ドルが計上された。これは、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して算定される純資産に対する調整項目として、純資産計算書に反映されている。

## 注10．後発事象

本財務書類の作成にあたり、サブ・ファンドは、財務書類の公表日である監査意見の日付までのすべての重要な後発事象を評価及び開示している。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト -  
 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なし  
 投資有価証券明細表  
 2015年10月31日現在

名目元本	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 <sup>*</sup>
	メディアム・ターム・ノート		豪ドル	豪ドル	%
3,999,400	CITIGROUP FD INC AUD225 13FEB19 NTA	豪ドル	3,972,094.32	5,178,023.18	94.03
	メディアム・ターム・ノート合計		3,972,094.32	5,178,023.18	94.03
	投資有価証券合計		3,972,094.32	5,178,023.18	94.03

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(\*) 百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

#### 投資有価証券の分類

##### 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) <sup>*</sup>
米国		
	持株会社の活動	94.03
		94.03
	投資有価証券合計	94.03

(\*) 百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Statement of net assets as at October 31, 2015**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

	Notes	AUD
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		3,972,094.32
At market value		5,178,023.18
Cash at bank		538,753.71
<b>Total assets</b>		<b>5,716,776.89</b>
<b>Liabilities</b>		
Agent company and Distributor fees payable	7	931.16
Management fees payable	4	558.80
Administrator fees payable	5	167.80
Custodian fees payable	6	18.64
Other expenses payable	2.3	208,538.77
<b>Total liabilities</b>		<b>210,215.17</b>
<b>Total net assets</b>		<b>5,506,561.72</b>
<i>Reconciliation to total net assets as reported by the Administrator</i>		
Total net assets (as reported by the Administrator)		5,184,366.90
Future recurring fixed costs	9	322,194.82
<b>Total net assets</b>		<b>5,506,561.72</b>
Number of units outstanding		39,994
Net assets per unit (as per the financial statements)		137.68
Net assets per unit (as reported by the Administrator)		129.63

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

	Notes	AUD
<b>Income</b>		
Interest income on investments		44,990.83
Bank interest		163.56
<b>Total income</b>		<b>45,154.39</b>
<b>Expenses</b>		
Printing and publishing expenses		51,802.19
Legal expenses		39,066.40
Agent company and Distributor fees	7	24,450.40
Professional expenses		31,710.37
Management fees	4	14,668.57
Trustee fees	3	7,794.76
Administrator fees	5	4,401.30
Custodian fees	6	487.44
Safekeeping fees		405.66
Transaction fees		31.76
<b>Total expenses</b>		<b>174,818.85</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(129,664.46)</b>
<b>Net realised:</b>		
Gain on investments		789,187.18
Gain on foreign exchange		82,920.61
<b>Total net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>742,443.33</b>
<b>Net unrealised:</b>		
Appreciation on investments		33,844.82
<b>Net increase in net assets resulting from operations</b>		<b>776,288.15</b>
<b>Movement in capital:</b>		
Redemption of units		(2,666,939.48)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(2,666,939.48)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>7,397,213.05</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>5,506,561.72</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Statistical information**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Number of units outstanding at the end of the year:**

October 31, 2013	79,994
October 31, 2014	58,861
Units redeemed	(18,867)
October 31, 2015	39,994

**Total net assets at the end of the year:****AUD**

October 31, 2013	9,297,204.58
October 31, 2014	7,397,213.05
October 31, 2015	5,506,561.72

**Net assets per unit:****AUD**

October 31, 2013	116.22
October 31, 2014	125.67
October 31, 2015	137.68

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2015)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Note 1 - Activity**

**Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) (the "Series Trust")** is a series trust created and established pursuant to the Trust Deed and a supplemental trust deed between the Trustee and the Manager.

**Investment objective and policies**

The investment objective of the Series Trust is to provide unitholders with the potential for capital growth and 100% capital protection if the units are held until and including March 13, 2019, through investment of all, or substantially all, of the proceeds from the issue of the units in certain notes which will be redeemed at an amount calculated by reference to the dynamic portfolio (the "Notes").

The Notes form part of a series of unsecured senior debt securities issued by Citigroup Funding Inc. The Notes rank equally with all other unsecured and unsubordinated debt of the Issuer. The 100% capital protection for the units, which is provided by the maturity payout of the Notes, is therefore subject to the credit risk of Citigroup Inc.

Effective 11:58 p.m. EST on December 31, 2012 ("Merger Effective Time"), Citigroup Funding Inc., a wholly-owned direct subsidiary of Citigroup Inc. ("Citigroup"), has been merged with and into Citigroup. As a result of this merger, as of the Merger Effective Time, (i) Citigroup Funding Inc. ceased to exist, and (ii) Citigroup, which previously guaranteed all of the payment obligations of Citigroup Funding Inc., has assumed all existing outstanding indebtedness of Citigroup Funding Inc., including the Notes. There was no change to the terms of such Citigroup Funding Inc. indebtedness, including the interest rate, payment and/or delivery dates (if any) or maturity date, as a result of the merger. This merger is part of Citigroup's ongoing corporate simplification process to centralize the capital markets activities of Citigroup and its subsidiaries. Accordingly, references to the "Issuer" herein shall be construed to be a reference to Citigroup and there is no Guarantor for the Notes on or after the Merger Effective Time.

In the event that the Notes are redeemed before the Note Maturity Day, as defined in appendix IV to the Offering Memorandum related to the Series Trust (the "Appendix"), including in the circumstances described in the section headed "Risk Factors - Investment in the Notes - The Notes may be redeemed early at an amount less than AUD 100 per Note" of the Appendix, the Manager may determine to terminate the Series Trust on such Termination Date as it may determine.

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2015)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**2.2 - Valuation of the investments in securities**

In determining the net asset value and the net asset value per unit, the Administrator will follow the following valuation policies and procedures:

- (a) over-the-counter instruments will be valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (b) short-term money market instruments and bank deposits will be valued at cost plus accrued interest; and
- (c) all other assets and liabilities will be valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

**2.3 - Other fees and expenses**

The provision for known future recurring fixed costs in relation to its ongoing operations is accrued over the life of the Series Trust in accordance with Note 9.

Total accrual since inception to the year-end	AUD 645,437.42
Total fixed expenses paid since inception	AUD 436,898.65
Net accrual at the year end	AUD 208,538.77

All other expenses are accounted for on an accrual basis.

**2.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**2.5 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the Australian Dollar (AUD) are translated at exchange rates ruling at financial year-end. Transactions in foreign currencies are translated into AUD at exchange rates ruling at the transaction dates.

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2015)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Note 3 - Trustee fee**

The Trustee is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a trustee fee of USD 5,000 per annum during the period from, but excluding, January 30, 2009 (the "Closing Date") until, and excluding, March 13, 2019 (the "Termination Date"), payable annually in arrears.

**Note 4 - Management fee**

The Manager is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a management fee at the rate of 0.3% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, February 13, 2019 (the "Note Maturity Date") or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Administrator fee**

The Administrator is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a fee of up to 0.09% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fee**

The Custodian is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a fee of up to 0.01% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Agent Company and Distributor fee**

The Agent Company and Distributor are entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a combined fee of up to 0.5% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, and including, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2015)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Note 8 - Taxation****8.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from October 21, 2008, the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**8.2 - Other Countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

**Note 9 - Future recurring fixed costs**

As per the Appendix, the Series Trust made a provision for known future recurring fixed costs over the life of the Series Trust in relation to its ongoing operations. The total amount provided is approximately AUD 1,323,078.41. For the purposes of the daily net asset value calculation, the Administrator has accrued these expenses as stated in the Offering Memorandum. These expenses have been excluded for the purposes of the net asset value as presented in the financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds. A reconciliation between the net asset value as reported by the Administrator and as per the financial statements has been included in the statement of net assets.

For the purposes of calculating the NAV in accordance with the Appendix to the Offering Memorandum relevant to this Series Trust, as at October 31, 2015, an additional AUD 322,194.82 is accrued for future recurring fixed costs. This is reflected on the statement of net assets as a reconciling item to the net assets determined in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**Note 10 – Subsequent events**

In preparing these financial statements, the Series Trust has evaluated and disclosed all material subsequent events up to the date of the auditors' opinion, which is the date that the financial statements were available to be issued.

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Schedule of investments as at October 31, 2015**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Medium term note		AUD	AUD	%
3,999,400	CITIGROUP FD INC AUD225 13FEB19 NTA	AUD	3,972,094.32	5,178,023.18	94.03
	<b>Total medium term note</b>		<b>3,972,094.32</b>	<b>5,178,023.18</b>	<b>94.03</b>
	<b>Total investments</b>		<b>3,972,094.32</b>	<b>5,178,023.18</b>	<b>94.03</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

**Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (formerly known as Citi Investment Trust (Cayman))****Classification of investments**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

## Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Activities Of Holding Companies	94.03
		94.03
Total investments		94.03

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[次へ](#)

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -  
豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なし

## 純資産計算書

2014年10月31日現在

	注	豪ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		5,845,912.99	473,227
投資有価証券 - 時価		7,017,997.03	568,107
銀行預金		531,629.82	43,035
資産合計		7,549,626.85	611,142
<b>負債</b>			
未払代行協会員報酬および 未払販売会社報酬	7	1,370.76	111
未払管理会社報酬	4	822.23	67
未払管理事務代行会社報酬	5	246.50	20
未払保管会社報酬	6	27.20	2
その他未払費用	2.3	149,947.11	12,138
負債合計		152,413.80	12,338
純資産合計		7,397,213.05	598,804
<i>管理事務代行会社によって報告された 純資産合計に対する調整</i>			
純資産合計 (管理事務代行会社による報告額)		7,027,924.75	568,911
将来経常的に発生する固定費	9	369,288.30	29,894
純資産合計		7,397,213.05	598,804
発行済受益証券口数		58,861口	
受益証券1口当たり純資産 (財務書類上の金額)		125.67	10,173円
受益証券1口当たり純資産 (管理事務代行会社による報告額)		119.40	9,665円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -  
 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なし  
 損益および純資産変動計算書  
 2014年10月31日に終了した会計年度

	注	豪ドル	千円
<b>収益</b>			
投資有価証券に係る受取利息		62,590.19	5,067
銀行利息		229.04	19
収益合計		62,819.23	5,085
<b>費用</b>			
印刷および公告費用		51,944.51	4,205
弁護士費用		39,173.72	3,171
代行協会員報酬および販売会社報酬	7	34,254.39	2,773
専門家費用		31,797.49	2,574
管理会社報酬	4	20,553.10	1,664
受託会社報酬	3	7,816.18	633
管理事務代行会社報酬	5	6,165.92	499
保管会社報酬	6	686.89	56
保護預り手数料		533.86	43
取引手数料		32.40	3
費用合計		192,958.46	15,620
投資純損失		(130,139.23)	(10,535)
投資有価証券に係る実現純利益		319,428.13	25,858
為替に係る実現純利益		36,723.04	2,973
投資純損失および当期実現純利益合計		226,011.94	18,296
投資有価証券に係る未実現純評価益		296,730.16	24,020
運用による純資産の純増加額		522,742.10	42,316
<b>資本の変動:</b>			
受益証券の買戻し		(2,422,733.63)	(196,120)
資本の純変動額		(2,422,733.63)	(196,120)
純資産、期首		9,297,204.58	752,609
純資産、期末		7,397,213.05	598,804

添付の注記は、本財務書類の一部である。

シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン) -  
豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009 - 01) 早期償還条項なし  
統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2012年10月31日	124,025 口
2013年10月31日	79,994 口
買戻受益証券	(21,133)口
2014年10月31日	58,861 口

	豪ドル	千円
純資産合計、期末：		
2012年10月31日	12,084,181.19	978,214
2013年10月31日	9,297,204.58	752,609
2014年10月31日	7,397,213.05	598,804

	豪ドル	円
受益証券1口当たり純資産：		
2012年10月31日	97.43	7,887
2013年10月31日	116.22	9,408
2014年10月31日	125.67	10,173

シティ・インベストメント・トラスト（ケイマン） -  
豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし  
財務書類に対する注記  
2014年10月31日現在

## 注1．活動

豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で締結された信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたサブ・ファンドである。

### 投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、ダイナミック・ポートフォリオを参照して計算される金額で償還される特定の債券（以下「本債券」という。）に対して受益証券の発行手取金の全額または実質的に全額を投資することにより、自己資本増加の可能性と、受益証券が2019年3月13日（当日を含む。）まで保有される場合における100パーセントの元本確保を、受益者に提供することである。

本債券は、シティグループ・ファンディング・インク（以下「発行会社」という。）により発行される無担保非劣後債務証券のシリーズの一部を構成する。本債券に伴う支払は、発行会社の他のすべての無担保かつ非劣後の債務と同順位である。したがって、本債券の満期における支払いによってもたらされる受益証券の100パーセントの元本確保は、シティグループ・インクの信用リスクの影響を受ける。

2012年12月31日の東部標準時（EST）午後11時58分（以下「合併効力発生時間」という。）より、シティグループ・インク（以下「シティグループ」という。）の直接完全子会社であるシティグループ・ファンディング・インクは、シティグループに合併されている。この合併により、合併効力発生時間より、（ ）シティグループ・ファンディング・インクは消滅し、（ ）過年度にシティグループ・ファンディング・インクの支払義務をすべて保証していたシティグループは、本債券を含めて、シティグループ・ファンディング・インクの既存の未払債務をすべて引き受けた。金利や支払、および/または引渡日（もしあれば）あるいは満期日を含めて、かかるシティグループ・ファンディング・インクの債務の条項に変更はなかった。この合併は、シティグループとその子会社の資本市場業務を集中させるためのシティグループにおいて進行中の企業簡素化に関する取り組みの一環である。したがって、本書における「発行会社」とはシティグループと解釈され、合併効力発生時間以降、本債券の保証会社は存在しないこととなる。

サブ・ファンドに係る英文目論見書のAppendix（以下「Appendix」という。）で定義されている、本債券が債券満期日前に償還される状況には、Appendixの「リスク要因 - 本債券に対する投資 - 本債券は、本債券1口当たり100豪ドルを下回る金額で早期に償還される場合がある。」の項に記載された状況が含まれており、管理会社はかかる償還日にサブ・ファンドの償還について判断する可能性がある。

## 注2．重要な会計方針

### 2.1 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

### 2.2 投資有価証券の評価

純資産額および受益証券1口当たり純資産価格の算定にあたり、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 店頭市場商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上、適切とみなす取引業者から入手する気配値に基づき管理会社の裁量において誠実に評価される。

- (b) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。
- (c) 特定可能な市場価額のない資産および負債を含むその他すべての資産および負債は、管理事務代行会社と協議の上、管理会社の裁量により誠実に評価される。

### 2.3 その他の手数料等

継続運用に関連して、将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金は、注記9に準拠して、サブ・ファンドの期間にわたって計上される。

開始日以降期末までの計上額合計	486,515.32豪ドル
開始日以降に支払った固定費合計	336,568.21豪ドル
期末の計上純額	149,947.11豪ドル

その他費用はすべて、発生時に会計処理される。

### 2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

### 2.5 外貨換算

豪ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。

### 注3 受託会社報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産より、2009年1月30日(以下「払込日」という。)(当日を含まない。 )から2019年3月13日(以下「償還日」という。)(当日を含まない。 )までの期間中、年間5,000米ドルの受託会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎年後払いで支払われる。

### 注4 管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含まない。 )から2019年2月13日(以下「債券満期日」という。 )または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。 )までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.3パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

### 注5 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含まない。 )から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。 )までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.09パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

### 注6 保管会社報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含まない。 )から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。 )までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

### 注7 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員および販売会社は、サブ・ファンドの信託財産より、払込日(当日を含む。)から債券満期日または債券満期日より早期に本債券が発行会社によって全額償還される日(当日を含まない。)までの期間中、100豪ドルに発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5パーセントを上限とする合計報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

## 注8. 税金

### 8.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督からファンドの設立日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

### 8.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が市民権、住所および本籍を有する国の法律および税務の専門家に相談すべきである。

## 注9. 将来経常的に発生する固定費

Appendixにある通り、サブ・ファンドは、その継続運用に関連し、サブ・ファンドの存続期間にわたって将来経常的に発生することが判明している固定費に対する引当金を計上した。引当金の計上額は合計約1,323,078.41豪ドルである。日次の純資産額の計算上、管理事務代行会社は、英文目論見書に記載の通り、これらの費用を計上する。ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、これらの費用は財務書類上に表示される純資産額から除外されている。管理事務代行会社によって報告された純資産額と財務書類上の純資産額との調整は、純資産計算書に含まれている。

サブ・ファンドに係る英文目論見書のAppendixに準拠してNAVを計算する目的で、2014年10月31日現在、将来経常的に発生する固定費に追加で369,288.30豪ドルが計上された。これは、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して算定される純資産に対する調整項目として、純資産計算書に反映されている。

## 注10. 後発事象

本財務書類の作成にあたり、サブ・ファンドは、財務書類の公表日である監査意見の日付までのすべての重要な後発事象を評価及び開示している。

**Citi Investment Trust (Cayman)****Statement of net assets as at October 31, 2014**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

	Notes	AUD
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		5,845,912.99
At market value		7,017,997.03
Cash at bank		531,629.82
<b>Total assets</b>		<b>7,549,626.85</b>
<b>Liabilities</b>		
Agent company and Distributor fees payable	7	1,370.76
Management fees payable	4	822.23
Administrator fees payable	5	246.50
Custodian fees payable	6	27.20
Other expenses payable	2.3	149,947.11
<b>Total liabilities</b>		<b>152,413.80</b>
<b>Total net assets</b>		<b>7,397,213.05</b>
<i>Reconciliation to total net assets as reported by the Administrator</i>		
Total net assets (as reported by the Administrator)		7,027,924.75
Future recurring fixed costs	9	369,288.30
<b>Total net assets</b>		<b>7,397,213.05</b>
Number of units outstanding		58,861
Net assets per unit (as per the financial statements)		125.67
Net assets per unit (as reported by the Administrator)		119.40

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Citi Investment Trust (Cayman)****Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

	Notes	AUD
<b>Income</b>		
Interest income on investments		62,590.19
Bank interest		229.04
<b>Total income</b>		<b>62,819.23</b>
<b>Expenses</b>		
Printing and publishing expenses		51,944.51
Legal expenses		39,173.72
Agent company and Distributor fees	7	34,254.39
Professional expenses		31,797.49
Management fees	4	20,553.10
Trustee fees	3	7,816.18
Administrator fees	5	6,165.92
Custodian fees	6	686.89
Safekeeping fees		533.86
Transaction fees		32.40
<b>Total expenses</b>		<b>192,958.46</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(130,139.23)</b>
<b>Net realised:</b>		
Gain on investments		319,428.13
Gain on foreign exchange		36,723.04
<b>Total net investment loss and realised gain for the year</b>		<b>226,011.94</b>
<b>Net unrealised:</b>		
Appreciation on investments		296,730.16
<b>Net increase in net assets resulting from operations</b>		<b>522,742.10</b>
<b>Movement in capital:</b>		
Redemption of units		(2,422,733.63)
<b>Net movement in capital</b>		<b>(2,422,733.63)</b>
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		<b>9,297,204.58</b>
<b>Net assets at the end of the year</b>		<b>7,397,213.05</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Citi Investment Trust (Cayman)****Statistical information**

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Number of units outstanding at the end of the year:**

October 31, 2012	124,025
October 31, 2013	79,994
Units redeemed	(21,133)
October 31, 2014	58,861

**Total net assets at the end of the year:****AUD**

October 31, 2012	12,084,181.19
October 31, 2013	9,297,204.58
October 31, 2014	7,397,213.05

**Net assets per unit at the end of the year:****AUD**

October 31, 2012	97.43
October 31, 2013	116.22
October 31, 2014	125.67

## Citi Investment Trust (Cayman)

### Notes to the financial statements

(As at October 31, 2014)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

#### Note 1 - Activity

**Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) (the "Series Trust")** is a series trust created and established pursuant to the Trust Deed and a supplemental trust deed between the Trustee and the Manager.

##### Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to provide unitholders with the potential for capital growth and 100% capital protection if the units are held until and including March 13, 2019, through investment of all, or substantially all, of the proceeds from the issue of the units in certain notes which will be redeemed at an amount calculated by reference to the dynamic portfolio (the "Notes").

The Notes form part of a series of unsecured senior debt securities issued by Citigroup Funding Inc. The Notes rank equally with all other unsecured and unsubordinated debt of the Issuer. The 100% capital protection for the units, which is provided by the maturity payout of the Notes, is therefore subject to the credit risk of Citigroup Inc.

Effective 11:58 p.m. EST on December 31, 2012 ("Merger Effective Time"), Citigroup Funding Inc., a wholly-owned direct subsidiary of Citigroup Inc. ("Citigroup"), has been merged with and into Citigroup. As a result of this merger, as of the Merger Effective Time, (i) Citigroup Funding Inc. ceased to exist, and (ii) Citigroup, which previously guaranteed all of the payment obligations of Citigroup Funding Inc., has assumed all existing outstanding indebtedness of Citigroup Funding Inc., including the Notes. There was no change to the terms of such Citigroup Funding Inc. indebtedness, including the interest rate, payment and/or delivery dates (if any) or maturity date, as a result of the merger. This merger is part of Citigroup's ongoing corporate simplification process to centralize the capital markets activities of Citigroup and its subsidiaries. Accordingly, references to the "Issuer" herein shall be construed to be a reference to Citigroup and there is no Guarantor for the Notes on or after the Merger Effective Time.

In the event that the Notes are redeemed before the Note Maturity Day, as defined in appendix IV to the Offering Memorandum related to the Series Trust (the "Appendix"), including in the circumstances described in the section headed "Risk Factors - Investment in the Notes - The Notes may be redeemed early at an amount less than AUD 100 per Note" of the Appendix, the Manager may determine to terminate the Series Trust on such Termination Date as it may determine.

**Citi Investment Trust (Cayman)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**2.2 - Valuation of the investments in securities**

In determining the net asset value and the net asset value per unit, the Administrator will follow the following valuation policies and procedures:

- (a) over-the-counter instruments will be valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (b) short-term money market instruments and bank deposits will be valued at cost plus accrued interest; and
- (c) all other assets and liabilities will be valued in the good faith discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value.

**2.3 - Other fees and expenses**

The provision for known future recurring fixed costs in relation to its ongoing operations is accrued over the life of the Series Trust in accordance with Note 9.

Total accrual since inception to the year-end	AUD 486,515.32
Total fixed expenses paid since inception	AUD 336,568.21
Net accrual at the year end	AUD 149,947.11

All other expenses are accounted for on an accrual basis.

**2.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**2.5 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the Australian Dollar (AUD) are translated at exchange rates ruling at financial year-end. Transactions in foreign currencies are translated into AUD at exchange rates ruling at the transaction dates.

**Citi Investment Trust (Cayman)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Note 3 - Trustee fee**

The Trustee is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a trustee fee of USD 5,000 per annum during the period from, but excluding, January 30, 2009 (the "Closing Date") until, and excluding, March 13, 2019 (the "Termination Date"), payable annually in arrears.

**Note 4 - Management fee**

The Manager is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a management fee at the rate of 0.3% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, February 13, 2019 (the "Note Maturity Date") or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Administrator fee**

The Administrator is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a fee of up to 0.09% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Note 6 - Custodian fee**

The Custodian is entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a fee of up to 0.01% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, but excluding, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Agent Company and Distributor fee**

The Agent Company and Distributor are entitled to receive out of the trust fund of the Series Trust a combined fee of up to 0.5% per annum of the product of AUD 100 multiplied by the number of units in issue during the period from, and including, the Closing Date until, and excluding, the Note Maturity Date or such earlier date as the Notes may be redeemed in full by the Issuer, calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.

**Citi Investment Trust (Cayman)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2014)

Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01)

**Note 8 - Taxation****8.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**8.2 - Other Countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

**Note 9 - Future recurring fixed costs**

As per the Appendix, the Series Trust made a provision for known future recurring fixed costs over the life of the Series Trust in relation to its ongoing operations. The total amount provided is approximately AUD 1,323,078.41. For the purposes of the daily net asset value calculation, the Administrator has accrued these expenses as stated in the Offering Memorandum. These expenses have been excluded for the purposes of the net asset value as presented in the financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds. A reconciliation between the net asset value as reported by the Administrator and as per the financial statements has been included in the statement of net assets.

For the purposes of calculating the NAV in accordance with the Appendix to the Offering Memorandum relevant to this Series Trust, as at October 31, 2014, an additional AUD 369,288.30 is accrued for future recurring fixed costs. This is reflected on the statement of net assets as a reconciling item to the net assets determined in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**Note 10 – Subsequent events**

As at April 15, 2015, with effect from May 12, 2015, the Manager notified the amendment of the trust deed dated October 21, 2008, and the Trust name change from Citi Investment Trust (Cayman) to Red Arc Global Investments (Cayman) Trust.

In preparing these financial statements, the Series Trust has evaluated and disclosed all material subsequent events up to the date of the auditors' opinion, which is the date that the financial statements were available to be issued.

**(2) 【損益計算書】**

サブ・ファンドの損益計算書については、「1 財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの<損益および純資産変動計算書>をご参照ください。

**(3) 【投資有価証券明細表等】**

サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「1 財務諸表、(1) 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの<投資有価証券明細表>をご参照ください。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成28年2月末日現在)

	豪ドル	百万円 ( および を除く。 )
資産総額	1,453,958.84	118
負債総額	494,504.58	40
純資産総額 ( - )	959,454.26	78
発行済口数	8,687口	
1口当たり純資産価格 ( / )	110.45	8,941円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) 受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り  
2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド(場合による。)の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

(a) 信託証書の規定により要求される場合

(b) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

(c) (全受益者集会の場合) 当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

(d) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の条項を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日)の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日(集会の招集通知に明記される集会の日付から中14日以上前)とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド(場合による。)の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議(場合による。)の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

#### 受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報(関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。)も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、以下の「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

#### **強制買戻しおよび譲渡**

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- ( a ) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
  - ( i ) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
  - ( ) 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
  - ( ) 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- ( b ) 受益証券が、受益者に対して、前記「受益証券の譲渡」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

## 第二部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,924万円）で、平成28年2月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,462円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、平成28年2月末日現在211,586,851香港ドル（約30億9,340万円）であった。

過去5年間における管理会社の資本金の増減は次のとおりである。

平成21年9月25日から平成28年2月末日まで	資本金額：200万200香港ドル
-------------------------	------------------

##### (2) 会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は会社法（第32章）およびこれと一体をなすその他一切の法令（以下「会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の取締役会の行為を無効化しないものとする。

会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会

は、随時(取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い)上記の取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役には(業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い)管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- ( i ) 取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- ( ) 支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- ( ) ( i ) 号および( ) 号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件(管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。)に基づき支配人と契約を締結することができる。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- ( a ) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- ( b ) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。
- ( c ) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。香港法第571章の証券先物法（以下

「SF0」という。)第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長およびポートフォリオ・マネジメント部門の長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて20年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよび最近では香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、平成28年2月末日現在、33本のファンドを運用している。

管理会社が運用している33本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建	944,053,541米ドル
		豪ドル建	959,454豪ドル
		円建	192,677,768,729円
		英ポンド建	181,442英ポンド
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	バミューダ籍・契約型・オープン・エンド型	1本
		ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型	20本
		その他	12本

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . 上記財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受け、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な事項について平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.62円）で換算された本邦通貨換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
2014年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## (1) 【貸借対照表】

## 包括利益計算書

2014年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2014年 香港ドル	2014年 円	2013年 香港ドル	2013年 円
売上高	2	47,791,223	698,707,680	61,410,546	897,822,183
その他の損失純額	3	(212,120)	(3,101,194)	(341,765)	(4,996,604)
その他の営業費用		<u>(29,620,955)</u>	<u>(433,058,362)</u>	<u>(35,212,466)</u>	<u>(514,806,253)</u>
税引前利益	4	17,958,148	262,548,124	25,856,315	378,019,325
法人税	5 (a)	<u>(2,951,157)</u>	<u>(43,145,915)</u>	<u>(4,262,842)</u>	<u>(62,322,750)</u>
当期利益および包括利益合計		<u>15,006,991</u>	<u>219,402,208</u>	<u>21,593,473</u>	<u>315,696,575</u>

9 ページから26ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2014年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 貸借対照表

2014年12月31日現在

(表示:香港ドル)

	注記	2014年 香港ドル	2014年 円	2013年 香港ドル	2013年 円
<b>非流動資産</b>					
繰延税金資産	5 (c)	5,303,087	77,531,132	8,254,244	120,677,047
<b>流動資産</b>					
現金および現金同等物	7	174,793,186	2,555,476,379	153,005,707	2,236,943,436
兄弟会社に対する債権	8	643,073	9,401,727	-	-
売掛金およびその他の資産	9	12,061,229	176,335,168	19,531,998	285,557,811
		187,497,488	2,741,213,275	172,537,705	2,522,501,247
<b>流動負債</b>					
買掛金および未払費用	10	11,547,664	168,826,848	12,347,560	180,521,327
兄弟会社に対する債務	8	140,453	2,053,423	2,338,922	34,195,040
		11,688,117	170,880,271	14,686,482	214,716,367
純流動資産		175,809,371	2,570,333,004	157,851,223	2,307,784,880
純資産		181,112,458	2,647,864,136	166,105,467	2,428,461,928
<b>資本および剰余金</b>					
株式資本	11(a)	2,000,200	29,242,924	2,000,200	29,242,924
剰余金		179,112,258	2,618,621,212	164,105,267	2,399,219,004
資本合計		181,112,458	2,647,864,136	166,105,467	2,428,461,928

2015年4月24日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)  
 [署名] )  
 ) 取締役  
 [署名] )  
 )

9ページから26ページ(訳注:原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
2014年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2014年12月31日に終了した事業年度

(表示: 香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2013年1月1日現在残高	2,000,200	142,511,794	144,511,994
当期利益および包括利益合計	-	21,593,473	21,593,473
2013年12月31日および2014年1月1日現在残高	2,000,200	164,105,267	166,105,467
当期利益および包括利益合計	-	15,006,991	15,006,991
2014年12月31日現在残高	2,000,200	179,112,258	181,112,458
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2013年1月1日現在残高	29,242,924	2,083,522,428	2,112,765,352
当期利益および包括利益合計	-	315,696,575	315,696,575
2013年12月31日および2014年1月1日現在残高	29,242,924	2,399,219,004	2,428,461,928
当期利益および包括利益合計	-	219,402,208	219,402,208
2014年12月31日現在残高	29,242,924	2,618,621,212	2,647,864,136

9ページから26ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

## シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2014年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## キャッシュ・フロー計算書

2014年12月31日に終了した事業年度

(表示: 香港ドル)

	注記	2014年 香港ドル	2014年 円	2013年 香港ドル	2013年 円
営業活動					
税引前利益		17,958,148	262,548,124	25,856,315	378,019,325
調整:					
受取利息	3	(29,736)	(434,740)	(20,908)	(305,675)
運転資本変動前営業利益		17,928,412	262,113,383	25,835,407	377,713,650
兄弟会社に対する 債権の(増加)/減少		(643,073)	(9,401,727)	62,041	907,039
売掛金および その他の資産の減少/(増加)		7,470,769	109,222,643	(11,896,216)	(173,922,678)
買掛金および 未払費用の(減少)/増加		(799,896)	(11,694,480)	7,561,558	110,549,978
兄弟会社に対する債務の減少		(2,198,469)	(32,141,617)	(806,097)	(11,785,138)
営業活動から生じた正味現金		21,757,743	318,098,203	20,756,693	303,462,852
投資活動					
利息受取額		29,736	434,740	20,908	305,675
投資活動から生じた正味現金		29,736	434,740	20,908	305,675
現金および現金同等物の純増加		21,787,479	318,532,943	20,777,601	303,768,527
1月1日現在の 現金および現金同等物		153,005,707	2,236,943,436	132,228,106	1,933,174,910
12月31日現在の 現金および現金同等物	7	174,793,186	2,555,476,379	153,005,707	2,236,943,436

9ページから26ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
2014年12月31日に終了した事業年度の財務書類

## 財務書類に対する注記

(表示: 香港ドル)

## 1 重要な会計方針

## (a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則を含む総称である。また本財務書類は香港会社法の適用要件に準拠しており、当事業年度および比較期間については、香港新会社法(第622章)のスケジュール11の第76条から第87条に記載されている第9部「会計および監査」の経過および留保措置に従って、旧香港会社法(第32章)の適用要件に引き続き準拠している。当社が適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

HKICPAは、当社の当事業年度に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。これら修正のうち、当社に重要な影響を及ぼしたものはない。当社は、当事業年度において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記15参照)。

## (b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の事業年度だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる事業年度に認識され、変更が当事業年度および将来の事業年度に影響を与える場合は、変更が行われる事業年度および将来の事業年度に認識される。

## (c) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3か月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

#### (d) 収益の認識

収益は、受け取った、または今後受け取る対価の公正価値で測定される。収益は、経済的便益が当社に流入し、収益および費用(該当する場合)が信頼性をもって測定することができる可能性が高い場合に損益に認識される。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

#### (e) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に、時期または金額が不確定の負債に関して認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

#### (f) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、不良債権の減損引当金控除後の償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

## (g) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は損益に認識される。

## (h) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動は損益に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産および負債は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算および加算一時差異からそれぞれ発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金負債は認識され、またすべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

## (i) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- ( ) 当社に対する支配または共同支配を有している。
- ( ) 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- ( ) 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- ( ) 当該企業が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- ( ) 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。

- ( ) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- ( ) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- ( ) 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- ( ) 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- ( ) (a)( )に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

## (j) 金融商品

### ( ) 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

### ( ) 区分

#### その他の金融資産および負債

金融資産および負債は当初、帰属する取引費用控除後の公正価値で認識される。当初認識の後、金融資産および負債は、実効金利法を用いた償却原価で計上される。

### ( ) 認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

### ( ) 相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が貸借対照表に計上される。

## 2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
受取投資運用報酬	39,658,457	43,451,361
受取特定報酬	120,925	786,979
受取パフォーマンス報酬	8,010,440	16,236,885
受取買戻報酬	1,401	935,321
	<hr/>	<hr/>
	47,791,223	61,410,546
	<hr/>	<hr/>

上記の受取報酬の性質については、注記13に開示されている。

### 3 その他の損失純額

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	29,736	20,908
為替差損	(241,856)	(362,673)
	<hr/>	<hr/>
	(212,120)	(341,765)
	<hr/>	<hr/>

## 4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
支払管理報酬	5,888,105	6,098,072
支払トレーラー報酬	9,163,245	8,177,223
支払サブ・マネージャー報酬	9,463,327	12,492,572
支払販売促進報酬	120,925	786,979
支払事務管理報酬	2,465,360	3,808,364
支払買戻報酬	1,401	935,321
弁護士および専門家報酬	1,469,412	1,659,531
監査報酬	475,674	437,208

上記の関連当事者への支払報酬の一部の性質については注記13に開示されている。

## 5 法人税

(a) 包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
繰延税金費用	(2,951,157)	(4,262,842)

当期においては、税務上の繰越欠損金が課税所得を上回っていたため、当事業年度および過年度の財務書類上で香港法人税に対する引当金は計上されなかった。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
税引前利益	17,958,148	25,856,315
税率16.5% (2013年度：16.5%) での 税引前利益に係る想定税額	2,963,095	4,266,292
非課税所得の税効果	(11,938)	(3,450)
実際の税金費用	2,951,157	4,262,842

## (c) 繰延税金資産認識額:

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
<b>税務上の欠損金から発生する繰延税金:</b>		
1月1日現在	8,254,244	12,517,086
損益への借方計上額	(2,951,157)	(4,262,842)
12月31日現在	<u>5,303,087</u>	<u>8,254,244</u>

## 6 取締役の報酬

旧香港会社法(第32章)の第161条を参照して、香港新会社法(第622章)のスケジュール11の第78条に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
報酬	-	-
その他の報酬	-	-

特定の取締役に対して合計19,242,161香港ドル(2013年度:22,434,092香港ドル)の報酬が、当社の兄弟会社によって支払われた。取締役会は、開示目的のために当社に配賦すべき金額を数値化することは合理的に実行可能ではないと考えている。主要な経営陣の報酬は取締役報酬のみで構成されている。

## 7 現金および現金同等物

2014年12月31日および2013年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

## 8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

## 9 売掛金およびその他の資産

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
未収投資運用報酬	4,047,195	3,182,229
未収パフォーマンス報酬	8,010,440	16,236,197
未収弁護士および専門家報酬	-	73,420
未収特定報酬	-	22,869
前払費用	2,042	15,732
その他の資産	1,552	1,551
	<u>12,061,229</u>	<u>19,531,998</u>

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬および前払費用は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

## 10 買掛金および未払費用

	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	6,378,982	10,145,500
未払トレーラー報酬	4,608,034	1,680,132
その他	560,648	521,928
	<u>11,547,664</u>	<u>12,347,560</u>

未払トレーラー報酬には、兄弟会社に対する債務が1,272,341香港ドル（2013年度：1,260,396香港ドル）含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

## 11 株式資本

## (a) 授権株式資本および発行済株式資本

	2014年		2013年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
<b>授権株式資本：</b>				
(注記11(a)( ))				
額面100香港ドルの普通株式			1,000,000	100,000,000
(注記11(a)( ))				
<b>発行済、全額払込済株式資本：</b>				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

注記11(a)( )：2014年3月3日に施行された香港新会社法（第622章）に基づき、授権株式資本の概念は存在しない。

注記11(a)( )：香港新会社法（第622章）の第135条に準拠して、2014年3月3日より当社の株式には額面価格はない。この変更により、株主の数に影響はない。

## (b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2014年12月31日現在の資本金額は181,112,458香港ドル（2013年度：166,105,467香港ドル）であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物（金融資源）規則（以下「FRR」という。）の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

## 12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

#### ( a ) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

当社は主に、兄弟会社と取引を行っている。経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

#### ( b ) 流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2014年12月31日および2013年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、又は、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8から10に開示されている。

#### ( c ) 金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

## 感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2014年		2013年	
	税引前利益の 増加 / (減少) 香港ドル		税引前利益の 増加 / (減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	0.22%	336,477	0.32%	428,416
- 減少	N/A	N/A	N/A	N/A

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2013年度と同じ基準で実施されている。

## (d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

## ( ) 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2014年			
	豪ドル建 香港ドル	英ポンド建 香港ドル	日本円建 香港ドル	米ドル建 香港ドル
現金および現金同等物	682,975	-	1,346,845	8,861,764
兄弟会社に対する債権	-	-	-	643,073
売掛金およびその他の資産	-	-	1,368,775	10,690,902
買掛金および未払費用	-	-	-	(11,001,928)
兄弟会社に対する債務	-	-	-	(140,453)
正味エクスポージャー	682,975	-	2,715,620	9,053,358

	2013年			
	豪ドル建 香港ドル	英ポンド建 香港ドル	日本円建 香港ドル	米ドル建 香港ドル
現金および現金同等物	588,992	-	1,085,990	6,989,514
兄弟会社に対する債権	-	-	-	-

売掛金およびその他の資産	-	23,086	-	16,658,545
買掛金および未払費用	-	-	-	(11,831,791)
兄弟会社に対する債務	-	(5,170)	(88,674)	(2,199,252)
正味エクスポージャー	588,992	17,916	997,316	9,617,016

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

#### ( ) 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬間的な変動を表している。

	2014年		2013年	
	為替レートの 上昇 / (下落)	税引前利益への影響 香港ドル	為替レートの 上昇 / (下落)	税引前利益への影響 香港ドル
豪ドル	N/A (14.52)%	N/A (99,200)	N/A (13.31)%	N/A (78,409)
英ポンド	N/A N/A	N/A N/A	9.62% N/A	1,724 N/A
日本円	1.01% (7.95)%	27,510 (215,785)	N/A (20.29)%	N/A (202,307)

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2013年度と同じ基準で実施されている。

#### ( e ) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2014年12月31日および2013年12月31日現在の貸借対照表上の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

## 13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

## (a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2014年 香港ドル	2013年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	( )	39,658,457	43,451,361
受取買戻報酬	( )	1,401	935,321
受取特定報酬	( )	120,925	786,979
受取パフォーマンス報酬	( )	8,010,440	16,236,885
支払報酬			
支払買戻報酬	( )	(1,401)	(935,321)
支払販売促進報酬	( )	(120,925)	(786,979)
支払トレーラー報酬	( )	(9,163,245)	(8,177,223)
支払サブ・マネージャー報酬	( )	(9,463,327)	(12,492,572)

( ) 当社は当期において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ1」という。)
- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド早期償還条項あり(以下「ファンド・シリーズ2」という。)
- 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ4」という。)
- 円建/日経225連動ファンド(最安値参照/ロックイン型)早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ6」という。)
- 米ドル建て資源国通貨連動償還時元本確保型ファンド(以下「ファンド・シリーズ10」という。)(2014年度に償還)
- 米ドル建てアジア通貨連動償還時元本確保型ファンド(以下「ファンド・シリーズ11」という。)(2014年度に償還)
- シティ・カンントリー・セレクター 外貨建てシリーズ(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ12」という。)
- 米ドル建て資源国通貨連動ファンド(以下「ファンド・シリーズ13」という。)(2014年度に償還)
- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)
- ワールド・CB・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ15」という。)
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- 円95日・リクイディティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ23」という。)
- 米ドル95日・リクイディティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ24」という。)

- チャイナ・セレクト・ファンド(米ドル建)(以下「CSF」という。)
- チャイナ・ストームライダーズ・ファンド(米ドル建)(以下「CSR F」という。)
- シティBRICコモディティ・ファンド(米ドル建)(以下「BRIC」という。)(2014年度に償還)
- チャイナ・バランス・ファンド(米ドル建)(以下「CBF」という。)
- シティ・アメリカン・オポチュニティー・インカム・ファンド(米ドル建)(以下「CAIF」という。)(2014年度に償還)
- シティ・エマージング・マーケット・デット・ファンド(米ドル建)(以下「CEMDF」という。)(2014年度に償還)
- シティ80%確保型ダイナミック・アロケーション・ファンド(米ドル建)(以下「ブラックロック」という。)
- CGMYLインデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(SP)(以下「CGMYL」という。)
- ワサッチ・エマージング・マーケット・スモール・キャップ・ポートフォリオ(SP)(以下「SWES」という。)
- チャイナRQF ボンドファンド(SP)(以下「RQF ボンド」という。)
- 三菱UFJ メキシコ債券オープン<為替アクティブヘッジ>(毎月決算型)(以下「MUAMメキシコ債券」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「KAM」という。)
- 三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ>(以下「MUAM 米国配当」という。)
- ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ(毎月分配型)(以下「ダイワ」という。)
- ニュージーランド債券オープン<為替アクティブヘッジ>(年2回決算型)およびニュージーランド債券オープン<為替アクティブヘッジ>(毎月分配型)(以下「ノムラ」という。)
- あおぞら・USトリプルプラス・ファンド(以下「あおぞら」という。)
- QF マネージドアカウント(以下「QF」という。)
- VIBEエクイティ・インドア・ファンド(以下「VIBE」という。)(2014年度に償還)
- ブルー・チップ・ボンド・セレクション・インドア・ファンド(以下「ブルー・チップ」という。)(2014年度に償還)

当社は当期において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- 日本厳選プレミアム株式オープン(以下「KAM日本厳選」という。)

( ) 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

シリーズ12、14、15、20、23および24、CSR F、CSF、BRIC、CBF、CAIF、CEMDF、ブラックロック、CGMYL、SWES、RQF ボンド、MUAMメキシコ債券、KAM、MUAM 米国配当、KAM日本厳選、ダイワ、ノムラ、あおぞら、QF、VIBEおよびブルー・チップの受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.1%から1.8%で計算される。

シリーズ1、2、4、6、10、11および13の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.2%から0.4%で計算される。

## 受取買戻報酬

当社は、受益者によるファンド受益証券の買戻時に買戻報酬を受け取る権利を有している。シリーズ6の受取買戻報酬は、買戻期間により、買戻される受益証券の想定元本の0.05%を上限として計算される。

## 受取特定報酬

当社は、ファンドの運用に関する特定報酬を受け取る権利を有している。シリーズ6の受取特定報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.90%から1.55%で計算される。

## 受取パフォーマンス報酬

C S Fについて、当社は、純資産価額が関連するパフォーマンス期間において覚書に定義されている最高値を上回る場合に、1口当たり純資産価格の増加額の10%で計算されるパフォーマンス報酬を受け取る権利を有している。

- ( ) 当社と、当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・リミテッド(以下「C G M H K L」という。)との間で締結された書面による契約に従い、シリーズ6については、販売促進報酬がC G M H K Lに支払われる。

支払販売促進報酬の計算方法は、受取特定報酬と同じである。

- ( ) 当社とC G M H K Lとの間で締結された書面による契約に従い、シリーズ6については、買戻報酬がC G M H K Lに支払われる。支払買戻報酬の計算方法は、受取買戻報酬と同じである。

- ( ) 当社と販売会社との間で締結された販売契約に従い、C S R F、C S F、C B F、C A I FおよびB R I Cについては、トレーラー報酬が、当社の兄弟会社であるシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドを含む、様々な販売会社に支払われる。トレーラー報酬は、当社と販売会社との間で合意された金額に基づいて請求される。2014年12月31日に終了した事業年度においてシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドに支払われた支払トレーラー報酬総額は、6,412,281香港ドル(2013年度:6,266,252香港ドル)であった。

- ( ) 当社とC S FおよびC B Fのサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、サブ・マネジメント報酬が、受取管理報酬純額の50%および(該当する場合には)受取パフォーマンス報酬の50%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。

## (b) 支払事務管理報酬

当社は、当社に事務管理や技術的なサポートを提供している当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド(以下「C G M A L」という。)に事務管理報酬を支払った。支払事務管理報酬は、C G M A Lで生じた費用に10%を加算した金額で請求された。2014年12月31日

に終了した事業年度におけるCGMALへの支払事務管理報酬は、2,465,360香港ドル(2013年度：3,808,364香港ドル)であった。

#### (c) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2014年12月31日に終了した事業年度における支払管理報酬は、5,888,105香港ドル(2013年度：6,098,072香港ドル)であった。

#### 14 直接の親会社および最終的な支配会社

2014年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2014年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

#### 15 公表されているが2014年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2014年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

*以下の日付以降に開始する会計期間より適用*

HKFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」 2017年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。

また、香港新会社法(第622章)第9部「会計および監査」の要件は、当該新会社法の第358条に準拠して、2014年3月3日より後に開始する当社の最初の事業年度(すなわち、2015年1月1日に開始した当社の事業年度)より適用される。当社は、香港新会社法の変更が第9部の初度適用期間における財務書類に及ぼす影響を評価する予定である。

[次へ](#)

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014***Statement of comprehensive income**  
**for the year ended 31 December 2014**  
*(Expressed in Hong Kong dollars)*

	<i>Note</i>	<i>2014</i> \$	<i>2013</i> \$
Turnover	2	47,791,223	61,410,546
Other net loss	3	(212,120)	(341,765)
Other operating expenses		<u>(29,620,955)</u>	<u>(35,212,466)</u>
<b>Profit before taxation</b>	4	17,958,148	25,856,315
Income tax	5(a)	<u>(2,951,157)</u>	<u>(4,262,842)</u>
<b>Profit and total comprehensive income for the year</b>		<u>15,006,991</u>	<u>21,593,473</u>

The notes on pages 9 to 26 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2014Balance sheet as at 31 December 2014  
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2014 \$	2013 \$
<b>Non-current asset</b>			
Deferred tax assets	5(c)	<u>5,303,087</u>	<u>8,254,244</u>
<b>Current assets</b>			
Cash and cash equivalents	7	174,793,186	153,005,707
Amounts due from fellow subsidiaries	8	643,073	-
Accounts receivable and other assets	9	<u>12,061,229</u>	<u>19,531,998</u>
		<u>187,497,488</u>	<u>172,537,705</u>
<b>Current liabilities</b>			
Accounts payable and accrued expenses	10	11,547,664	12,347,560
Amounts due to fellow subsidiaries	8	<u>140,453</u>	<u>2,338,922</u>
		<u>11,688,117</u>	<u>14,686,482</u>
<b>Net current assets</b>		<u>175,809,371</u>	<u>157,851,223</u>
<b>NET ASSETS</b>		<u>181,112,458</u>	<u>166,105,467</u>
<b>CAPITAL AND RESERVES</b>			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>179,112,258</u>	<u>164,105,267</u>
<b>TOTAL EQUITY</b>		<u>181,112,458</u>	<u>166,105,467</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on 24 APR 2015

 x  x Cyrille  
 )  
 )  
 ) Directors  
 )  
 )

The notes on pages 9 to 26 form part of these financial statements.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014***Statement of changes in equity**  
**for the year ended 31 December 2014**  
*(Expressed in Hong Kong dollars)*

	<i>Share capital</i> \$	<i>Retained earnings</i> \$	<i>Total</i> \$
<b>Balance at 1 January 2013</b>	2,000,200	142,511,794	144,511,994
Profit and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>21,593,473</u>	<u>21,593,473</u>
<b>Balance at 31 December 2013 and 1 January 2014</b>	2,000,200	164,105,267	166,105,467
Profit and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>15,006,991</u>	<u>15,006,991</u>
<b>Balance at 31 December 2014</b>	<u>2,000,200</u>	<u>179,112,258</u>	<u>181,112,458</u>

The notes on pages 9 to 26 form part of these financial statements.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

**Cash flow statement**  
**for the year ended 31 December 2014**  
*(Expressed in Hong Kong dollars)*

	<i>Note</i>	<i>2014</i> \$	<i>2013</i> \$
<b>Operating activities</b>			
Profit before taxation		17,958,148	25,856,315
Adjustment for:			
Interest income	3	<u>(29,736)</u>	<u>(20,908)</u>
<b>Operating profit before changes in working capital</b>		17,928,412	25,835,407
(Increase)/decrease in amounts due from fellow subsidiaries		(643,073)	62,041
Decrease/(increase) in accounts receivable and other assets		7,470,769	(11,896,216)
(Decrease)/increase in accounts payable and accrued expenses		(799,896)	7,561,558
Decrease in amounts due to fellow subsidiaries		<u>(2,198,469)</u>	<u>(806,097)</u>
<b>Net cash generated from operating activities</b>		<u>21,757,743</u>	<u>20,756,693</u>
<b>Investing activity</b>			
Interest received		<u>29,736</u>	<u>20,908</u>
<b>Net cash generated from investing activity</b>		<u>29,736</u>	<u>20,908</u>
<b>Net increase in cash and cash equivalents</b>		21,787,479	20,777,601
<b>Cash and cash equivalents at 1 January</b>		<u>153,005,707</u>	<u>132,228,106</u>
<b>Cash and cash equivalents at 31 December</b>	7	<u>174,793,186</u>	<u>153,005,707</u>

The notes on pages 9 to 26 form part of these financial statements.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

## Notes to the financial statements

*(Expressed in Hong Kong dollars)*

### 1 Significant accounting policies

#### (a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards (“HKASs”) and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”), accounting principles generally accepted in Hong Kong. These financial statements also comply with the applicable requirements of the Hong Kong Companies Ordinance, which for this financial year and the comparative period continue to be those of the predecessor Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 32), in accordance with transitional and saving arrangements for Part 9 of the new Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622), “Accounts and Audit”, which are set out in sections 76 to 87 of Schedule 11 to that Ordinance. A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. None of these have material impact to the Company. The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (see note 15).

#### (b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

**1 Significant accounting policies (continued)****(b) Basis of preparation of the financial statements (continued)**

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

**(c) Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

**(d) Revenue recognition**

Revenue is measured at the fair value of the consideration received or receivable. Provided it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, revenue is recognised in profit or loss as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

**(e) Provisions and contingent liabilities**

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditures expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

**1 Significant accounting policies (continued)****(f) Accounts and other receivables**

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts, except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

**(g) Translation of foreign currencies**

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in profit or loss.

**(h) Income tax**

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets and liabilities are recognised in the profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets and liabilities arise from deductible and taxable temporary differences respectively, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax liabilities, and all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

**1 Significant accounting policies (continued)****(h) Income tax (continued)**

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

**(i) Related parties**

(a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:

- (i) has control or joint control over the Company;
- (ii) has significant influence over the Company; or
- (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:

- (i) The entity is a member of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
- (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
- (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
- (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
- (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
- (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

## 1 Significant accounting policies (continued)

### (j) Financial instruments

#### (i) Initial recognition

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

#### (ii) Categorisation

##### *Other financial assets and liabilities*

Financial assets and liabilities are recognised initially at fair value less attribution transaction costs. Subsequent to initial recognition, financial assets and liabilities are stated at amortised cost using the effective interest method.

#### (iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

#### (iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the balance sheet where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

## 2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2014	2013
	\$	\$
Investment management fee income	39,658,457	43,451,361
Specific fee income	120,925	786,979
Performance fee income	8,010,440	16,236,885
Repurchase fee income	1,401	935,321
	<u>47,791,223</u>	<u>61,410,546</u>

The nature of the above fee income is disclosed in note 13.

## 3 Other net loss

	2014	2013
	\$	\$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	29,736	20,908
Foreign exchange loss	<u>(241,856)</u>	<u>(362,673)</u>
	<u>(212,120)</u>	<u>(341,765)</u>

## 4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2014	2013
	\$	\$
Management fee expenses	5,888,105	6,098,072
Trailer fee expenses	9,163,245	8,177,223
Sub-manager fee expenses	9,463,327	12,492,572
Distribution facilitation fee expenses	120,925	786,979
Administrative fee expenses	2,465,360	3,808,364
Repurchase fee expenses	1,401	935,321
Legal and professional fee	1,469,412	1,659,531
Auditors' remuneration	<u>475,674</u>	<u>437,208</u>

The nature of certain of the above related party fee expenses is disclosed in note 13.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2014**5 Income tax****(a) Income tax in statement of comprehensive income represents:**

	2014	2013
	\$	\$
Deferred tax expense	<u>(2,951,157)</u>	<u>(4,262,842)</u>

No provision for Hong Kong profits tax was made in the financial statements for the current and prior years as the tax losses brought forward were in excess of the assessable profit for the year.

**(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:**

	2014	2013
	\$	\$
Profit before taxation	<u>17,958,148</u>	<u>25,856,315</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2013: 16.5%)	2,963,095	4,266,292
Tax effect of non-taxable income	<u>(11,938)</u>	<u>(3,450)</u>
Actual tax expense	<u>2,951,157</u>	<u>4,262,842</u>

**(c) Deferred tax assets recognised:**

	2014	2013
	\$	\$
<b>Deferred tax arising from tax losses:</b>		
At 1 January	8,254,244	12,517,086
Charged to profit or loss	<u>(2,951,157)</u>	<u>(4,262,842)</u>
At 31 December	<u>5,303,087</u>	<u>8,254,244</u>

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014***6 Directors' remuneration**

Directors' remuneration disclosed pursuant to section 78 of Schedule 11 to the new Hong Kong Companies Ordinance (Cap.622), with reference to section 161 of the predecessor Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 32), is as follows:

	2014	2013
	\$	\$
Fees	-	-
Other emoluments	-	-

Remuneration to certain directors totalling \$19,242,161 (2013: \$22,434,092) was paid by fellow subsidiaries of the Company. The directors consider that it is not reasonably practicable to quantify the amounts that should be allocated to the Company for disclosure purpose. Key management remuneration solely comprises directors' remuneration.

**7 Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2014 and 31 December 2013.

**8 Amounts due from/to fellow subsidiaries**

The amount due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

**9 Accounts receivable and other assets**

	2014	2013
	\$	\$
Investment management fee receivable	4,047,195	3,182,229
Performance fee receivable	8,010,440	16,236,197
Legal and professional fee receivable	-	73,420
Specific fee receivable	-	22,869
Prepaid expenses	2,042	15,732
Other assets	1,552	1,551
	<u>12,061,229</u>	<u>19,531,998</u>

All of the above fee receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables and prepaid expense are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014***10 Accounts payable and accrued expenses**

	2014	2013
	\$	\$
Sub-manager fee payable	6,378,982	10,145,500
Trailer fee payable	4,608,034	1,680,132
Others	560,648	521,928
	<u>11,547,664</u>	<u>12,347,560</u>

Included in trailer fee payable is an amount due to fellow subsidiaries of \$1,272,341 (2013: \$1,260,396). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

**11 Share capital****(a) Authorised and issued share capital**

	2014		2013	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
<b>Authorised:</b> <b>(note 11(a)(i))</b>				
Ordinary shares of \$100 each (note 11(a)(ii))			<u>1,000,000</u>	<u>100,000,000</u>
<b>Issued and fully paid:</b>				
At 1 January and 31 December	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Note 11(a)(i): Under the new Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622), which commenced operation on 3 March 2014, the concept of authorised share capital no longer exists.

Note 11(a)(ii): In accordance with section 135 of the new Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622), the Company's share no longer have a par or nominal value with effect from 3 March 2014. There is no impact on the number of any of the members as a result of this transition.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

## **11 Share capital (continued)**

### **(b) Capital management**

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2014 was \$181,112,458 (2013: \$166,105,467).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

## **12 Financial instruments**

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

### **(a) Credit risk**

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

The Company mainly transact with fellow subsidiaries. Management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

**12 Financial instruments (continued)****(b) Liquidity risk**

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2014 and 31 December 2013, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 to 10.

**(c) Interest rate risk**

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

*Sensitivity analysis*

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2014		2013	
	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$
Changes in interest rate				
- Increase	0.22	336,477	0.32	428,416
- Decrease	N/A	N/A	N/A	N/A

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2013.

**(d) Currency risk**

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

## Financial instruments (continued)

## Currency risk (continued)

## Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2014				2013			
	Australian dollars \$	British Pounds \$	Japanese Yen \$	US Dollars \$	Australian Dollars \$	British Pounds \$	Japanese Yen \$	US Dollars \$
Cash and cash equivalents	682,975	-	1,346,845	8,861,764	588,992	-	1,085,990	6,989,500
Amounts due from fellow subsidiaries	-	-	-	643,073	-	-	-	-
Accounts receivable and other assets	-	-	1,368,775	10,690,902	-	23,086	-	16,658,500
Accounts payable and accrued expenses	-	-	-	(11,001,928)	-	-	-	(11,831,790)
Amounts due to fellow subsidiaries	-	-	-	(140,453)	-	(5,170)	(88,674)	(2,199,250)
Overall net exposure	<u>682,975</u>	<u>-</u>	<u>2,715,620</u>	<u>9,053,358</u>	<u>588,992</u>	<u>17,916</u>	<u>997,316</u>	<u>9,617,000</u>

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2014**12 Financial instruments (continued)****(d) Currency risk (continued)****(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change in the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2014		2013	
	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Effect on profit before tax \$	Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %	Effect on profit before tax \$
Australian dollars	N/A (14.52)	N/A (99,200)	N/A (13.31)	N/A (78,409)
British Pound	N/A N/A	N/A N/A	9.62 N/A	1,724 N/A
Japanese Yen	1.01 (7.95)	27,510 <u>(215,785)</u>	N/A (20.29)	N/A <u>(202,307)</u>

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2013.

**(e) Fair values of financial assets and liabilities**

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the balance sheet as at 31 December 2014 and 31 December 2013.

Citigroup First Investment Management Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2014**13 Material related party transactions**

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

**(a) Fee income and expenses**

	Note	2014 \$	2013 \$
<b>Fee income</b>			
Investment management fee income	(ii)	39,658,457	43,451,361
Repurchase fee income	(ii)	1,401	935,321
Specific fee income	(ii)	120,925	786,979
Performance fee income	(ii)	8,010,440	16,236,885
<b>Fee expenses</b>			
Repurchase fee expenses	(iv)	(1,401)	(935,321)
Distribution facilitation fee expenses	(iii)	(120,925)	(786,979)
Trailer fee expenses	(v)	(9,163,245)	(8,177,223)
Sub-manager fee expenses	(vi)	(9,463,327)	(12,492,572)

**(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:**

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) ("Fund Series 1")
- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund with Target Auto Redemption (USD) ("Fund Series 2")
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) ("Fund Series 4")
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) ("Fund Series 6")
- Principal Protected at Maturity Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) ("Fund Series 10") (Terminated in 2014)
- Principal Protected at Maturity Asian Currencies Linked Fund (USD) ("Fund Series 11") (Terminated in 2014)
- Citi Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12")
- Commodity Rich Currencies Linked Fund (USD) ("Fund Series 13") (Terminated in 2014)

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

### **13 Material related party transactions (continued)**

#### **(a) Fee income and expenses (continued)**

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year: (continued):

- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) (“Fund Series 14”)
- World CB Fund (JPY) (“Fund Series 15”)
- Asia High Yield Bond Fund (“Fund Series 18”)
- Mexico Bond Fund (“Fund Series 19”)
- Templeton Global bond Fund Foreign Currency Series (“Fund Series 20”)
- JPY 95 Day Liquidity Fund (“Fund Series 23”)
- USD 95 Day Liquidity Fund (“Fund Series 24”)
- China Select Fund (USD) (“CSF”)
- China StormRiders Fund (USD) (“CSRF”)
- Citi BRIC Commodities Fund (USD) (“BRIC”) (Terminated in 2014)
- China Balanced Fund (USD) (“CBF”)
- Citi American Opportunity Income Fund (USD) (“CAIF”) (Terminated in 2014)
- Citi Emerging Markets Debt Fund (USD) (“CEMDF”) (Terminated in 2014)
- Citi 80% Protected Dynamic Allocation Fund (USD) (“Blackrock”)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) (“CGMYL”)
- Wasatch Emerging Markets Small Cap Portfolio (SP) (“SWES”)
- China RQFII Bond Fund (SP) (“RQFII Bond”)
- Mitsubishi UFJ Mexican Bond Open (Currency Actively Hedged) (Monthly Dividend) (“MUAM Mexican Bond”)
- Turkish Bond Open (Monthly Accounting Type) Currency Active Hedging (“KAM”)
- Mitsubishi UFJ US Dividend Growth Stock Fund (Currency Actively Hedged) (“MUAM US Dividend”)

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

### 13 Material related party transactions (continued)

#### (a) Fee income and expenses (continued)

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year: (continued):

- Daiwa High Grade Canadian Bond Open Currency Active Hedge (Monthly Settlement Type) (“Daiwa”)
- New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Semiannually Settlement Type and New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Monthly Distribution Type (“Nomura”)
- Aozora US Triple Plus Fund (“Aozora”)
- QFII Managed Account (“QFII”)
- VIBE Equity India Fund (“VIBE”) (Terminated in 2014)
- Blue Chip Bond Selection India Fund (“Blue Chip”) (Terminated in 2014)

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund (“KAM Japan Prime Selection”)

(ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

#### *Investment management/advisory fee income*

For Series 12, 14, 15, 20, 23 and 24, CSRF, CSRF, BRIC, CBF, CAIF, CEMDF, Blackrock, CGMYL, SWES, RQFII Bond, MUAM Mexican Bond, KAM, MUAM US Dividend, KAM Japan Prime Selection, Daiwa, Nomura, Aozora, QFII, VIBE and Blue chip, fees are calculated at 0.1% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 2, 4, 6, 10, 11 and 13, fees are calculated at 0.2% to 0.4% per annum of the notional amount of units in issue.

#### *Repurchase fee income*

The Company is entitled to receive repurchase fee income when fund units are repurchased by unitholders. For Series 6, fees are calculated at up to 0.05%, depending on the repurchase period, of the notional amount of units repurchased.

#### *Specific fee income*

The Company is entitled to receive specific fee income for managing the funds. For Series 6, fees are calculated at 0.90% to 1.55% per annum of the notional amount of units in issue.

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

### **13 Material related party transactions (continued)**

#### **(a) Fee income and expenses (continued)**

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:  
(continued)

##### *Performance fee income*

For CSF, the Company is entitled to receive performance fee income which is calculated at 10% of the appreciation in the net asset value per unit if the net asset value is above the high watermark as defined in explanatory memorandum during the relevant performance period.

- (iii) Pursuant to the letter agreements signed between the Company and Citigroup Global Markets Hong Kong Limited ("CGMHKL"), a fellow subsidiary of the Company, distribution facilitation fee expenses are payable to CGMHKL for Series 6.

The calculation basis of distribution facilitation fee expenses is the same as that of specific fee income.

- (iv) Pursuant to the letter agreements signed between the Company and CGMHKL, repurchase fee expenses are payable to CGMHKL for Series 6. The calculation basis of repurchase fee expenses is the same as that of repurchase fee income.

- (v) Pursuant to the distribution agreements signed between the Company and the distributors, trailer fee expenses are payable to various distributors, including Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited, which are fellow subsidiaries of the Company, in respect of CSRF, CSF, CBF, CAIF and BRIC. Fees are charged based on amounts agreed between the Company and the distributors. The total trailer fee expenses paid to Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited for the year ended 31 December 2014 amounted to \$6,412,281 (2013: \$6,266,252).

- (vi) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for CSF and CBF, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% of the net management fee income and, if applicable, 50% of the performance fee income received.

#### **(b) Administrative fee expenses**

The Company paid administrative fee expenses to Citigroup Global Markets Asia Limited ("CGMAL"), a fellow subsidiary of the Company, which provided administrative and technical support to the Company. Administrative fee expenses were charged based on the expenses incurred by CGMAL plus a mark up of 10%. The administrative fee expenses to CGMAL for the year ended 31 December 2014 amounted to \$2,465,360 (2013: \$3,808,364).

*Citigroup First Investment Management Limited*  
*Financial statements for the year ended 31 December 2014*

**13 Material related party transactions (continued)**

**(c) Management fee expenses**

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the year ended 31 December 2014 amounted to \$5,888,105 (2013: \$6,098,072).

**14 Immediate parent and ultimate controlling party**

At 31 December 2014, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2014 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

**15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2014**

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and new standards which are not yet effective for the year ended 31 December 2014 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

*Effective for  
accounting periods  
beginning on or after*

HKFRS 15, *Revenue from contracts with customers*

1 January 2017

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments is expected to be in the period of initial application.

In addition, the requirements of Part 9, "Accounts and Audit", of the new Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622) come into operation from the Company's first financial year commencing after 3 March 2014 (i.e. the Company's financial year which began on 1 January 2015) in accordance with section 358 of that Ordinance. The Company will make an assessment of the expected impact of the changes in the new Hong Kong Companies Ordinance on the financial statements in the period of initial application of Part 9.

**（２）【損益計算書】**

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書を御参照ください。

#### 4【利害関係人との取引制限】

##### 利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- (a) 受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) 自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)から資産を買付けまたは管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれないものとする。
- (c) (前項(b)項に定めるところに従い)受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- (d) 管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

該当なし。

##### (3) 出資の状況

該当なし。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社については、平成28年4月末日以前12か月以内において、いかなる主張または訴訟もしくは調停手続等にも関与しておらず、管理会社の財務状態に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

##### (イ) 資本金の額

平成28年2月末日現在、2,592万米ドル(約29億4,503万円)

(注)米ドルの円換算額は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.62円)による。以下同じ。

##### (ロ) 事業の内容

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適宜に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

#### (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」、「管理事務代行会社」)

##### (イ) 資本金の額

平成28年3月末日現在、9,015万4,448ユーロ(約111億8,907万円)

(注)ユーロの円換算額は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.11円)による。以下同じ。

##### (ロ) 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、1974年2月14日に株式会社(Société Anonyme)としてルクセンブルグにおいて設立された。同社は、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

#### (3) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

##### (イ) 資本金の額

平成28年2月末日現在、100億円

##### (ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人(管理会社を含むがこれに限られない。)に対して委託する機能を有する。

(a) 受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。

(b) 受託会社は、各当該委託先が(適用ある限り)信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。

(c) かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。）のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

(a) 受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。

(b) ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

## (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社は、トラストの管理事務代行会社および名義書換代理人としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、とりわけ、トラストの一切の日常管理事務を遂行し、トラストに対して名義代理人の業務を提供しもしくはその提供を確保し、受益証券の純資産価額ならびに申込価格および買戻価格を決定し、また各サブ・ファンドの計算書類を維持する職務を履行する。

管理事務代行会社は、関連するサブ・ファンドに関していずれかの第三者が被る損失または損害（管理事務代行会社の故意の不履行、現実の詐欺もしくは過失または管理事務代行契約に基づくその義務の無思慮に起因するものを除く。）につき管理事務代行会社に対して行われ得る一切の請求および要求（かかる請求および要求より発生しもしくはこれに付帯する経費および費用を含む。）に対して、各サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。管理事務代行契約は、管理事務代行会社により、受託会社に対する90日以上前の事前の書面による通知を行うことにより（その逆の場合も含む。）または当該契約に記載されるその他の状況において終了することができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの資産の保管会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。

受託会社は、関連するサブ・ファンドに関していずれかの第三者が被る損失または損害（保管会社の故意の不履行、現実の詐欺もしくは過失または保管契約に基づくその義務の無思慮に起因するものを除く。）につき保管会社に対して行われ得る一切の請求および要求（かかる請求および要求より発生しもしくはこれに付帯する経費および費用を含む。）に対して、各サブ・ファンドの資産から保管会社を補償する。保管契約は、受託会社または保管会社のいずれかにより、相手方に対する90日以上前の事前の

書面による通知を行うことによりまたは当該契約に記載されるその他の状況において終了されることができる。

(3) S M B C 日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C 日興証券株式会社の100%子会社である。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

#### 2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

#### 3．規制を受ける投資信託の三つの型

##### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手

数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(第3.2項参照)。

### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4(3)条投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

( ) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

( ) 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および( )に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の( )に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

## 4 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当

するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第

- 3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

- ( )取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- ( )会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- ( )株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- ( v ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- ( ) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- ( e ) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- ( f ) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- ( g ) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 )。
- ( h ) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- ( i ) 株式の買戻しも認められる。
- ( j ) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- ( k ) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- ( l ) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- ( m ) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- ( n ) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- ( a ) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- ( b ) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- ( c ) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- ( d ) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- ( e ) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- ( f ) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- ( g ) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- ( h ) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- ( i ) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- ( a ) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- ( b ) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- ( c ) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- ( d ) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- ( e ) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- ( f ) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - ( i ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
    - ( ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
    - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
    - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2014年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
  - ( v ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
    - ( ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- ( g ) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
  - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- ( a ) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - ( b ) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - ( c ) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - ( d ) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- ( a ) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
  - ( b ) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - ( c ) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
  - ( d ) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - ( e ) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- ( a ) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - ( b ) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - ( c ) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- ( a ) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
  - ( b ) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - ( c ) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - ( d ) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合

- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
  - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
  - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
    - ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
    - ( ) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
    - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
    - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
    - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
    - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
    - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
  - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
  - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
  - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係(保護)法(2015年改訂)、犯罪収益に関する法律(2014年改訂)または薬物濫用法(2014年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

#### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

#### 11.3 契約法(1996年改訂)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

#### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
  - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - ( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

#### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

## 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

## 13. 清算

### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

## 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

#### 14.7 管理事務代行会社

- ( a ) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
  - ( i ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
  - ( ) 本規則、会社法(2013年改訂)およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
  - ( v ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- ( b ) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- ( c ) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- ( d ) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

#### 14.8 保管会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- ( b ) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
  - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
  - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

- ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- ( A ) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- ( B ) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- ( v ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- ( f ) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ( i ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( g ) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- ( i ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

## 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

## 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
  - (v) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の( )、( )および( )に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件
  - ( ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- ( ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- ( ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- ( ) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- ( ) 以下の記述  
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- ( ) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- ( ) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- ( ) 投資顧問会社(下記事項を含む)
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

## 第4【参考情報】

サブ・ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関連財務局長に提出されている。

平成27年4月30日 有価証券報告書(第6期)

平成27年7月31日 半期報告書(第7期中)

## 第5【その他】

該当事項なし。

## 【別紙 定義】

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

管理事務代行契約	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との2008年11月19日付で締結された管理事務代行契約(随時修正される。)をいう。
管理事務代行会社	トラストの管理事務代行会社としてのその資格におけるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社またはトラストまたはサブ・ファンドの管理事務代行会社として任命されたその他の者をいう。
代行協会員	日本の管理会社の代行協会員としてのその資格におけるS M B C日興証券株式会社またはトラストまたはサブ・ファンドの代行協会員として任命されたその他の者をいう。
代行協会員契約	管理会社と代行協会員との間の2008年12月24日付で締結された契約(随時修正される。)をいう。
申込書	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な受益証券の申込みの様式をいう。
オーストラリア・ドルおよび豪ドル	オーストラリアの法定通貨をいう。
実質保有者	いずれかの受益証券に関して、当該受益証券の実質的な保有者をいう。
ボンド・フロア	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定める方法により計算代理人によって決定される価額をいう。
債券単位	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定める単位をいう。
営業日	香港、ロンドン、ルクセンブルグ、シドニーおよび東京で商業銀行が通常の銀行業務を行っている日(土曜日、日曜日または公休日を除く。)および/または管理会社が(その絶対裁量において)随時書面により指定するその他の日をいう。

計算代理人	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
計算金額	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
払込日	2009年1月30日をいう。
保管会社	各サブ・ファンドの資産の保管会社としての資格におけるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社またはトラストまたはサブ・ファンドの保管会社として任命されたその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社との2008年11月19日付で締結された保管契約(随時修正される。)をいう。
不全日	本インデックスに係る関連する取引所もしくは関連取引所がその通常の立会時間中に取引の場を開くことができないか、または本インデックスに関する市場不全事由が生じているいずれかの予定取引日をいう。
販売会社	日本における受益証券またはその実質的権利の販売会社としてのその資格におけるS M B C日興証券株式会社またはトラストまたはサブ・ファンドの販売会社として任命されたその他の者をいう。
ダイナミック・ポートフォリオ	ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ(もしあれば)ならびにインデックス・ポートフォリオおよび想定債券ポートフォリオに対する投資の想定配分とによって構成されるポートフォリオをいう。
ダイナミック・ポートフォリオ調整係数	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定める方法により決定される金額をいう。
ダイナミック・ポートフォリオ価額	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定めた方法により計算代理人によって決定される価額をいう。

ユーロ	1992年2月7日にマーストリヒトで締結された欧州連合条約に従って単一通貨を採用している欧州連合の加盟国の共通通貨をいう。
早期終了	いずれかの予定取引日において、本インデックスの水準の20パーセント以上を構成する証券/商品に関連するいずれかの取引所または本インデックスのいずれかの関連取引所が、その予定終了時刻の前に終了することをいう。ただし、かかる早期の終了時刻が、かかる取引所または関連取引所により、( )かかる予定取引日におけるかかる取引所または関連取引所の通常の立会いの実際の終了時刻と( )かかる予定取引日の関連する評価時において執行するために関係する取引所または関連取引所のシステムに注文を入力する締切時間のいずれか早い方の1時間前までに公表されている場合はこの限りではない。
適格投資家	( i ) 米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の主体、( ) ケイマン諸島に所在または居住する者または法人( 慈善信託もしくは権限の対象者またはケイマン諸島の免除もしくは非居住会社を除く。 )、( ) 適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または( ) 上記( i ) から( ) に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体のいずれにも該当しない者、法人または団体をいう。
取引所	関連する本インデックスの構成銘柄である証券/商品が主に取引されている主たる証券取引所( 計算代理人によって決定される。 ) という。
取引所不全	市場参加者が、( A ) 取引所において、本インデックスの水準の20パーセント以上を構成する証券/商品の取引を実行し、もしくはこれについて市場価額を取得し、または( B ) 関連するいずれかの関連取引所において、本インデックスに関する先物取引もしくはオプション取引の取引を実行し、もしくはこれについて市場価額を取得することを中断させまたは損なう( 計算代理人によって判断される。 ) 何らかの事由( 早期終了を除く。 ) をいう。

金融商品取引法	日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号、改正済)をいう。
固定費引当金	前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料及び税金、(4)その他の手数料等、設立費用」の項において定められる意味を有する。
外国通貨	いずれかのサブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨をいう。
基準通貨	サブ・ファンドに関して、オーストラリア・ドル(豪ドル)をいう。
ギャップ比率	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定める比率をいう。
ヘッジ付トータル・リターン指数価額	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において付与される意義によるものとする。
ヘッジ不全事由	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
本インデックス	日経225インデックスまたはその後継のものをいう。
インデックス・ポートフォリオ	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定めるポートフォリオをいう。
インデックス・ポートフォリオ価額	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定義されるところによる。
インデックス再配分事由	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定義されるところによる。

指数提供者	本インデックスに関して、(a)本インデックスに関連する規則および手続ならびに計算および調整(もしあれば)の方法の設定ならびに検討について責任を有し、かつ(b)各予定取引日に定期的に本インデックスの水準を(直接または代理人を通じて)公表する法人またはその他の団体をいい、本書の日付現在、株式会社日本経済新聞社である。
当初費用	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料及び税金、(4)その他の手数料等、設立費用」の項において定義される意味を有する。
当初申込期間	有価証券届出書「第一部 証券情報、(7)申込期間」の項に定義される期間をいう。
利息分配調整係数	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ調整係数」の項の定めに従い計算される金額をいう。
投資対象	人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
投資運用契約	受託会社と管理会社との間で締結された投資運用契約(随時修正または追補される。)をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。
投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに/または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。

発行会社	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
市場不全事由	いずれの場合においても計算代理人が重要であると判断する( )取引不全、( )関連する評価時に終了する1時間以内における取引所不全、または( )早期終了の発生もしくは存在をいう。ただし、当該時点において本インデックスに含まれるある証券に関して市場不全事由を生じさせる事由が発生した場合に市場不全事由が存在するか否かを判断する目的において、当該証券の本インデックスの水準に占める割合は、いずれの場合においても当該市場不全事由の発生の直前における(x)本インデックスの水準のうちかかる証券に帰せられる部分と(y)本インデックスの水準全体の比較に基づくものとし、また計算代理人が本インデックスの水準の決定を要求されるいずれかの日(関連日)が、( )本インデックスに関連する関連取引所が営業予定でないため本インデックスに関する予定取引日にならないことまたは( )本インデックスに関連するいずれかの関連取引所が営業しないことのみを理由として本インデックスに関して市場不全事由が存在する日となることが重要ではないと計算代理人が決定する場合、(かかる日が、いずれかの関連取引所が営業予定でないため本インデックスに関する予定取引日にならないことまたはいずれかの関連取引所が営業しないことのみを理由として市場不全事由が存在することという事実にかかわらず)計算代理人は、かかる日が関連日であると決定する裁量を有するものとし、かつ、何をもって「重要」とするかを決定するにあたり、計算代理人は、自らが適切であるとみなす状況(本債券に関する発行会社のヘッジ取引を含むが、これに限られない。)を考慮するものとする。
最低配分再配分事由	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定義されるところによる。
純資産価額	サブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	純資産価額を計算時における発行済受益証券の口数で除した額をいう。

債券満期日	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、本債券」の項において定義されるところによる。
債券買取日	市場不全事由のない観測日であり、かつシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドが本債券に関して買呼値を提示する日をいう。
債券評価日	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ、市場不全事由」の項において定めるところに従い、2019年2月4日をいう。2019年2月4日が観測日ではない場合、評価日付は、直後の観測日とする。
本債券	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
想定債券ポートフォリオ	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」において定めるポートフォリオをいう。
ノーショナル・パーティシペーション・ファシリティ	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」において定める資金調達ファシリティをいう。
観測日	本インデックスについて予定取引日であり、かつ東京において商業銀行が通常の営業(外国為替および外貨預金の取引を含む。)を行っている日をいう。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書(随時修正または補足される。)をいう。
公式終了水準	いずれかの観測日に関して、「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド」の項における定めに従い、計算代理人によって決定され、観測日において指数提供者によって公表される本インデックスの公式終了水準をいう。
再配分事由	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定める事由をいう。

再配分割合	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定める比率をいう。
関連取引所	大阪証券取引所をいう。
関連日	本別紙「定義」中の「市場不全事由」の定義中において定義された意味を有する。
買戻申込日	いずれかの買戻日に関して、当該買戻日の3営業日前の日付をいう。
買戻日	「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」の項の定めに従い、(a) 2009年3月13日(当日を含む。)から2019年1月13日(当日を含む。)までの期間中においては、各暦月の13日、またはかかる日が営業日ではない場合にはその直後の営業日をいい、(b) 債券満期日(2019年2月13日)(当日を含む。)から2019年3月13日までの期間中においては、各営業日をいう。
買戻通知	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な買戻通知の様式をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
予定終了時刻	本インデックスならびに本インデックスに関する取引所または関連取引所および予定取引日に関して、かかる予定取引日における当該取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう(終了後の取引または通常の立会時間外のその他の取引を考慮しない。 )。
予定取引日	本インデックスに関して、本インデックスに関する取引所および各関連取引所が、それぞれ通常の立会いのために取引を予定している日をいう。
シリーズ会社	管理会社または受託会社の趣意により設立され、いずれかのサブ・ファンドを参照して指定される有限責任の子会社をいう。

サブ・ファンド	信託証書、受託会社および管理会社の間で2008年12月22日に締結された追補信託証書(2015年4月14日付変更証書により変更済。当該変更は2015年5月12日付で効力発生。)(随時修正される。)に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009-01)早期償還条項なしをいう。
サブ・ファンド決議	いずれかのサブ・ファンドに関して、(a)当該サブ・ファンドの発行済受益証券の単純過半数を保有し、関連する決議について議決権を行使する権利を有する者が書面により承認した決議、または(b)当該サブ・ファンドの受益者集会において、当該集会に関する基準日において、本人または代理人が出席し、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者であって、当該サブ・ファンドの受益証券の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
指定額面金額	100豪ドルをいう。
償還日	2019年3月13日または「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド」の項において定める方法により管理会社が決定するこれよりも早い日をいう。
トータル・リターン指数	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド」の項において定義されるところによる。
トータル・リターン指数価額	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、サブ・ファンド、ダイナミック・ポートフォリオ」の項において定める方法により計算されるトータル・リターン指数の価額をいう。
取引不全	いずれかの取引所もしくは関連取引所またはその他の者による取引の停止または取引について課される制限をいい、(a)いずれかの取引所における本インデックスの水準の20パーセント以上を構成する証券/商品に関してまたは(b)いずれかの関連取引所における本インデックスに関する先物取引またはオプション取引に関して、いずれかの取引所もしくは関連取引所またはその他の者により許可される制限を超える価格の変動を理由とするかを問わない。

トラスト	<p>ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストをいう。</p> <p>(注)トラストの名称は平成27年5月12日付で「シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン)」から「レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト」に変更された。</p>
信託証書	<p>受託会社および管理会社との間の2008年10月21日付で締結されたトラストの設立に関する信託証書(2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。(当該変更は2015年5月12日付で効力発生。))(随時修正および追補される。)をいう。</p>
受託会社	<p>CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。</p>
信託財産	<p>各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。</p> <p>(a) 当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金</p> <p>(b) 信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産</p> <p>また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。</p>
受益証券	<p>サブ・ファンドの受益証券をいう。</p>
受益者	<p>当該時点での受益証券の登録保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。</p>
受益者決議	<p>(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議(当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。)、または(b) 受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。</p>

未使用引当金	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、受益証券1口当たり純資産価格」の項において定義された意味を有する。
米国	アメリカ合衆国、その属領および領土をいう。
米ドルおよびセント	アメリカ合衆国の法定通貨をいう。
評価日	営業日である日および/または管理会社が随時書面により指定するいずれかその他の日をいう。
評価時点	本インデックスに関して計算代理人によって決定される本インデックスの水準が算定される時点をいう。
円および日本円	日本国の法定通貨をいう。

## (訳文)

## 独立監査人の監査報告書

受託会社御中

私どもは、添付のレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)(旧シティ・インベストメント・トラスト(ケイマン)) - 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009 - 01)早期償還条項なし(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類、すなわち、2015年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記の監査を行った。

**財務書類に関する管理会社の責任**

管理会社には、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および、不正や誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成することに関連し管理会社が必要と考える内部統制に対する責任がある。

**監査人の責任**

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は私どもの判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

**意見**

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2015年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度の運用成績を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ケーピーエムジー

2016年4月11日

## Independent Auditors' Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets including the schedule of investments as at October 31, 2015, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Management's Responsibility for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Auditors' Responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at October 31, 2015 and its financial performance for the year then ended in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

KPMG

April 11, 2016

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

## 独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

## 財務書類に関する報告

私どもは、5ページから26ページ(訳注:原文のページ)に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「会社」という。)の財務書類、すなわち、2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度における包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記の監査を行った。

## 財務書類に関する取締役の責任

会社の取締役は、香港公認会計士協会が発行した香港財務報告基準および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正によるものか誤謬によるものかに関わらず、重要な虚偽記載を含まない財務書類を作成する上で取締役が必要と考える内部統制に対する責任がある。

さらに、取締役はまた、当該財務書類が、香港証券先物(記録の保存)規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物(会計および監査)規則の要件を充足していることを確保する責任も負っている。

## 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。当報告書は香港新会社法(第622章)スケジュール11の第80条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、また前記の段落に記載されたその他の事項に関して株主に報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

私どもは、香港監査基準に準拠し、また香港公認会計士協会が発行した実務指針第820号「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して、私どもの監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、また当該財務書類が香港証券先物(記録の保存)規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物(会計および監査)規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は、監査人の判断による。監査人はこれらのリスク評価を行うにあたり、状況に即して適切な監査手続を計画するために、会社が真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成することに関連する内部統制について検討しているが、その検討は、会社の内部統制の有効性について意見を表明することを意図して行ったものではない。監査は、取締役が採用した会計方針の適切性、取締役によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

## 意見

私どもは、当該財務書類が、香港財務報告基準に準拠して、2014年12月31日現在の会社の財政状態、および同日に終了した事業年度における会社の損益およびキャッシュ・フローを真実かつ適正に表示しており、また香港会社法に準拠して適正に作成されているものと認める。

## 香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャターロード10

プリンスビル8階

2015年4月24日

## **Independent auditor's report to the shareholder of Citigroup First Investment Management Limited**

*(Incorporated in Hong Kong with limited liability)*

### **Report on the financial statements**

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (the “Company”) set out on pages 5 to 26, which comprise the balance sheet as at 31 December 2014, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### ***Directors' responsibility for the financial statements***

The directors of the Company are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In addition, the directors also have a responsibility to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

### ***Auditors' responsibility***

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 80 of Schedule 11 to the new Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622) and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing and with reference to Practice Note 820 “The Audit of Licensed Corporations and Associated Entities of Intermediaries” issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement, and whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of the financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### ***Opinion***

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2014 and of its profit and cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards and have been properly prepared in accordance with the Hong Kong Companies Ordinance.

### **Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance**

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

### **KPMG**

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building

10 Chater Road

Central, Hong Kong

24 APR 2015

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（訳文）  
独立監査人の監査報告書

受託会社御中

私どもは、添付のシティ・インベストメント・トラスト（ケイマン） - 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2014年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記の監査を行った。

**財務書類に関する管理会社の責任**

管理会社には、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および、不正や誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類を作成することに関連し管理会社が必要と考える内部統制に対する責任がある。

**監査人の責任**

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は私どもの判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

**意見**

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2014年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度の運用成績を、すべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

ケーピーエムジー

2015年4月24日

## Independent Auditors' Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of Citi Investment Trust(Cayman) - Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets including the schedule of investments as at October 31, 2014, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Management's Responsibility for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Auditors' Responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at October 31, 2014 and its financial performance for the year then ended in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

KPMG

April 24, 2015

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。